

奈良県桜井市

特別史跡 山田寺跡 保存活用計画書

2022.1

桜井市

奈良県桜井市

特別史跡 山田寺跡 保存活用計画書

2022.1

桜井市

序

私たちの桜井市は奈良盆地の東南部に位置し、市域の約7割を占める山地より流れ出る粟原川、寺川、初瀬川、纏向川等の清流は平野部をほぼ東西に横断し、この地に生きる私たちに豊かな恵みを与え続けています。

市内には大和川の北側に芝遺跡、纏向遺跡、箸墓古墳、南側には吉備池廃寺、桜井茶白山古墳、メスリ山古墳、上之宮遺跡など全国的にも注目される貴重な文化遺産が多く分布しており、この地域が古代におけるわが国の中心地であったことが知られています。

これらの中であって山田寺跡は、桜井市の西南部、明日香村、橿原市との境界部に位置しており、蘇我倉山田石川麻呂が造営した寺院として知られています。『日本書紀』や『上宮聖徳法王帝説』裏書にも造営の経過を詳しく書かれているなど、文献資料と遺跡が一致している貴重な例であることから、大正10年に史蹟名勝天然紀念物保護法下の史蹟、昭和27年に文化財保護法下の特別史蹟に指定されました。

桜井市では、この貴重な山田寺跡が指定から100年にあたる節目を迎えるにあたり、将来にわたって遺跡を保護し、更なる活用を実現していくために保存活用計画を策定することとなりました。

今後はこの計画にもとづき史跡の適切な管理保存をおこないつつ、整備・活用をはかりながら、遺跡を活かした地域のまちづくりに結びつけていきたいと考えておりますので、皆様のご協力を頂きますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました地元の皆様をはじめ、ご指導いただきました山田寺跡保存活用計画検討委員会委員、文化庁、奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課・文化資源活用課の各位に厚く御礼申し上げます。

令和4年1月28日

桜井市

市長 松井正剛

例 言

1. 本書は、奈良県桜井市に所在する特別史跡山田寺跡の保存活用計画書である。
2. 本計画策定事業は、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金）の適用を受け、令和2年度、令和3年度事業で実施した。
3. 本書は、「桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画検討委員会」を設置・開催し、専門的見地からの指導を受けつつ、桜井市が策定したもので、これには文化庁及び奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課・文化資源活用課をはじめとする関係機関、山田区からの指導・助言を得た。
4. 本書で使用した写真や図版のうち、各機関から提供していただいた写真及び図版資料はそれぞれに註記をおこなっている。特に注記のないものは桜井市が作成、または所蔵する資料である。
5. 本書を作成するにあたり、下記の機関からご協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。
(順不同、敬称略)
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所及び飛鳥資料館、興福寺、北村美術館、藤田美術館、奈良県立橿原考古学研究所及び附属博物館、京都府向日市教育委員会、大分県竹田市教育委員会、石川県野々市市教育委員会、石川県七尾市教育委員会、石川県能美市教育委員会
6. 本書は、株式会社 空間創研の協力を受けて、桜井市教育委員会文化財課文化財係が執筆・編集した。

桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画書：目次

1 計画策定の背景・目的	1
1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 計画の目的と対象範囲.....	1
1-3 桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画検討委員会の設置・経緯.....	2
1-4 関連計画との関係.....	4
1-5 計画の実施.....	14
2 桜井市の概要	15
2-1 自然的環境.....	15
2-2 歴史的環境.....	18
2-3 社会的環境.....	31
2-4 山田寺跡周辺の概要.....	37
3 山田寺跡の概要	43
3-1 山田寺の歴史.....	43
3-2 山田寺跡のあゆみ.....	45
3-3 指定の状況.....	47
3-4 指定地の状況.....	49
3-5 山田寺跡の発掘調査.....	51
3-6 発掘調査成果の概要.....	54
3-7 現代に伝わる山田寺の遺宝.....	66
3-8 整備の状況.....	67
4 山田寺跡の価値と構成要素	74
4-1 山田寺跡の本質的価値.....	74
4-2 山田寺跡の本質的価値をより豊かにする価値.....	76
4-3 山田寺跡の構成要素.....	78
5 現状・課題	81
5-1 保存管理.....	81
5-2 活用.....	86
5-3 整備.....	89
5-4 調査・研究.....	91
5-5 運営・体制の整備.....	92

6 大綱・基本方針	93
6-1 大綱	93
6-2 基本方針.....	93
7 保存管理	94
7-1 保存管理の方向性.....	94
7-2 基本的な保存管理の方法.....	94
7-3 保存管理の基準.....	95
8 活用	101
8-1 活用の方向性	101
8-2 活用の方法	101
9 整備	105
9-1 整備の方向性	105
9-2 整備の方法	105
10 調査研究	109
10-1 調査・研究の方向性.....	109
10-2 調査研究の方法.....	109
11 管理運営・体制の整備	111
11-1 管理運営・体制の整備の方向性.....	111
11-2 管理運営・体制の整備の方法.....	112
12 実施計画	113
13 経過観察	116
主な参考文献	118
参考資料	120

1 計画策定の背景・目的

1-1 計画策定の背景

桜井市は奈良盆地の東南部にあり、市域の約 20%を占める平野部の中央には、山地より流れ出る粟原川、寺川、初瀬川、纏向川の清流を集めた大和川がほぼ東西に流れています。この大和川を挟んで、南には桜井茶臼山古墳をはじめとしてメスリ山古墳、坪井・大福遺跡、吉備池廃寺跡、上之宮遺跡、北には、芝遺跡、箸墓古墳、纏向遺跡など、全国的にも知られた貴重な遺跡が数多く点在しています。

これらの中であって、山田寺跡は、市の西南部、明日香村、橿原市との境界付近に位置しています。山田寺跡は、蘇我倉山田石川麻呂が造営した寺院として古くから知られ、その造営過程が『日本書紀』や『上宮聖徳法王帝説』裏書にも詳しく書かれているなど、文献史料と遺跡が一致する貴重な例となっています。こういった歴史的な評価もあって、山田寺跡は、大正 10 年(1921)に史蹟名勝天然記念物保護法下の史蹟、昭和 27 年(1952)には文化財保護法下の特別史跡に指定されました。昭和 50 年代から、本格的な発掘調査が始まり、倒壊した東面回廊の発見、塔や金堂の構造の判明、遺物では瓦類をはじめとして埴仏などの多くの発見がありました。山田寺跡の存在は、仏教導入後の飛鳥時代寺院のあり方、また古代寺院建築史、仏教美術史などにおいても重要な資料を提供しています。

史跡指定や発掘調査の進展に合わせ、山田寺跡の中心部は国による公有化が実施されるとともに、平成 12 年(2000)度までに整備工事がおこなわれ、桜井市南部地域や飛鳥地方を訪れる人々が立ち寄り、本地域を代表する文化遺産となっています。また、ユネスコ世界遺産暫定一覧に登録された「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の有力な構成資産候補となっています。

こういった背景のなか、今後は文化遺産としての保存管理の徹底や、地域資源としての積極的な活用を図るための保存活用計画の策定が求められることとなりました。

1-2 計画の目的と対象範囲

(1) 計画の目的

山田寺跡は、伽藍地の大部分で調査がおこなわれた結果、中心伽藍の配置や建物の構造が判明し、平成 12 年(2000)度には第 I 期整備が完了しています。しかし、当初計画されていた基壇や礎石の復元配置などは将来に先送りになっていることや、追加指定の範囲を含めて未整備部分が残されているなどの課題が残っています。また、整備部分においては経年による劣化、未整備部分では、近年の異常気象などによる被害が相次ぎ、適切な保存管理も急務となっています。

また、ユネスコ世界遺産暫定一覧に登録されている「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産候補にもなっていることから、広域的な連携による積極的な活用が求められます。

本計画は、特別史跡山田寺跡の本質的価値及び構成要素を明確にするとともに、適切な保存管理をおこなって次世代に継承すること、また史跡の整備活用を推進し、市民が遺跡を通して郷土に対する愛着や誇りを育み、地域の活性化につなげることを目的として策定するものです。ま

たあわせて保存活用の基本方針や現状変更などの取り扱い基準、保存管理、整備、活用、調査研究、運営・体制などについて、今後の方向性を示しました。

(2) 計画の対象範囲

本計画は、基本的には山田寺跡の特別史跡に指定された範囲を対象とするものです。しかしながら、山田寺跡周辺に広がる付属施設等についても、その性格を明らかにしながら追加指定をおこなう必要も考えられることから、既存の史跡指定地周辺についても必要に応じて計画の対象とすることとします (P.96 図 7.1 参照)。

このほか、山田道でつながる北側の「阿倍」や「磐余」地域、西側の「飛鳥」地域には、寺院跡の他、古墳や集落跡、宮の伝承地など、山田寺が存在していた時代の社会状況や歴史の変遷を考える上で重要な歴史文化遺産が数多く点在しています。こうした歴史文化遺産等と山田寺跡を関連づけることによって歴史的な価値がより深まり、有効な活用につながることから、周辺地域の歴史文化遺産を含めた検討をおこなうものとします。

1-3 桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画検討委員会の設置・経緯

(1) 検討委員会の設置・経緯

本計画を策定するにあたって、「桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置し、そこでの協議・意見を踏まえながら、令和2年(2020)度と令和3年(2021)度の2か年をかけて保存活用計画を策定しました。

検討委員会は、考古、建築学の各専門家に、地元を加えた計6名で構成し、その他、文化庁や奈良県をオブザーバーとして参加していただきました。委員名簿は以下の通りです。

1) 委員名簿等

○桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画検討委員会

表 1.1 検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属・職名等	専門分野等
委員	大脇 潔	元近畿大学文芸学部教授	考古学
委員	寺澤 薫	桜井市纏向学研究センター所長	考古学
委員	箱崎 和久	奈良文化財研究所 都城発掘調査部長	建築学
委員	石橋 茂登	奈良文化財研究所飛鳥資料館 学芸室長	考古学
委員	廣瀬 覚	奈良文化財研究所 主任研究員(～令和3年3月) 飛鳥・藤原調査地区考古第一研究室長 (令和3年4月～)	考古学
委員	下野 康弘	山田区長	地元関係者

(敬称略)

区分	氏名	所属・職名等	専門分野等
オブザーバー	山下 信一郎 浅野 啓介	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官 (～令和3年6月) 文化庁文化財第二課 文化財調査官 (令和3年7月～)	行政
オブザーバー	石原 昌伸	奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課長	行政
オブザーバー	酒元 健司 中川 智巨	奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課長 (～令和3年3月) 奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課長 (令和3年4月～)	行政

(敬称略)

○桜井市 事務局

桜井市教育委員会 教育長 上田陽一
 教育委員会事務局 事務局長 藪内誠一
 まちづくり部 観光まちづくり課長 倉田悟
 まちづくり部 農林課長 松浦剛史
 (事務局)文化財課 課長 橋本輝彦、主幹・文化財係長 清水将之(～令和3年3月)
 副主幹・文化財係長 山名容子(令和3年4月～)
 主査 松宮昌樹、丹羽恵二、主任 森暢郎
 会計年度任用職員 三沢朋未(～令和3年3月)、藤村裕美、東山みどり

○コンサルタント

株式会社 空間創研 杉本亨、野見山志帆、家本智

(2) 審議経過

表 1.2 審議経過

回	開催年月日	検討内容
第1回	令和2年8月26日	・委嘱状交付 ・委員長選出 ・保存活用計画策定の経緯及び進め方について ・章立てについて ・保存活用計画案について
第2回	令和2年10月12日	・現地視察 ・現状確認と課題の抽出
第3回	令和2年11月17日	・本質的価値及び現状と課題について(修正案) ・第6章～第10章(素案)について
第4回	令和3年2月17日	・保存活用計画全体の確認
第5回	令和3年5月25日	・保存活用計画全体の確認 ・前回委員会からの修正事項について
第6回	令和3年7月6日	・前回委員会からの修正事項について ・パブリックコメントの実施について
第7回	令和3年11月2日	・パブリックコメントの結果について ・保存活用計画最終案について

1 - 4 関連計画との関係

本計画は、桜井市における文化財行政の直接の上位計画である「教育大綱」や「歴史文化基本構想」を反映するとともに、まちづくり行政の基本計画である「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」「景観計画」「観光基本計画」などとの整合を図りながら策定するものです。

本計画の検討にあたっては、文化財の保存・活用と、地域・まちづくりに係る計画等との連携により、桜井市の歴史・文化を活かしたまちづくりに貢献することを目指します。

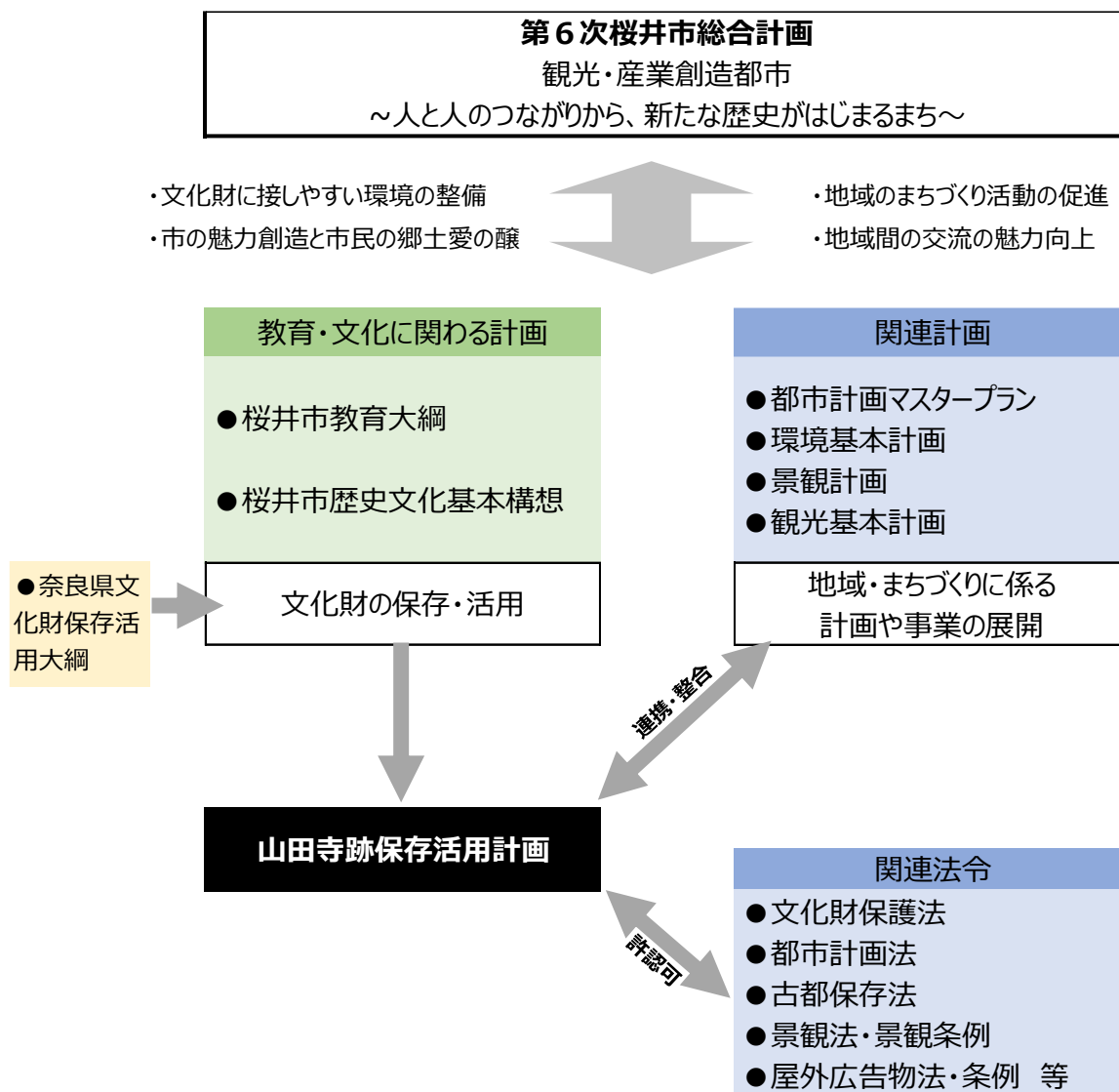


図 1.1 本計画の位置づけ

(1) 第6次桜井市総合計画（令和3年（2021）策定）

（計画の位置づけ・性格）

第6次桜井市総合計画は、令和3年度を始期とする市の最上位計画で、少子高齢化や高度情報化、地方分権など地域を取り巻く社会環境の変化とそれにより発生する行政上の諸課題に対応し、持続可能な行政運営を進めるための総合的かつ計画的な指針となるもので、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働で実現を目指す街の将来像を示すものです。

本市の総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生」を実現するため、総合計画の政策体系に基づき、施策と事務事業を組み合わせた「戦略的プロジェクト」（今後5年間で戦略的に取り組むプロジェクト）に対応するものとして位置づけられています。

（戦略の基本目標）

基本目標①では、「魅力的な働く場を創出する戦略的プロジェクト」の一つとして「6次産業化※による地域の価値向上」が示されており、施策の方向性として「NAFIC（奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校）を中心とした賑わいづくり」が挙げられています。

基本目標②では、「地域資源を活用し来訪を促進する戦略的プロジェクト」の一つとして「資源周辺環境整備」が示されており、施策の方向性として「観光案内サインの充実や多言語表示の推進」が挙げられています。また「観光プロモーションの充実」では、施策の方向性として「世界文化遺産登録の推進」のほか、観光客の来訪促進のための事業として「山田寺跡・纏向遺跡魅力発信事業」が位置づけられています。「山田寺跡・纏向遺跡魅力発信事業」は「積極的な国内外への観光情報発信」のための事業としても位置づけられています。

※第6次産業化：農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次・3次業者と連携して新商品やサービスをうみだしたりすること。

(2) 桜井市教育大綱（平成28年（2016）策定）

（計画の位置づけ）

桜井市教育大綱は、国が閣議決定した「教育振興基本計画」を参酌しつつ、本市における教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針を定めています。

（基本理念）

『すべての世代の市民がつながりあい、生涯を通して輝き続けることのできるまち「桜井」』

（教育目標）

桜井市が目指す教育目標のうち文化財に関連するものとして、「文化財が適切に保存され、市民の財産として将来に継承するとともにまちづくり、地域づくりに活用されるよう努める」ことが挙げられています。また、社会教育の目標の一つとして「自然や文化遺産の保護及び活用」が挙げられており、それらを踏まえた「基本的な方針」および「具体的方策」が示されています。

（基本的な方針と具体的方策）

基本的な方針においては、「7 郷土を愛し、自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成」として、「郷土に対する理解を深める教育を推進し、地域資源等を活かした多様な体験・交流活動の充実」や「歴史的風土に愛着と誇りを持ち、理解と認識を深めながら、本市の貴重な文化遺産の保存とその創造的な活用」を図るとされています。

その具体的方策「②歴史文化の保存活用と地域の活性化の推進」として、「文化遺産の活用を通して、保存環境の整備を進め、地域の活性化を図る」「遺跡の調査を進め、市民とともに保存活用整備に努める」「文化遺産の価値や魅力を広報し、啓発活動を推進する」とされています。

(3) 令和3年度桜井市教育方針－さくらの教育

(計画の位置づけ・性格)

桜井市では、学校教育と社会教育の二本の柱のもと、それぞれの目標を掲げ、またその重点施策と合わせて教育方針としています。学校教育においては、「人権尊重の精神を培うことを基盤として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を目指す」ことを目標に、重点課題（令和3年度）の一つとして、「郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進」が挙げられています。

(社会教育における文化財活用に向けた考え方)

社会教育の具体的目標の一つに、「郷土の自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成を図る」ことが挙げられています。また、重点施策の一つとして「文化遺産の保護及び活用」が挙げられており、“郷土の自然や伝統と文化、歴史的資産を愛護するとともに、より良い文化の創造に寄与できるよう積極的な活用を図る”としています。

(4) 桜井市歴史文化基本構想（平成27年(2015)策定)

(計画の位置づけ・性格)

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的方針となるものです。

桜井市の貴重な文化財を保存し将来に伝えていくためには、その価値を理解し、価値をより高め、価値を継承し、そして価値を活かすことが必要であることから、桜井市歴史文化基本構想は、それらを長期的な視野で計画的におこなうことを目的として平成27年（2015）3月に策定されました。

本計画は、桜井市歴史文化基本構想の下での個別文化財の計画として位置づけられるものであり、計画の検討においては、これらの方針を踏まえたものとする事が求められます。

(文化財活用に向けた考え方)

桜井市歴史文化基本構想では、これまで指定等により保護してきた文化財に加えて、未指定の文化財やその周辺環境を含めた一体的な保存・活用の方針が、図1.2のように定められています。

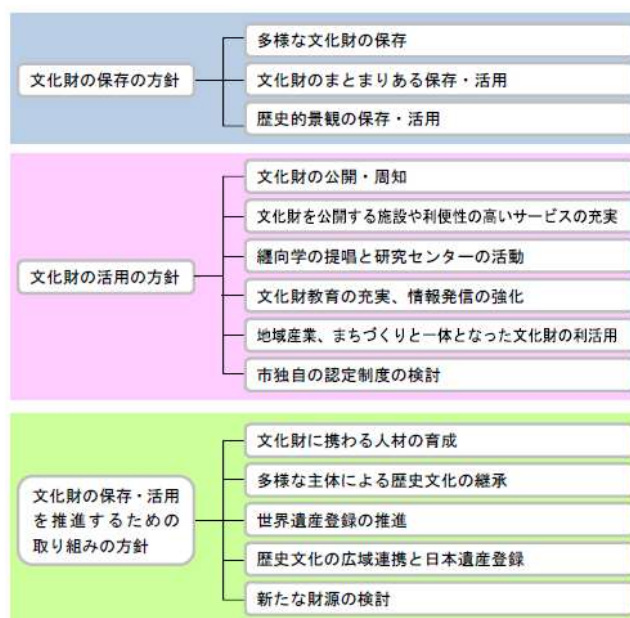


図 1.2 文化財保存活用の基本的方針

出典：桜井市歴史文化基本構想（平成27年）

桜井市歴史文化基本構想では、桜井市の歴史文化の視点として、「国のはじまりを語るまち」、「社寺の文化と信仰の息づくまち」、「時代の変遷をつなぐさくらの「道」」の3つの視点が表示されています。また、桜井市の歴史文化を特徴づける6つのテーマが設定され、それらの関係性は、図1.3のように示されています。

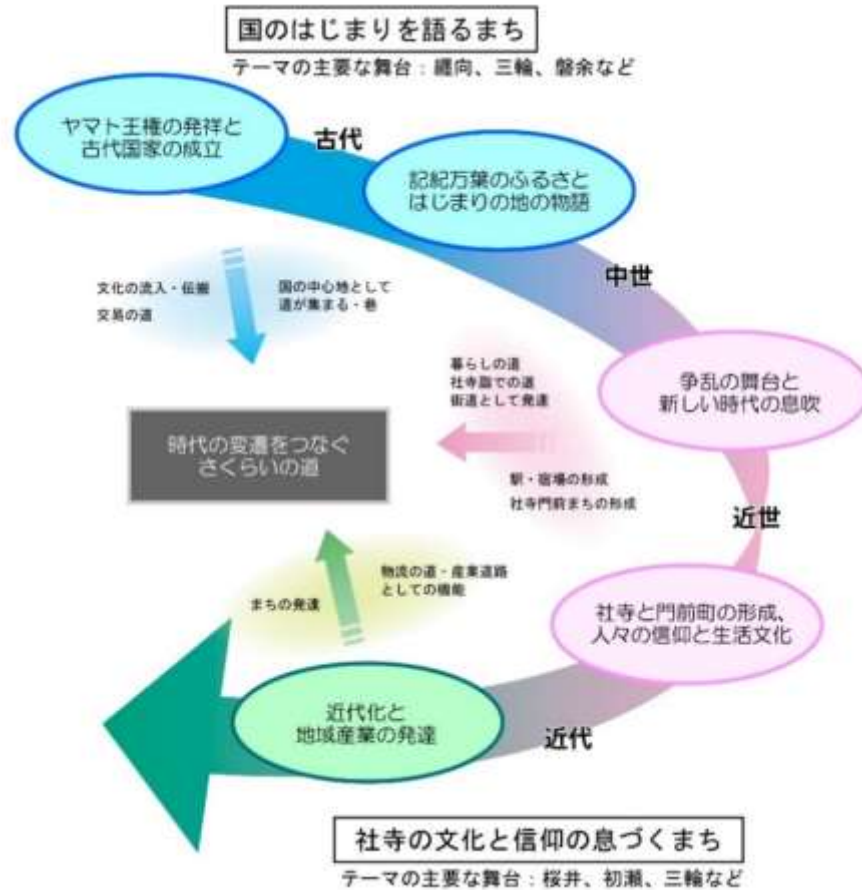


図 1.3 6つのテーマの関係性

出典：桜井市歴史文化基本構想（平成 27 年）

（計画地及び周辺エリアの位置づけ）

山田寺跡は、桜井市の歴史文化を特徴づける6つのテーマの一つである「記紀万葉のふるさととはじまりの地の物語」の関連文化財を構成する主な歴史文化資産に位置づけられています。また、関連文化財群をつなぐストーリーである「記紀万葉と「はじまりの物語」に関する文化財群」、「古墳時代の終焉と律令国家成立に関する文化財群」、「仏教の伝来と受容、古代寺院に関する文化財群」に、それぞれ含まれています。

対象地及び周辺エリアを含む桜井市西南部の一角が「歴史文化保存活用区域（案）」の「磐余地区」とされ、その核となる歴史文化資産として山田寺跡及び飛鳥資料館が挙げられています。また、同地区の保存活用の基本的考え方として、「仏教受容の貴重な古代寺院跡の保存と史跡整備」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連文化財群の世界遺産登録に向けた取り組み」などが示されています。

表 1.3 「磐余地区」の関連文化財群

関連文化財群	主な歴史文化資産の名称
ヤマト王権の発祥と古代国家の成立	磐余遺跡群、桜井公園遺跡群、安倍寺遺跡、谷遺跡、吉備遺跡、上之宮遺跡、中山遺跡、大藤原京、メスリ山古墳、谷首古墳、文殊院東古墳、文殊院西古墳、艸墓古墳、池之内古墳群、風呂坊古墳群、宮跡伝承地(磐余稚桜宮、磐余甕栗宮、磐余玉穂宮、池辺雙槻宮)
記紀万葉のふるさととはじまりの地の物語	磐余稚桜神社、若桜神社、安倍文殊院、石寸山口神社、メスリ山古墳、土舞台、上之宮遺跡、安倍寺跡、山田寺跡、高田廃寺、百済大寺跡(吉備池廃寺跡)、池之内、青木廃寺
争乱の舞台と新しい時代の息吹	条里制遺構、安倍山城
社寺と門前町の形成、人々の信仰と生活文化	安倍文殊院、若桜神社、石寸山口神社、東大谷日女命神社、河西天満神社
近代化と地域産業の発達	そうめん製造業者、木材産業関連業者
時代の変遷をつなぐさくらの道	磐余・山田道

出典：桜井市歴史文化基本構想（平成 27 年）、一部改変

表 1.4 文化財保存活用区域（磐余地区）の保存・活用の基本的考え方及び方向性（案）

磐余地区		
保存・活用の基本的考え方	<p>【保存】(文化財及び歴史文化遺産の保存の方針を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仏教受容の貴重な古代寺院跡の保存と史跡整備 ・安倍文殊院周辺の歴史文化資産の保存 ・磐余池やその付近にあるとされる磐余の諸宮など、ヤマト王権の根拠地、磐余地区の歴史の解明と、拠点となる地域の保存整備 ・飛鳥・藤原の宮都とその関連文化財群の世界遺産登録に向けた取り組み <p>【活用】(資産を活かした地域活性やまちづくりの方針を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安倍文殊院を中心とした周辺地域の歴史文化資産の一体的活用 ・宮跡や伝承地、芸能発祥の地等の案内の充実と散策ルートの開発整備 ・磐余地区が一望できる食のオーベルジュ周辺及び芸能の発祥の地土舞台のある桜井公園を、磐余地区の散策の拠点とする 	
地区の拠点となる範囲	安倍文殊院と桜井公園周辺、磐余・山田道周辺、橘街道と磐余池伝承地周辺	
核となる歴史文化遺産	安倍文殊院と桜井公園周辺	安倍文殊院と文化財、特別史跡文殊院西古墳、国史跡(安倍寺跡・艸墓古墳・メスリ山古墳)、土舞台伝承地
	磐余・山田道	特別史跡山田寺跡、飛鳥資料館
	橘街道と磐余池伝承地周辺	国史跡吉備池廃寺跡、磐余池伝承地、ヤマト王権の磐余の諸宮伝承地
保存・活用の推進にあたり考慮すべき事項等	安倍文殊院と桜井公園周辺	「知恵の文殊さん」日本三文殊の一つ安倍文殊院 古代豪族阿倍氏の根拠地と関連遺跡群 芸能発祥の地土舞台の顕彰 聖徳太子と上之宮 桜井公園の整備(古代の高地性弥生集落と中世の城跡) 古墳時代前期の巨大前方後円墳メスリ山古墳 高田のいのこの暴れまつり
	磐余・山田道	ヤマト王権発祥の地と飛鳥を結ぶ歴史街道「大化改新世界遺産暫定リスト「飛鳥・藤原の宮都と関連資産群」 磐余の里の眺望と新たなハイキング道 なら食と農の魅力創造国際大学校(実践オーベルジュ棟) 近郊農業(大和野菜、品種改良、ブランド化) 農家民宿、農業体験
	橘街道と磐余池伝承地周辺	磐余池と磐余の諸宮の解明と歴史展示 橘街道と横大路、中ツ道の歴史 吉備池廃寺跡の保存と史跡整備 記紀万葉の物語(大津皇子)
	まちづくり・地域づくり活動	土舞台顕彰会(芸能発祥の地の顕彰) 耕作放棄地の利用 さくらの菜の花プロジェクトの活動(農業・里山再生)
関連事業、計画	風致地区・歴史的風土保存区域(磐余地区) なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センターの開設	

出典：桜井市歴史文化基本構想（平成 27 年）、一部改変

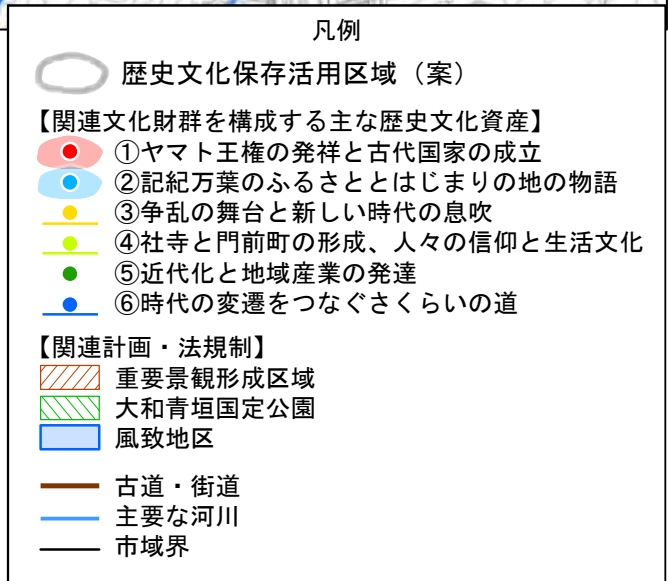
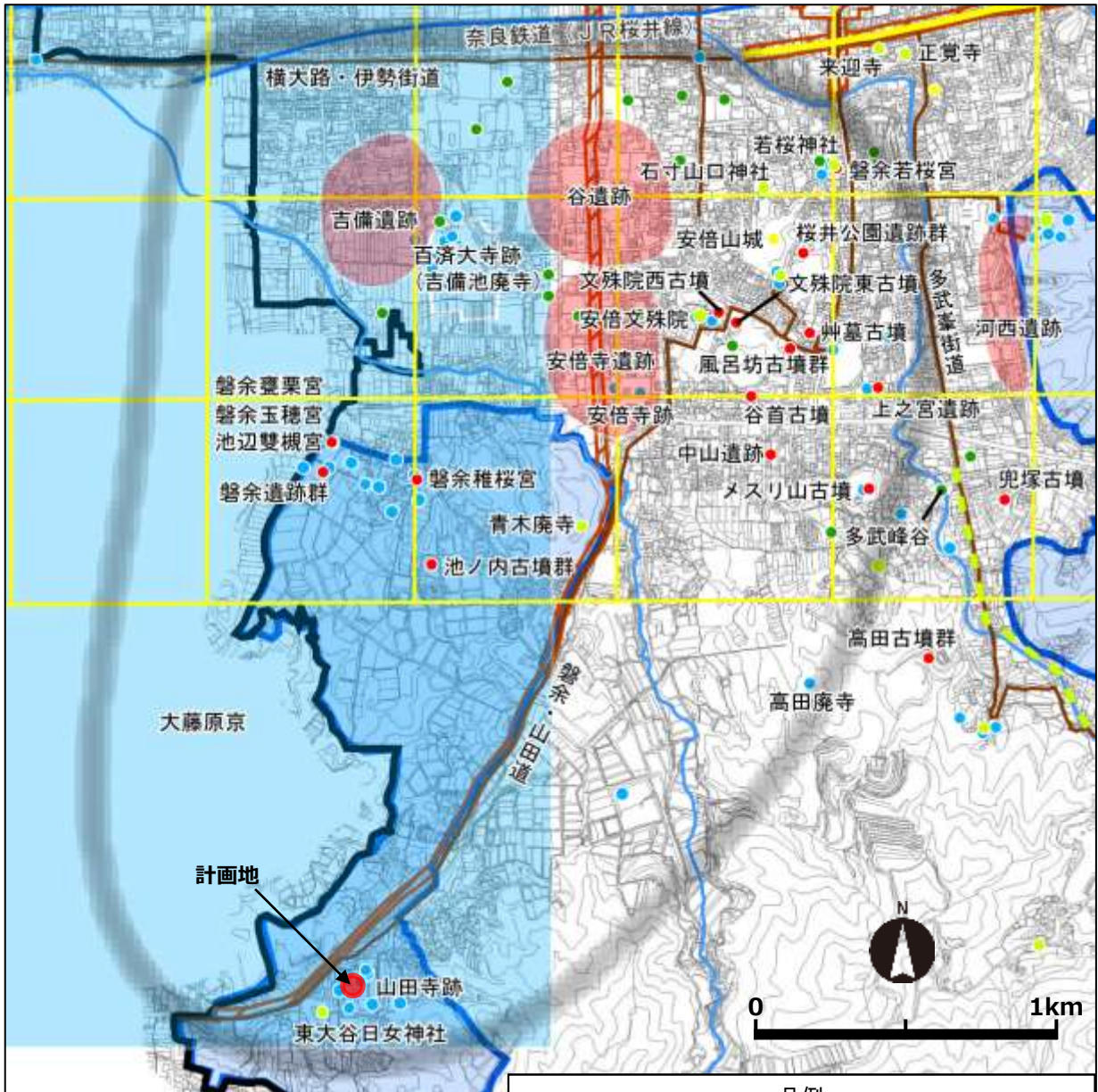


図 1.4 文化財保存活用区域（磐余地区）の概況
 出典：桜井市歴史文化基本構想（平成 27 年）に一部加筆

(5) 桜井市都市計画マスタープラン（令和3年（2021））

（計画の位置づけ・性格）

土地利用や市街地整備、都市施設整備（道路、公園、河川、下水道等）、自然環境保全、景観形成、防災まちづくり等、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、具体的な指針としての役割を果たすものであり、概ね20年後のまちの姿を展望しつつ、10年後の令和12年（2030）を目標年次としています。

（文化財活用に向けた考え方）

「都市づくりの将来像」が、『はじまりの地から未来へ 歴史と自然が息づく万葉のふるさと桜井』と設定されています。それを踏まえた「都市づくりの目標」の“各地域への愛着と誇りを協働で育むまちづくり”の内容として、“特色ある歴史文化遺産や田園風景等の地域資源を守り育てるまちづくり”が挙げられています。

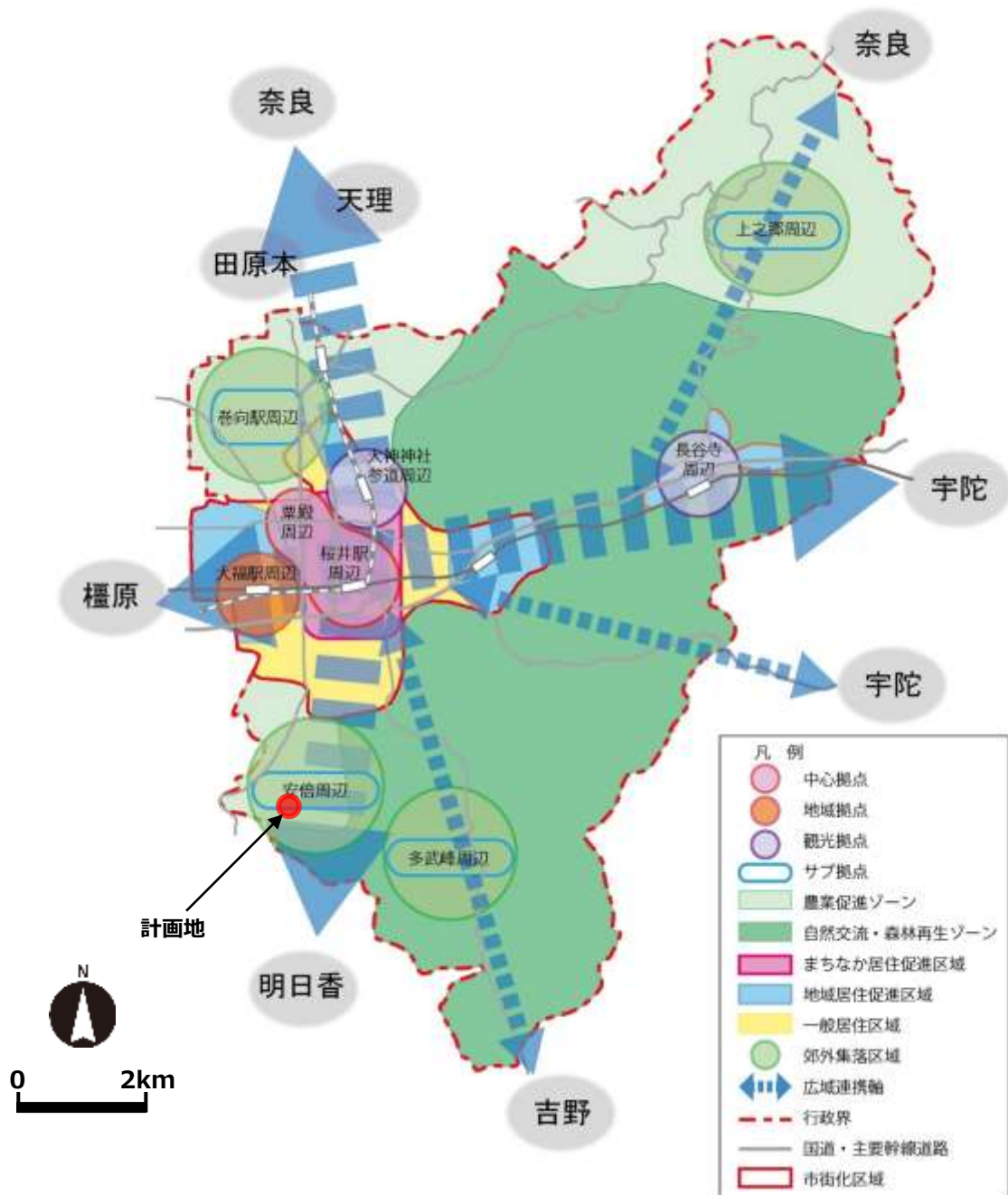


図 1.5 将来都市構造 出典：桜井市都市計画マスタープラン（令和3年）に一部加筆

(計画地及び周辺エリアの位置づけ)

「将来都市構造」においては、計画地及び周辺エリアは、“自然特性を活かして支えられてきた地域の農業を基盤に、市内の他の産業との連携により新たな価値の創造”を図る「農業促進ゾーン」とされ、計画地に近い安倍周辺は、特徴ある農村資源や NAFIC（奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校）などの施設環境を活かし、次世代のならの農業と食や農泊の魅力を経験・体験できる賑わいの拠点づくりと農村地域活性化を推進するサブ拠点に位置づけられています。

「自然的・文化的環境の保全・形成の方針」においては、計画地及び周辺エリアは、“自然環境の保全、山林の保全と利活用”を図るエリアとされ、良好な自然環境や歴史文化遺産等の維持・保全を図るとともに、利活用についても緑地利用を基本として必要最小限に抑える場とされています。また、同方針では、県や関連市村と連携して「飛鳥・藤原」の世界文化遺産への登録を推進するとともに、市内の歴史文化遺産の情報を広く発信し、文化財の活用を図ることが示されています。

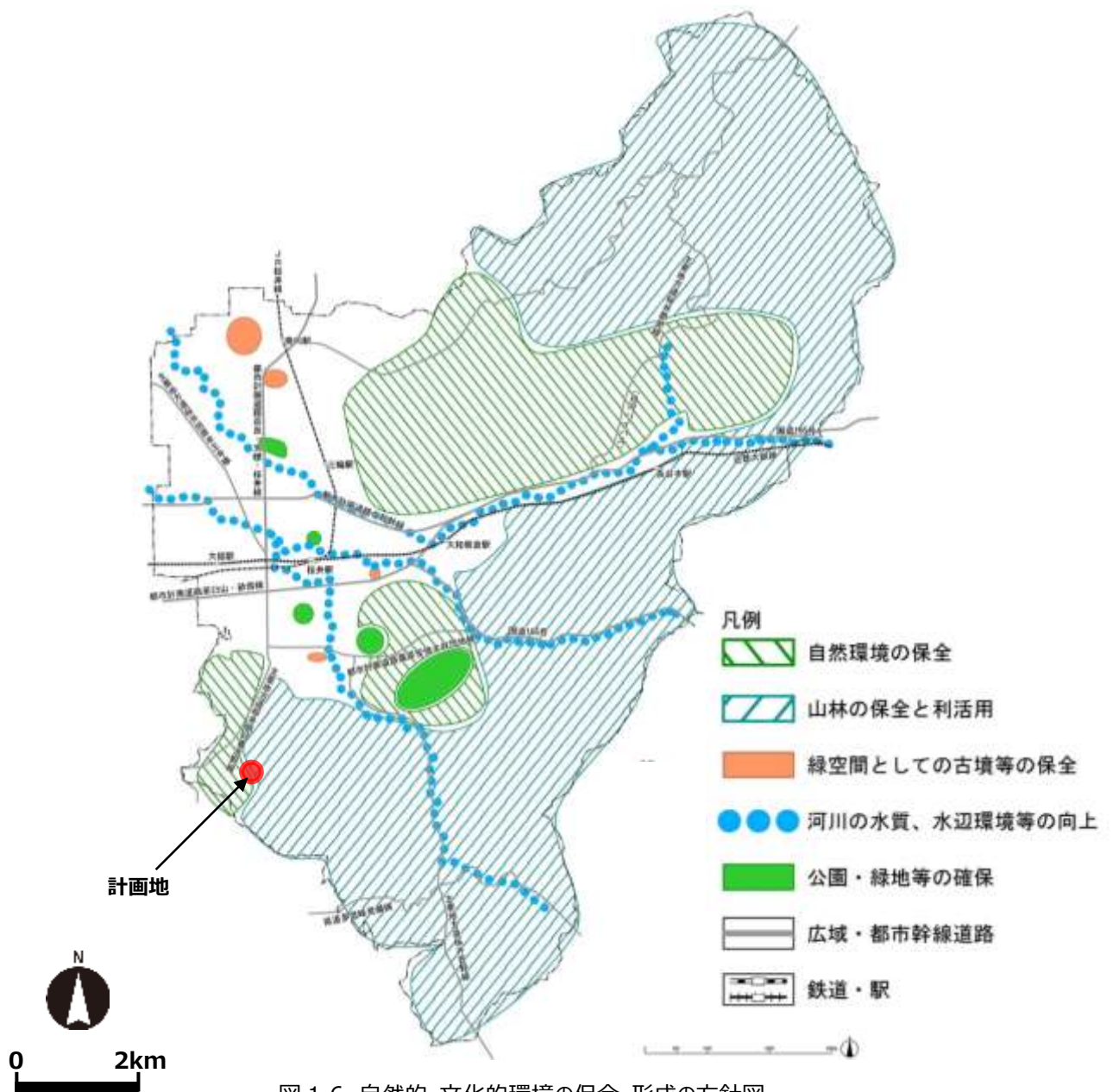


図 1.6 自然的・文化的環境の保全・形成の方針図

出典：桜井市都市計画マスタープラン（令和3年）に一部加筆

(6) 桜井市環境基本計画（平成 29 年（2017）策定）

（計画の位置づけ・性格）

桜井市の環境面のマスタープランとして環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画であり、第 5 次桜井市総合計画で掲げている将来都市像の実現に向けて環境面から具体化を図る環境総合計画であるとともに、市の環境行政の基本となる計画であり、各種環境施策の基本的方向が示されています。

桜井市が目指す環境像が、「自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい～豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐ～」と示されています。

（文化財活用に向けた考え方）

「桜井市の環境特性と課題」においては、歴史・文化・景観の課題として、史跡などの保存・活用、市民の歴史・文化遺産に対する愛着醸成、歴史的遺産とそれを取り巻く良好な自然環境の保全、歴史的価値・文化的価値についての情報発信・活用などが挙げられています。

基本目標『大和まほろばの歴史や風土、文化を未来につなぐ』に向けた基本施策「歴史・文化の保全と継承」のための具体的な施策として、市民・事業者・滞在者に対し、本市の歴史を守り育む取組みへの理解と協力、参加を促すとともに、歴史資源を活用していく体制づくりを進めることや、本市の文化財のすばらしさを広く市民に伝えるため、学校での歴史文化の学習や、考古学講座、講演会、現地研修等の充実を図ることが挙げられています。

また、基本目標『未来をつなぐ地域と人をつくる』に向けた基本施策「自然や歴史を活用した地域活性化の推進」のための具体的な施策として“市内の公園・緑地や水辺、歴史資源を活用したイベントなど市民と滞在者が身近な歴史や自然と触れ合う機会を設けることを検討する”ことや“広域的な観光ルートの整備、主要駅や観光拠点間をつなぐ快適な歩行空間の整備、東海自然歩道の整備など、地域に点在する歴史と自然を体感できる周遊ルートづくりと情報発信に努める”ことが挙げられています。

(7) 桜井市景観計画（平成 24 年（2012）策定）

（計画の位置づけ・性格）

景観法第 8 条に基づいて景観行政団体（桜井市）が策定する計画であり、桜井市における良好な景観の形成を促進するため、美しく風格ある都市の形成、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を目指すものです。

（計画地及び周辺エリアの位置づけ）

計画地及び周辺エリアでは、主要地方道桜井・明日香・吉野線沿道（道路境界から両側 10m の範囲）が、周辺の景観と調和した広域幹線道路沿道にふさわしい景観を形成する地区として「広域幹線道路沿道地区」に指定されています。

景観形成の基本方針として、山田寺跡を含む歴史文化的景観について、地域固有の景観資源であるとともに観光資源でもあることから、その観光交流の舞台となるよう周辺の環境を含めた保全に務めるとされています。

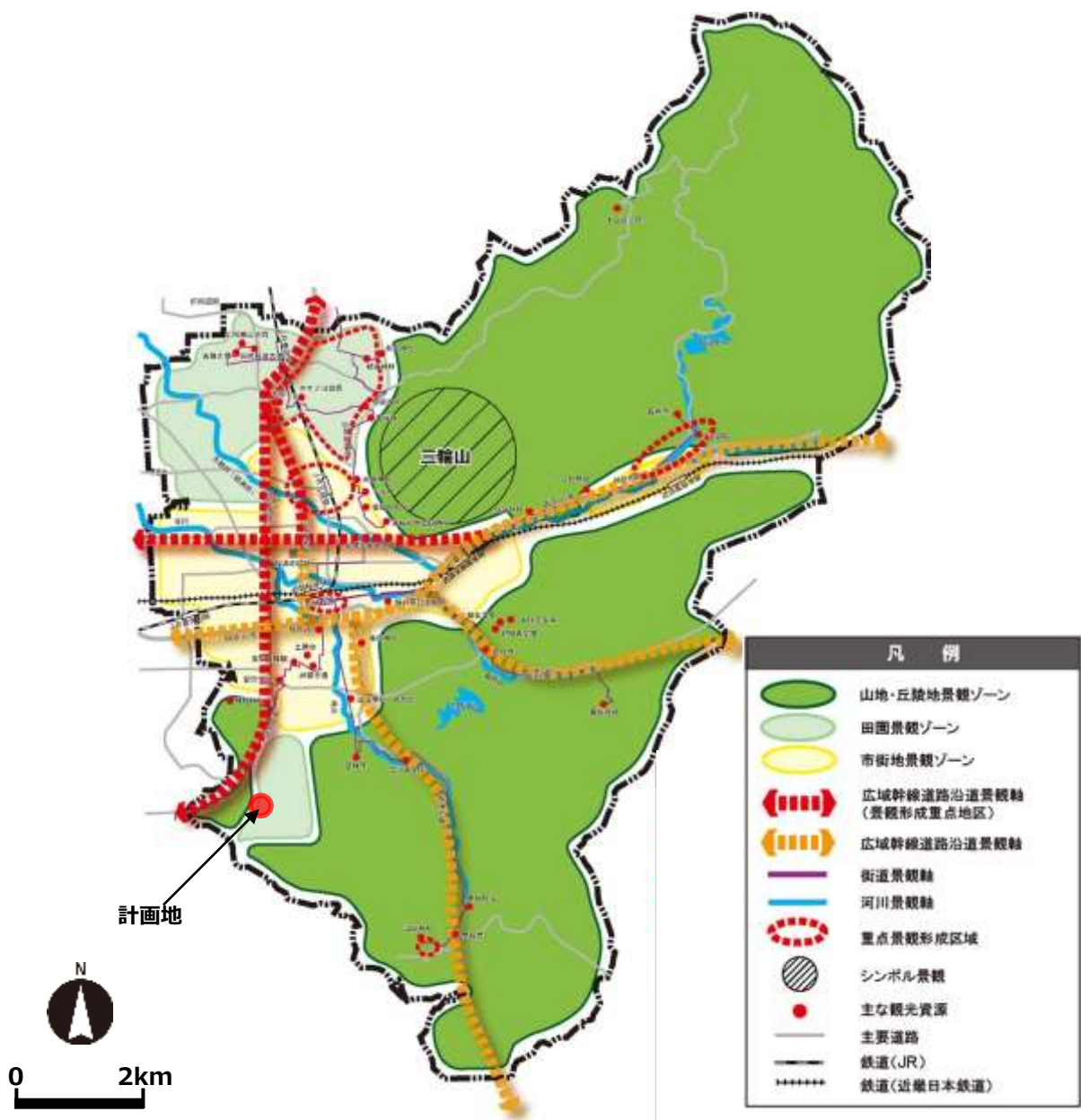


図 1.7 景観構造からみた景観方針

出典：桜井市景観計画（平成 24 年）に一部加筆

(8) 桜井市観光基本計画（平成 24 年（2012）策定）

（計画の位置づけ・性格）

桜井市観光基本計画は、「観光・産業創造都市」を実現するため観光振興の基本目標を設定したものであり、国の「観光立国推進基本計画」や奈良県の「21 世紀の観光戦略」「記紀・万葉プロジェクト基本構想」、また本市の「第 5 次総合計画」を上位計画として整合性を図り、桜井宇陀広域連合などの関連計画との連携を図るものとして位置づけられ、計画期間は平成 24 年度（2012）から令和 2 年度（2020）と設定されています。

同計画では、『将来ビジョン』として、「日本のはじまり、古代の魅力が伝わる歴史のまち 大和桜井」「万葉の息吹を歩いて感じる美しいまち 大和桜井」「もてなし、発見、ふれあいがあふれる楽しいまち 大和桜井」の 3 点が示されています。また、『基本目標』として、「市民が桜井市の歴史や文化を深く理解し、その魅力を発信することで、来訪者は市内をめぐりながら地域と

の交流のなかで観光を楽しんでいる」とする将来都市像が掲げられています。

(文化財活用に向けた考え方)

同計画においては、『桜井市観光の基本方針』として以下の5つの方針が示されています。

- ①既存の観光資源を活かした新たな魅力を創造する観光まちづくり
- ②快適な移動環境が整った回遊性のある観光まちづくり
- ③おもてなしの心を大切にした市民参加による観光まちづくり
- ④交流・賑わいを高める連携体制の整った観光まちづくり
- ⑤桜井の魅力を継続的に伝え、広める観光まちづくり

(9) 奈良県文化財保存活用大綱（令和3年（2021）策定）

(計画の位置づけ・性格)

奈良県文化財保存活用大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき、奈良県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確にし、各種の取組を進める共通の基盤となるものとして策定されました。

同大綱では、文化財の保存と活用を推進する意義として、「過去から受け継がれてきた本県にある魅力あふれる多くの文化財を次世代に確実に継承する。」、「公共財でもある文化財について、県民等がその魅力に触れ、価値を理解し、守り、楽しみ、親しみ、交流するようにする。」、「文化財をまちづくりに生かしつつ、地域を活性化する。」の3点が示されています。

(文化財の保存と活用における視点)

同大綱では、県が取り組む文化財行政の視点として、以下の6つの視点が示されています。

- ①文化財の保存と活用の一体性
- ②文化財の把握の必要性
- ③修復等の透明化・標準化
- ④人材育成
- ⑤地域づくり
- ⑥持続性のある文化財保護

1-5 計画の実施

本計画の実施期間は、令和4年1月28日から令和14年3月31日までの約10年間とします。

(12 実施計画を参照)

2 桜井市の概要

2-1 自然的環境

(1) 位置

桜井市は、奈良盆地の東南部に位置し、東経135度51分、北緯34度31分に市の中心部があります。市域は東西11.9km、南北16.4km、面積は98.91km²で、奈良県総面積の2.7%を占めており、また奈良市までは20km圏（30分圏）、大阪市へは40km圏（1時間圏）にあります。

計画地である山田寺跡は、桜井市西南部の橿原市及び明日香村との行政界近くに位置し、主要地方道桜井・明日香・吉野線にも近接し、地理的にも歴史的にも飛鳥地域と結びつきの強い立地にあります。

(2) 気候

市街地を形成している奈良盆地と、大和高原南部丘陵地もしくは山岳地とは気候条件が異なり、盆地山麓気候と丘陵気候とに大別され、丘陵部は盆地部より気温がやや低く、降雨はやや多くなっています。全般的に夏の暑さ、冬の寒さは厳しく、盆地から山麓、さらに丘陵への移動型気候となっており、地域によって感じる気候は多岐にわたっています。

(3) 地勢

北部は、貝ヶ平山、藪生峠、竜王山を経て山辺郡、天理市に続き、南部は、竜門岳を境として吉野郡に、熊ヶ岳、経ヶ塚の山峰を擁し、宇陀郡に至ります。中央部から東へは、三輪、巻向、初瀬の山々が連峰し、大和高原の一部となっています。これらの山々に囲まれ、平坦部は、北西にしだいに傾斜しながら大和平野にひろがり、田原本町、橿原市、明日香村と隣接しています。河川は、大和川の源流である大和川（初瀬川）、粟原川、寺川、米川、纏向川などが流れています。市域全面積の約60%が山間部であり、地質は、硬質で安定した斑れい岩類を含んだ花崗岩で形成されています。



図 2.1 位置図

(4) 植生

桜井市は古くから開発が進み、植生の大部分が植林地、耕作地植生、その他（市街地等）となっています。三輪山や与喜山は、信仰の対象として伐採が制限されてきたため、ヤブツバキクラス域の自然植生である、常緑広葉樹の自然林が保たれています。また、与喜山は与喜山暖帯林として国指定天然記念物に指定されています。

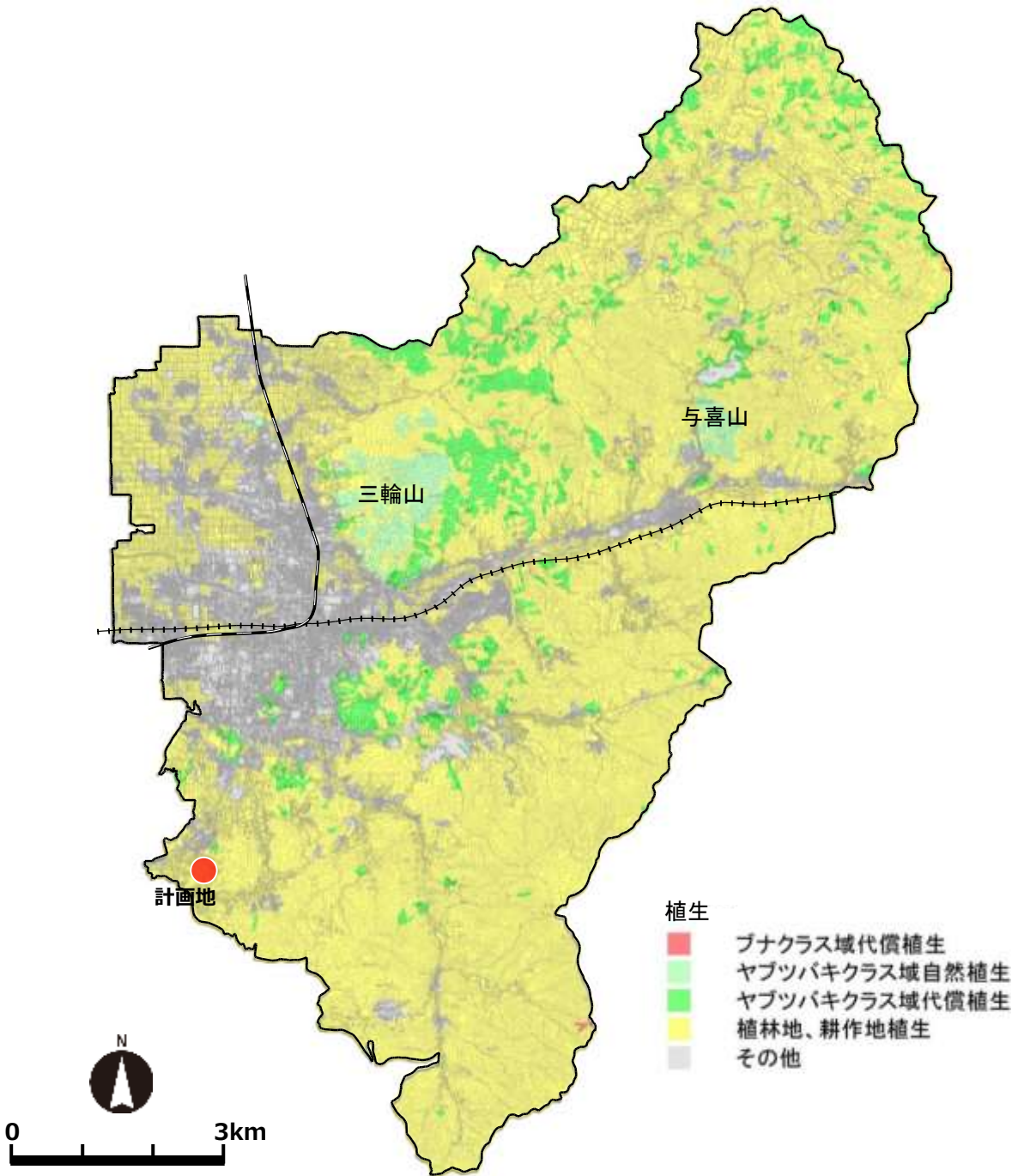


図 2.4 桜井市の植生

出典：環境省 自然環境保全基礎調査 植生調査に一部加筆

2-2 歴史的環境

(1) 概観

わが国の国号を表す「やまと」の名称は、もともとは三輪山を中心とした一帯を指す「ヤマト」の地名から端を発したものであると考えられており、「国のふるさと」と呼ぶにふさわしいところといえます。桜井市域には数多くの遺跡や古墳が残されており、なかでも古墳時代の初頭にあたる3世紀には、纏向の地に大規模な集落が形成され、ホケノ山古墳、纏向石塚古墳、箸墓古墳をはじめとする発生期の前方後円墳が集中して築かれています。そして前期には、市域中西部に位置する桜井茶白山古墳、メスリ山古墳といった200mを超える大型前方後円墳が築造されました。

飛鳥時代には、わが国最初の天皇発願寺院である百濟大寺とされる吉備池廃寺や、阿倍氏の氏寺である安倍寺、蘇我倉山田石川麻呂によって創建された山田寺などの寺院が建立され、日本の仏教文化の礎となる地のひとつとして重要な位置を占めていました。

『古事記』や『日本書紀』（以下、記紀）の伝えるところによると、推古天皇が飛鳥の豊浦宮で即位し、それよりのちには飛鳥の地で宮が集中して営まれましたが、それ以前の崇神天皇から崇峻天皇に至るまでは、奈良盆地東南部に宮の多くが営まれています。そのうち桜井市域に含まれるのは、崇神・垂仁・景行・(神功皇后)・履中・雄略・清寧・武烈・継体・欽明・敏達・用明・崇峻の各天皇の宮です。このなかで、山田寺跡周辺に営まれたのは、第17代履中天皇の磐余稚桜宮、第22代清寧天皇の磐余甕栗宮、第26代継体天皇の磐余玉穂宮、第31代用明天皇の磐余池辺雙槻宮でした。また近年の発掘調査の結果から、吉備池廃寺跡が百濟大寺跡とされることから第34代舒明天皇の百濟宮も吉備池廃寺跡の周辺に営まれていたと考えられています。

さらに、記紀や『万葉集』などの文献をたどると、大字金屋付近には古代の市・海柘榴市が存在したと伝えられており、古代の東西南北の交通路と大和川をさかのぼって到着する河港が交わる要衝として、諸国や外国からの人や物資の集散や対外政治において、大きな役割を担いました。その他にも計画地周辺には上ツ道、横大路、阿倍山田道などの古代交通路が数多く通っており、交通の要衝でした。特に山田寺の北側にある阿倍山田道は、上ツ道の延長上にあり、磐余地域と飛鳥地域を結ぶ重要な古代幹線道路と考えられています。

飛鳥・藤原時代になり律令国家としての礎が確立し、更に都が平城京、平安京へ遷るにつれて、桜井の地は歴史の表舞台から遠ざかりました。しかしながら『万葉集』をはじめとする歌集や紫式部や清少納言など平安時代の女流貴族が書きしるした物語の中に、この地が「ふるさと」への憧れの想いを込めて描かれています。

奈良時代に施行された条里制は、以降の奈良盆地の「むら」の発達や田園風景の原形となり、特に桜井市の西北部では、現在も大和の原風景としてその名残が色濃く残されています。

中世になると、奈良の地は、南都と呼ばれ興福寺や東大寺、春日大社などの社寺勢力が台頭しました。さらに国人、大和武士が勃興し、これらの社寺勢力を背景に争いを繰り返す時代となります。市内でも多武峯や長谷寺、大神神社がこれに呼応し勢力を競いました。中でも多武峯は大きな勢力を持ち、大和の国を支配していた興福寺と抗争するようになります。争乱の時代は、やがて織田信長の後ろ盾のもと筒井順慶によって大和の国が統一されるまで続きました。

こうした状況の中で荘園制が崩れ、「むら」は自己防衛のために武力を持ち環濠集落が形成さ

れるようになりました。こうした「むら」の団結や発達の中で今日の人々の暮らしにつながる風俗、慣習などの民俗文化や信仰文化が確立されていきました。

近世の桜井市は、織田有楽斎の四男織田長政が、元和4年(1618)に中世にあった戒重城跡に陣屋を構えました。その後、延享2年(1745)に戒重藩第7代藩主の織田輔宜が、藩庁を戒重から芝村に移しました。江戸時代の幕藩体制の中で、芝村藩が1万石を領地としたほか、大名、幕府直轄地などが入り乱れた領地支配がおこなわれます。このころになると奈良盆地の東南端にあたる桜井は、交通の要衝として、伊勢街道や上街道などの街道沿いには宿場や門前町などの「まち」が形成され発達しました。幕末には天誅組の騒動が市内に影響を及ぼしたものの、概して平穏のうちに明治維新を迎えています。

明治以降は、近代化の中で、鉄道をはじめ交通網が整備され、自動車等の輸送手段が発達するとともに「まち」が大きく発展しました。特に吉野や多武峯などの豊かな森林資源を背景として、木材の大集散地として木材産業が盛んになり、桜井は木材のまちとして全国的に知られるようになりました。

戦時下には、軍事支出が膨張したことにより財政が急激に膨れ上がり、相次ぐ増税でも歳出が賄いきれなくなり、多額の赤字公債が発行されていました。桜井においても一般市民の生活では物資が配給制になり、食糧難が深刻になっていきました。昭和20年(1945)7月には近鉄沿線で低空飛行してきたアメリカ軍機が長谷寺や小学校を銃撃し、大福では機銃掃射をうけるなどの被害がありましたが、同年8月に終戦をむかえました。

昭和28年(1953)には町村合併促進法が施行されたことにより、昭和29年(1954)に安倍村、多武峯村、朝倉村を廃して桜井町に編入合併しました。その後、昭和31年(1956)には市制がひかれ、同年に上之郷村、同34年(1959)初瀬町、同38年(1963)大三輪町と合併し、一部境界変更を経て現在の桜井市を形成することとなりました。

現在の桜井市には、三輪山を御神体とするわが国最古級の神社である大神神社や、桜や牡丹など四季を通じ花の寺として多くの人々の信仰を集めている長谷寺、秋の紅葉とけまり祭などで有名でまた中臣鎌足(後の藤原鎌足)と中大兄皇子が大化の改新の談合をこの地でおこなったという由緒をもつ談山神社、日本三文殊の一つで知恵の神様として親しまれている安倍文殊院、安産と子授けの地蔵尊として信仰を集めている聖林寺など、古代より由緒ある社寺や史跡が数多くあります。

また、記紀や『万葉集』のゆかりの地名や伝承が残り、数多くの史跡が存在する山の辺の道や、門前町の姿を今に残している初瀬の周辺は、大和青垣国定公園となっており、鳥見山や市の南部にそびえる多武峰などとあわせて、桜井市の豊かな自然的・歴史的景観を呈しています。その他、市民の誇りとなる国史跡や国宝、重要文化財など数多くの指定文化財があり、日本でも屈指の歴史遺産を有しています。

(2) 桜井市域の遺跡

1) 旧石器時代

桜井市域では、旧石器時代の遺物がいくつか確認されています。中山遺跡や吉備池遺跡の調査ではナイフ形石器が出土していますが、遺構はみつかりません。

2) 縄文時代

縄文時代草創期の遺物は、黒崎地区と檜原地区から採集されている有舌尖頭器が1点ずつありますが、直接遺跡に伴うものではありません。

早期の遺物は、初瀬小学校の建て替えに際しておこなわれた初瀬遺跡の調査で出土したもので、小さな破片ですが、山形文を施した尖底土器に復元できると考えられ、市内では最古の土器と考えられます。

前期では、三輪遺跡や纏向遺跡内の箸中地区所在の箸中遺跡で、北白川下層Ⅱ式から前期終末の大歳山式までの比較的まとまった量の遺物が出土しています。

中期の遺構・遺物は少なく、芝遺跡と高家遺跡があるだけです。その後、後期になると市内でも遺構・遺物の確認例が増加します。東新堂遺跡や、上之庄遺跡・纏向遺跡・安倍寺遺跡・吉備遺跡・粟殿遺跡などでは溝や流路、土器棺墓などがみつかったほか、纏向遺跡では、後期～晩期と考えられる土偶の頭部が出土しています。

晩期の遺跡としては、纏向遺跡や粟殿遺跡・三輪遺跡・上之庄遺跡・大福遺跡・芝遺跡・茅原遺跡などで、遺物の出土が確認されています。纏向遺跡では滋賀里3式期の深鉢とともに石棒片などが、芝遺跡からは、ヒトの下半身部分のみが残っていた土偶が出土しています。



図 2.5 纏向遺跡 土偶
橿原考古学研究所附属博物館蔵

3) 弥生時代

弥生時代の遺跡では、前期から後期へと一定の規模を保ちつつ継続して営まれる拠点集落として、大福遺跡と芝遺跡があり、この他にも小規模な集落遺跡が多く確認されています。前期の遺物が出土する遺跡には、先述した大福遺跡・芝遺跡のほかに東新堂遺跡や上之庄遺跡・豊前遺跡・脇本遺跡・大福池遺跡などがありますが、ほとんどが包含層や土坑などからの出土で遺物量は少なく、小規模な集落ばかりとなっています。

中期の主要な遺跡には、芝遺跡・吉備遺跡・大福遺跡があります。また、遺物のみが出土・採集されている遺跡として三輪遺跡・黒田池遺跡・脇本遺跡などがあります。

後期の遺跡には、袈裟襴文銅鐸や細型銅剣、木甲などが出土している大福遺跡を中心として、吉備遺跡・芝遺跡、小規模ながら纏向遺跡・谷遺跡・横内遺跡・安倍寺遺跡・能登遺跡・生



図 2.6 大福遺跡 袈裟襴文銅鐸

田遺跡・脇本遺跡などが確認されています。

4) 古墳時代

古墳時代前期初頭になると纏向遺跡が出現し、弥生時代の拠点集落であった大福遺跡や芝遺跡だけでなく、他の小規模集落もほとんどが姿を消しているようです。前期古墳には纏向石塚古墳・矢塚古墳・勝山古墳・ホケノ山古墳・東田大塚古墳・南飛塚古墳・メクリ1号墳・箸墓古墳などで構成される纏向古墳群のほかに、初瀬川より南には桜井茶白山古墳・メスリ山古墳・池ノ内古墳群などがあります。纏向遺跡に隣接する天理市域には柳本古墳群が展開し、渋谷向山古墳・行燈山古墳・天神山古墳・櫛山古墳・柳本大塚古墳・石名塚古墳などがありますが、基本的には纏向古墳群に後出する段階のものがほとんどとなっています。



図 2.7 箸墓古墳全景

中期になると大型掘立柱建物などの遺構が検出され、雄略天皇の泊瀬朝倉宮の候補地とされる脇本遺跡を除くと、忍坂遺跡や大西遺跡・纏向遺跡・茅原遺跡・河西遺跡などで単発的に遺構や遺物が検出される程度で、集落と呼べるほどのまとまった規模をもつものは極めて少なくなっています。この時期の市域の遺跡群を特徴づけるものには、三輪山の山頂から山麓一帯に広がる磐座祭祀が挙げられます。古墳では全長約 80mの帆立貝形前方後円墳である茅原大墓古墳やツヅロ塚古墳があり、後期まで連続して築かれています。この他、古式の家形石棺をもつ全長約 40mの前方後円墳である兜塚古墳、銀製中空勾玉や金環の出土している外鎌山北麓古墳群の慈恩寺1号墳、石見型や盾形・鞍などの木製埴輪が出土した全長 34.7mの帆立貝形前方後円墳である小立古墳、窮窿式石室をもつと考えられる稲荷西2号墳などがあるほか、鳥見山古墳群では径 10~20mの円墳や方墳が確認されていますが、規模・質ともに前期段階のいわゆる王墓クラスのものとはかけ離れたものとなっています。



図 2.8 小立古墳全景



図 2.9 稲荷西 2 号墳遺物

後期になっても三輪山祭祀と結びついた磐座祭祀や古墳・集落遺跡などの大神氏関連遺跡の痕跡が多くみられます。集落では茅原遺跡が中期に引き続いて居住地として選ばれ、掘立柱建物や井戸などが確認されています。大神神社摂社若宮社の発掘調査では6世紀前半期の居館遺構が検出され、大神氏の居館と考えられています。また、中期に築造された茅原大墓古墳・ツヅロ塚古墳に続く毘沙門塚古墳・馬塚古墳・茅原狐塚古墳などがあり、築造の順序も茅原大墓古墳の4世紀末以来、ツヅロ塚古墳の5世紀後半、毘沙門塚古墳の6世紀前半、馬塚古墳の6世紀後半、茅原狐塚古墳の7世紀前半と連続と築かれていることがわかります。その他にも市域の南部には、高家古墳群や桜



図 2.10 赤坂天王山 1 号墳

井児童公園の古墳群・鳥見山古墳群・外鎌山北麓古墳群・高田古墳群など数多くの群集墳が丘陵上に築かれているほか、赤坂天王山1号墳や越塚古墳・ムネサカ1号墳・谷首古墳・艸墓古墳・文殊院西古墳があります。

後・終末期には大型横穴式石室墳や、流文岩質溶結凝灰岩(以下、榛原石)を漆喰で塗り固めて積み上げた磚積石室墳をもつ花山塚東古墳・花山塚西古墳・外鎌山北麓古墳群の忍坂8・9号墳・舞谷1～5号墳など、特色ある古墳が築かれています。

また山田寺跡の北西約150mには、奈良県遺跡地図に記載されている庚申塚古墳(遺跡地図14-D-303)があります。現状では墳丘の痕跡は認められませんが、漆喰が付着した榛原石が散乱していました。榛原石を使用した磚積石室墳であれば、7世紀に築造された可能性が高く、山田寺の造営時期と重なります。



図 2.11 庚申塚古墳測量図
出典：西光慎治 2006「王陵の地域史研究」『明日香村文化財研究紀要』第5号

5) 飛鳥時代

この時代の主要な遺跡には、上之宮遺跡・城島遺跡・脇本遺跡・能登遺跡・中山遺跡などの居館遺跡あるいは公的な施設と考えられる遺跡群と、谷遺跡・芝遺跡・安倍寺遺跡などの一般的な集落、天皇家や豪族によって建立された吉備池廃寺・山田寺・安倍寺などの寺院跡が挙げられます。このうち、居館遺構については上之宮遺跡では6世紀後半から7世紀はじめにかけての園池遺構や四面廂をもった大型掘立柱建物などが検出されており、聖徳太子の上宮の候補地の一つと考えられています。城島遺跡の居館遺構はその所属時期から『万葉集』にみられる大伴氏の鳥見の田処との関連が考えられ、大伴氏ゆかりの居館遺構と想定されています。また能登遺跡の遺構は、用明紀にみられる迹見赤袴の居館との説があり、脇本遺跡や中山遺跡は有力層の居館あるいは離宮的な性格がみられます。

この時期には調査で検出されている遺構のほかにも欽明天皇磯城嶋金刺宮や迹見驛家・阿斗河辺館・阿斗桑市館などの文献にあらわれる宮跡や居館・公的な施設が数多くあり、今後の調査が期待されています。寺院についても蘇我倉山田石川麻呂によって建立された山田寺跡や、我が国最初の天皇発願寺院である百濟大寺とされる吉備池廃寺跡、阿倍氏の氏寺であった安倍寺跡など著名な遺跡が多く存在します。また、横大路・上ツ道・阿倍山田道などの幹線道路の整備時期については推古朝に推定する説があり、これを補強する遺構も確認されつつあります。



図 2.12 上之宮遺跡園池遺構



図 2.13 安倍寺跡 塔跡



図 2.14 吉備池廃寺跡全景
奈良文化財研究所 提供

6) 藤原京期

藤原京期の桜井は上之庄遺跡における東の京極道路である東十坊大路の確認により、市域の多くが藤原京域に含まれることが判明しています。京域内では西之宮地区や大福地区・吉備地区などにおける調査では、広い範囲で条坊道路や掘立柱建物群・井戸などの遺構が確認されています。

京域より外の地域にあたる谷遺跡・箕倉山遺跡・忍坂遺跡・三輪遺跡などにおいても掘立柱建物や井戸などの集落遺構が確認されており、京域外にも小規模な居住地が広がっていたことがわかっています。



図 2.15 上之庄遺跡東十坊大路

7) 奈良・平安時代

市域における奈良時代の遺構の確認例は、大神神社摂社若宮社の調査で検出されている大神寺関連の建物遺構程度に留まっていますが、引き続き安倍寺が存続し、青木廃寺の創建も確認されています。このほか、高田廃寺や栗原寺・慈恩寺などの寺院跡でも奈良時代の瓦や礎石などの出土が確認されており、集落遺構の少なさに対して寺院の多さが目立ちます。また、笠や忍阪・谷・下などの山部では火葬墓やこれに伴う骨蔵器・鉄板・鉄刀なども出土しており、平野部を見下ろす東・南の山地にこの時期の奥津城があったとみられ、今後類例の増加が予想されます。

平安時代の遺構が検出されているものには纏向遺跡と東新堂遺跡があります。いずれの遺跡も掘立柱建物や井戸・土坑などがあり遺構の密度も比較的高いものです。他の遺跡では芝遺跡や脇本遺跡・三輪遺跡などで土器片がわずかに出土しているに留まっています。

集落以外では、忍坂遺跡と珠城山古墳群から木棺墓を確認しています。忍坂遺跡の木棺墓からは、青銅製の八稜鏡や横櫛、土器が出土しています。これらの木棺墓は前代の古墳群の近くでみつかっており、平安時代の墓域を考えるうえで重要な資料になります。



図 2.16 栗原寺跡



図 2.17 忍坂遺跡 木棺墓

8) 中世（鎌倉～室町時代）

この時期になると市域のほとんどすべての地域から遺構や遺物が出土します。市域に現存する集落の多くはこの頃に形成された環濠集落をもとに発展してきたもので、現在でも当時の環濠をとどめているものが少なくありません。調査で確認される遺構には先述した環濠のほか、掘立柱建物や土坑・井戸・溝・墓などがあり、およそ当時の集落のあり方を知ることができます。このほか、鎌倉から南北朝期にかけての桜井を特徴づけるものには市内各地に築かれた多くの城館や砦を挙げることができます。これら城館や砦が機能していた14世紀前半の桜井は、南朝

と北朝の勢力圏の境界にあたっていました。三輪西阿が中心となって、後醍醐天皇の吉野遷幸の際に南朝方としてその一族や周辺の多くの国人と挙兵し、延元2年(1337)から興国2年(1341)にかけて市内各地で激戦が繰り広げられていたことが『太平記』などからうかがえます。

これらの文献に残る城郭や砦には西阿の本丸となった三輪・戒重城の他に河合・安房・鷄・赤尾・外鎌山・石原田などの支城の名が散見されますが、過去の発掘調査では吉備大臣藪遺跡や、大神神社北方で確認された空堀や切岸、箸中地区慶運寺裏の丘陵上において検出された空堀とみられるV字溝など、文献には登場しない小さな遺構の確認も相次いでおり、今後の調査によってさらなる類例の増加が見込まれます。



図 2.18 吉備大臣藪遺跡

9) 近世・近現代

市域における近世の遺跡として、磐余御屋敷地区の城郭・戒重陣屋跡・芝村陣屋跡があります。磐余御屋敷地区の城郭は、ほぼ全域に近い範囲で発掘調査をおこない、織豊期の城郭であることが分かりました。戒重陣屋跡は、中世の戒重旧城内に織田有楽斎の四男の織田長政が陣屋を置きました。その後、7代藩主の織田輔宜が延享2年(1745)に藩庁を戒重から芝村に移しました。芝村陣屋跡にあった御殿跡には、現在織田小学校が建っており、濠と土塁の一部に景観が残っています。織田小学校の建て替えに伴う事前調査を昭和54年(1979)と平成11年(1999)におこないました。その結果、陣屋に関係するとみられる石組みの溝や瓦片を確認しています。



図 2.19 現在の芝村陣屋跡

近現代の遺構では、纏向石塚古墳の東側で対空砲火用機銃のコンクリート台座の基礎の痕跡がみつかりました。第二次世界大戦末期になると、天理市の柳本飛行場を守るために、纏向古墳群の周辺では対空用の高射砲陣地が設営され、纏向石塚古墳の墳丘部もその際に削平されたといわれています。



図 2.20 対空砲火用機銃台座の基礎（纏向石塚古墳の東）

その他にも、談山神社が昭和18年(1943)に、本殿の神像を空襲の被害から避けるために、本殿の下を掘り下げて防空壕を設けました。実際に使用されたかは確かではありませんが、防空壕には神像を収めるための木箱が設置された状態でした。これらは、市域の中で第二次世界大戦の状況を知ることができる貴重な遺構です。



図 2.21 談山神社本殿下の防空壕

(3) 桜井市内の指定文化財

桜井市の指定文化財としては、令和3年(2021)12月現在、国指定文化財75件、登録有形文化財28件、県指定文化財46件、市指定文化財44件が認定されています(地域を定めず指定されたもの4件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件は含まない)。その内訳を下記に示します。

表 2.1 指定文化財の概況

区 分	総 数	国指定文化財		県指定文化財	市指定文化財
		国宝	重要文化財		
総 数	122	6	51	32	33
建 造 物	22	1	10	6	5
絵 画	22	—	9	10	3
彫 刻	27	2	12	6	7
工 芸	26	1	15	6	4
書 跡	6	1	4	1	—
考 古	14	1	—	1	12
古 文 書	3	—	—	1	2
歴史資料	2	—	1	1	—

表 2.2 史跡・名勝・天然記念物等の概況

区 分	総 数	国指定文化財		県指定文化財	市指定文化財
		特別史跡・名勝天然記念物	史跡・名勝天然記念物		
総 数	43	2	16	14	11
史 跡	24	2	14	5	3
名 勝	—	—	—	—	—
天然記念物	13	—	1	5	7
有形民俗文化財	1	—	—	1	—
無形民俗文化財	4	—	1	2	1
無形文化財	1	—	—	1	—

登録有形文化財 (建造物)	28	(国登録)
------------------	----	-------

桜井駅から南の山田寺跡までの範囲には、北から医王寺の絹本著色十三仏、来迎寺の木造地藏菩薩立像、吉備池廃寺跡、安倍文殊院の本堂・庫裏・木造騎獅文殊菩薩及脇侍像・木造釈迦三尊像・木造大日如来坐像、白山神社本殿、文殊院西古墳、文殊院東古墳、艸墓古墳、安倍寺跡、谷首古墳、上之宮遺跡、高瀬道常大日記、メスリ山古墳、高田いのこの暴れまつり、東大谷日女命神社の石燈籠などが指定されています(図 2.22)。特に安倍寺跡、吉備池廃寺跡は山田寺跡と同時代の指定文化財になります。

安倍寺は阿倍氏の氏寺として創建されました。創建後の様子が記述されている史料はほとんど残っていませんが、平安時代には東大寺の末寺となり、隆盛を極めました。しかし南北朝時代から戦国時代になると、抗争や戦乱に巻き込まれていくようになり、盛衰を繰り返していきます。その後、別所であった安倍文殊院に本拠地が移っていき、現在まで続いていきます。その後昭和45年（1970）に安倍寺跡として国史跡に指定され、史跡公園として整備し、金堂、塔、回廊の一部基壇が復元されています。

吉備池廃寺跡は平成8年（1996）から平成13年（2001）にかけての発掘調査により、巨大な金堂と塔の基壇、回廊、僧房と考えられる建物群が確認され、法隆寺式伽藍配置をもつ寺院だったことがわかりました。出土した瓦は山田寺と類似しますが、山田寺創建時の瓦より少し早い時期に造られたものとされています。そのことから、第34代舒明天皇が発願した「百濟大寺」に比定され、平成14年（2002）に国史跡に指定されました。

また、その他にも山田寺跡のすぐ西にある東大谷日女命神社の石燈籠が昭和37年（1962）に国指定文化財として登録されています。燈籠自体は南北朝時代の永和元年（1375）に大工（伊）行長により制作されたものですが、東大谷日女命神社は、その位置から山田寺の鎮守ではないかと考えられています。

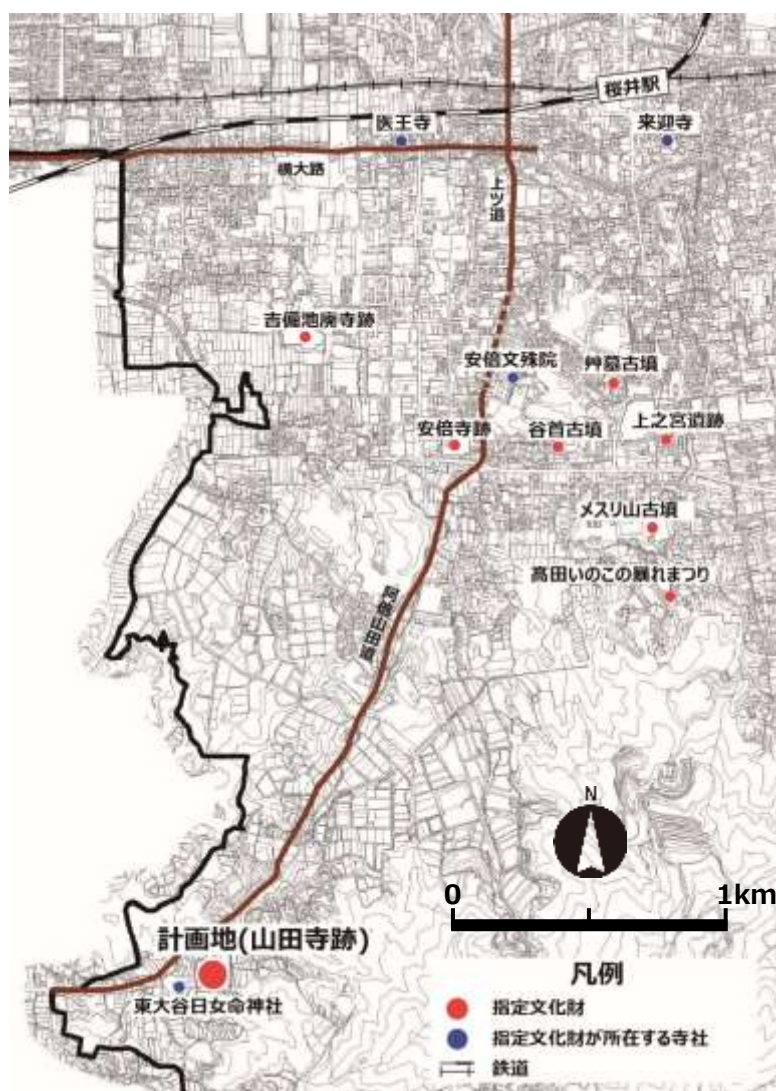


図 2.22 山田寺跡周辺の指定文化財の分布

表 2.3 国指定文化財

区分		名称	員数	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	時代	指定年月日	
国宝 (6)	建造物	長谷寺本堂	1棟	長谷寺	初瀬	江戸(慶安3年)	平成16年12月10日	
		木心乾漆十一面観音立像	1軀	聖林寺	下	奈良	昭和26年6月9日	
	彫刻	木造騎獅文殊菩薩及脇侍像	4軀	文殊院	阿部	鎌倉	平成25年6月19日	
		銅板法華説相図(千仏多宝仏塔)	1面	長谷寺	奈良博勸告	奈良	昭和38年7月1日	
	工芸	法華経 観音實経 無量義経 阿弥陀経 般若心経 附時給経箱	34巻	長谷寺	奈良博勸告	鎌倉	昭和31年6月28日	
	書跡・典籍	大和国栗原寺三重塔伏鉢	1箇	談山神社	奈良博勸告	奈良(和銅8年)	昭和28年3月31日	
	考古資料	談山神社十三重塔	1基	談山神社	多武峰	室町(享祿5年)	明治33年4月7日	
	重要文化財 (57)	建造物	談山神社権殿	1棟	談山神社	多武峰	室町(永正3~9年)	大正4年3月26日
			談山神社摩尼輪塔	1基	談山神社	多武峰	鎌倉(寛元3年)	昭和30年2月2日
			談山神社:本殿・拜殿・東透廊・西透廊・楼門・東宝庫・西宝庫・拱社東殿・神廟拜所・開伽丹屋・末社惣社本殿・末社惣社拜殿・末社比叡神社本殿	13棟	談山神社	多武峰	江戸(嘉永3年(劫))	昭和52年1月28日
大神神社摂社大直禰子神社社殿			1棟	大神神社	三輪	奈良・鎌倉前期	明治34年8月2日	
大神神社拜殿			1棟	大神神社	三輪	江戸(寛文4年)	大正10年4月30日	
大神神社三ツ鳥居			1基	大神神社	三輪	明治(明治16年)	昭和28年11月14日	
長谷寺:社寮廊・鐘楼・三百餘社・上登廊・中登廊・下登廊・蔵王堂・繋屋・仁王門			9棟	長谷寺	初瀬	江戸・明治	昭和61年12月20日	
長谷寺大講堂・護摩堂及び本坊			8棟	長谷寺	初瀬	大正(大正8~13年)	平成26年12月10日	
白山神社本殿			1棟	文殊院	阿部	室町後期	大正9年4月15日	
重要文化財 (51)			絵画	絹本着色大威徳明王像	1幅	談山神社	東博勸告	平安
	紺紙金銀泥法華経宝塔曼荼羅圖(開結共)	10幅		談山神社	奈良博寄託	平安	平成2年6月19日	
	絹本着色阿弥陀如来迎図	1幅		長谷寺	東博寄託	平安	明治42年4月5日	
	絹本着色浄土曼荼羅圖	1幅		長谷寺	奈良博寄託	平安	明治42年4月5日	
	紙本白描高維曼荼羅圖像(胎藏界卷第一、三、四、五金剛界卷第一、二)	6巻		長谷寺	奈良博勸告	平安	昭和45年5月25日	
	絹本着色地藏十王像	1幅		能満院(長谷寺)	奈良博寄託	鎌倉	明治42年4月5日	
	絹本着色春日曼荼羅圖	1幅		能満院(長谷寺)	奈良博寄託	鎌倉	明治42年4月5日	
	絹本着色十一面観音像(三十三身)	1幅		能満院(長谷寺)	奈良博寄託	鎌倉	平成10年6月30日	
	旧慈門院障壁画彭城百川筆	41面		個人	奈良博寄託	江戸	昭和49年6月8日	
	重要文化財 (51)	彫刻		木造地藏菩薩立像(地藏堂安置)	1軀	長谷寺	初瀬	平安
木造不動明王坐像			1軀	長谷寺	初瀬	平安	明治41年4月23日	
銅造十一面観音立像			1軀	長谷寺	初瀬	鎌倉	昭和11年5月6日	
木造十一面観音立像(本堂安置)			1軀	長谷寺	初瀬	室町(天文7年)・鎌倉	昭和51年6月5日	
木造不動明王坐像(不動堂安置)			1軀	普門院(長谷寺)	初瀬	平安	明治41年4月23日	
木造天神坐像			1軀	興喜天満神社	奈良博寄託	鎌倉(正元1年)	平成24年9月6日	
木造不動明王坐像			1軀	玄寶庵	茅原	平安	昭和43年4月20日	
木造地藏菩薩立像			1軀	来迎寺	桜井	鎌倉	大正8年4月12日	
木造薬師如来立像			1軀	笠区(桜井市)	笠 竹林寺	平安	大正8年4月12日	
石造浮彫伝薬師三尊像			1面	忍阪区(桜井市)	忍阪 石位寺	奈良	昭和11年5月6日	
重要文化財 (51)	工芸	石板浮彫伝弥勒如来像/伝釈迦如来像	2面	金屋区(桜井市)	金屋	平安	昭和8年1月23日	
		木造不動明王坐像	1軀	外山区(桜井市)	不動院本堂	平安	昭和63年6月6日	
		脇指銘備州長船義景伝安七年二月 日	1口	談山神社	奈良博寄託	南北朝(応安7年)	大正5年5月24日	
		短刀銘来国俊	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	昭和2年4月25日	
		短刀銘成綱	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	昭和2年4月25日	
		太刀銘吉平	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	昭和2年4月25日	
		短刀銘備中国住平忠(以下切)	1口	談山神社	奈良博寄託	南北朝	昭和3年4月4日	
		薙刀銘一	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	昭和4年4月6日	
		金沃懸地平文太刀(石突欠)	1口	談山神社	多武峰	平安	昭和30年2月2日	
		石燈籠	1基	談山神社	多武峰参道	鎌倉(元徳3年)	昭和37年6月21日	
重要文化財 (51)	工芸	金鼓	1口	長谷寺	奈良博承認	鎌倉(建久3年)	昭和2年4月25日	
		銅錫杖頭	2柄	長谷寺	大阪市美勸告	鎌倉	昭和31年6月28日	
		赤糸威鎧	1領	長谷寺	初瀬(1双) ・東博寄託	室町	昭和45年5月25日	
		白糸威鎧	2領					
		鷹羽威鎧	3領					
		三目札鎧	4領					
		藍葦威肩赤大袖	1双					
		三鈷柄劍	1口	長谷寺	奈良博寄託	鎌倉	昭和63年6月6日	
		黒漆四方殿舎利厨子	1基	能満院	奈良博寄託	鎌倉	平成10年6月30日	
		朱漆金銅装插	2枚	大神神社	三輪	鎌倉(嘉元3年)	昭和34年12月18日	
石燈籠	1基	東大谷日女神社	山田	南北朝(永和4年)	昭和37年2月2日			
重要文化財 (51)	書跡・典籍	紙本墨書周書卷第十九	1巻	大神神社	奈良博承認	唐	昭和2年4月25日	
		宋版一切経	2766帖	長谷寺	奈良博寄託(5帖)	南宋	昭和33年2月8日	
		餅連抄	1巻	長谷寺	初瀬	南北朝	平成3年6月21日	
		本朝文粹卷第十三、十四	6巻	個人	初瀬	鎌倉	昭和33年2月8日	
歴史資料	談山神社本殿造営図並所用具因永祿二年七月	8冊4枚	談山神社	多武峰	室町	昭和63年6月6日		

表 2.3 国指定文化財（続き）

区分		名称	員数	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	時代	指定年月日
民俗文化財 (1)	重要無形民俗文化財	江包・大西の御綱		江包・大西の御綱祭り保存会	江包・大西		平成24年3月8日
記念物 (17)	特別史跡	山田寺跡		(桜井市)	山田	飛鳥	大正10年3月3日
		文殊院西古墳		文殊院	阿部	飛鳥	昭和27年3月29日
	史跡	粟原寺跡		(桜井市)	粟原	奈良	昭和2年4月8日
		花山塚古墳		(桜井市)	粟原	飛鳥	昭和2年4月8日
		天王山古墳		(桜井市)	倉橋	古墳	昭和29年12月25日
		安倍寺跡		(桜井市)	安倍木材団地1丁目	飛鳥	昭和45年3月11日
		桜井茶臼山古墳		奈良県	外山	古墳	昭和48年3月27日
		艸堂古墳		桜井市	谷	飛鳥	昭和49年6月18日
		珠城山古墳		桜井市	穴師	古墳	昭和53年2月8日
		ヌスリ山古墳		個人	高田・上之宮	古墳	昭和55年3月14日
		茅原大墓古墳		桜井市	茅原	古墳	昭和57年12月18日
		大神神社境内		大神神社	三輪		昭和60年3月18日
		吉備池廃寺跡		桜井市ほか	吉備	飛鳥	平成14年3月29日
		纏向古墳群		桜井市ほか	太田・箸中	古墳	平成16年3月26日
		纏向遺跡		桜井市ほか	辻・太田	弥生～古墳	平成25年10月17日
	箸蓋古墳周濠		桜井市ほか	箸中	古墳	平成29年2月9日	
	天然記念物	与喜山眼帯林		長谷寺	初瀬		昭和32年12月18日

表 2.4 登録有形文化財

区分	種別	名称	員数	所有者	所在地	時代	登録年月日	
登録有形文化財(5ヶ所 28件)	建物	産業3次	山田酒店(茶房長谷路)塀	1棟	個人	初瀬	大正初期	平成12年12月4日
		住宅	山田酒店(茶房長谷路)内蔵	1棟	個人	初瀬	江戸(文化9年)	平成12年12月4日
		住宅	山田酒店(茶房長谷路)庭門	1棟	個人	初瀬	大正初期	平成12年12月4日
		住宅	山田酒店(茶房長谷路)茶房座敷	1棟	個人	初瀬	大正初期	平成12年12月4日
		住宅	山田酒店(茶房長谷路)茶室	1棟	個人	初瀬	大正初期	平成12年12月4日
		住宅	山田酒店(茶房長谷路)主屋	1棟	個人	初瀬	江戸(文化9年)	平成12年12月4日
		住宅	堀井家住宅離れ	1棟	個人	穴師	江戸末期	平成16年3月2日
		住宅	堀井家住宅米蔵	1棟	個人	穴師	江戸末期	平成16年3月2日
		住宅	堀井家住宅塀	1棟	個人	穴師	昭和前期	平成16年3月2日
		産業2次	堀井家住宅粉挽小屋	1棟	個人	穴師	江戸末期	平成16年3月2日
		住宅	堀井家住宅長屋門	1棟	個人	穴師	昭和前期	平成16年3月2日
		住宅	堀井家住宅主屋	1棟	個人	穴師	昭和前期	平成16年3月2日
		住宅	廊坊家住宅主屋	1棟	個人	初瀬	江戸末期	平成21年8月7日
		宗教	旧真法院客殿及び庫裏(西宮家住宅主屋)	1棟	個人	多武峰	江戸(嘉永3年)	令和2年4月3日
		宗教	旧真法院表門(西宮家住宅表門)	1棟	個人	多武峰	江戸(嘉永2年)	令和2年4月3日
		宗教	旧真法院塀重門(西宮家住宅塀重門)	1棟	個人	多武峰	江戸(嘉永3年)	令和2年4月3日
		宗教	旧慈門院客殿及び庫裏(陶原家住宅主屋)	1棟	個人	多武峰	江戸中期	令和2年4月3日
		宗教	旧慈門院持仏堂(陶原家住宅持仏堂)	1棟	個人	多武峰	江戸後期	令和2年4月3日
		宗教	旧慈門院小屋敷及び土蔵(陶原家住宅小屋敷及び土蔵)	1棟	個人	多武峰	江戸後期	令和2年4月3日
		宗教	旧慈門院表門(陶原家住宅表門)	1棟	個人	多武峰	明治前期	令和2年4月3日
		宗教	旧慈門院塀重門(陶原家住宅塀重門)	1棟	個人	多武峰	江戸末期	令和2年4月3日
		住宅	旧富田家住宅洋館	1棟	個人	桜井	昭和前期	令和3年6月24日
		住宅	旧富田家住宅離れ	1棟	個人	桜井	昭和前期	令和3年6月24日
		住宅	旧富田家住宅奥座敷	1棟	個人	桜井	昭和前期	令和3年6月24日
		住宅	旧富田家住宅茶室	1棟	個人	桜井	昭和前期	令和3年6月24日
		住宅	旧富田家住宅内蔵	1棟	個人	桜井	昭和前期	令和3年6月24日
		住宅	旧富田家住宅道具蔵	1棟	個人	桜井	昭和前期	令和3年6月24日
		産業3次	旧吉野銀行桜井支店	1棟	個人	桜井	昭和前期(昭和5年)	令和3年6月24日

表 2.5 地域を定めず指定されたもの【県内において存在が確認されたもののみ】

区分	名称	所有者(管理者・管理団体)	時代区分	指定年月日
記念物(4)	特別天然記念物	カモシカ		昭和30年2月15日
		オオサンショウウオ		昭和27年3月29日
	天然記念物	ゴイソウバメシジミ		昭和50年2月13日
		ヤマネ		昭和50年6月26日

表 2.6 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

区分	名称	保存団体	住所	認定年月日
民俗文化財 (1)	無形民俗文化財	大和の野神行事	奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・川西町・三宅町・田原本町	昭和58年12月16日

表 2.7 県指定文化財

区分	名称	員数	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	時代	指定年月日			
有形文化財 (32)	建造物	談山神社東大門	1棟	談山神社	多武峰	江戸前期	昭和41年1月13日		
		談山神社大鳥居	1基	談山神社	浅古	江戸(享保9年)	昭和41年1月13日		
		文殊院庫裏	1棟	文殊院	阿部	江戸前期	昭和48年3月15日		
		春日神社本殿	1棟	春日神社	脇本	桃山(慶長8年)	昭和48年3月15日		
		大神神社(勅使殿・勤番所)	2棟	大神神社	三輪	江戸(安永8年)	昭和61年3月18日		
	絵画	長谷寺一切経蔵	1棟	長谷寺	初瀬		平成13年3月30日		
		絹本着色興教大師像	1幅	長谷寺	初瀬	鎌倉	昭和36年8月17日		
		絹本着色春日曼荼羅図	1幅	長谷寺	奈良博	室町	昭和36年8月17日		
		紙本着色本尊十一面観音御影	1幅	長谷寺	初瀬	室町	昭和36年8月17日		
		紙本着色長谷寺縁起	6巻	長谷寺	奈良博	室町	昭和63年3月22日		
		紙本白描不動明王図像/紙本白描曼荼羅明王図像	2巻	長谷寺	初瀬	鎌倉	平成17年3月29日		
		絹本着色阿彌陀浄土図(伝智光曼荼羅)	1幅	能満院(長谷寺)	奈良博	室町	平成5年3月5日		
		絹本着色普賢十羅刹女像	1幅	能満院(長谷寺)	奈良博	鎌倉	平成9年3月21日		
		絹本着色天川弁才天曼荼羅図芝琳寶筆	1幅	能満院(長谷寺)	奈良博	室町(天文15年)	平成16年3月31日		
		絹本着色聖徳太子絵伝	4幅	談山神社	奈良博	室町	平成13年3月30日		
		絹本着色多武峰縁起	4巻	談山神社	多武峰	室町	平成20年3月28日		
		彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	長谷寺	奈良博	鎌倉(弘安4年)	昭和36年8月17日	
	木造定和上人坐像		1軀	長谷寺	初瀬	桃山	昭和36年8月17日		
	木造大黒天立像		1軀	大神神社	三輪	平安	昭和56年3月17日		
	木造薬師如来/釈迦如来/薬師如来坐像		3軀	東田区	東田	室町(享祿5年、天文14年)	昭和47年3月8日		
	木造地藏菩薩立像		1軀	笠区	笠(竹林寺)	鎌倉	昭和61年3月18日		
	工芸	木造阿彌陀如来坐像	1軀	外山区	外山(報恩寺)	平安後期	平成21年3月31日		
		聖観音毛彫御正体	1面	大神神社	三輪	宋	昭和34年7月23日		
		高杯	1脚	大神神社	三輪	鎌倉	昭和34年7月23日		
		孔雀文銅幣	1面	長谷寺	奈良博	室町	昭和36年8月17日		
		金銅五銖鈴	1口	長谷寺	初瀬	鎌倉	平成26年3月28日		
		銅梵鐘	1口	談山神社	多武峰	鎌倉(元亨3年)	平成4年3月6日		
		笙(行円作)/附紙本墨書寄進状包紙添/紙本添状包紙添/紙本墨書添状包紙添/紙本墨書添状写包紙添/紙本墨書添付二重包紙添/錦袋/浅葱包装/藤文蒔絵箱(内箱)、木箱(中箱)、木箱(外箱) 笙(頼尊作)/附緋包装/木箱	2管	談山神社	多武峰	鎌倉	平成30年2月2日		
		書跡・典籍	悉曇藏自第三至第八	6帖	長谷寺	奈良博	平安・鎌倉(永仁3年)	昭和36年8月17日	
		歴史資料	長谷寺版両界曼荼羅板木	2枚	長谷寺	初瀬	江戸	昭和58年3月15日	
		古文書	談山神社文書	2867点	談山神社	奈良博	室町～江戸	平成8年3月22日	
	考古資料	袈裟褌文銅鐸	1口	桜井市	埋蔵文化財センター	弥生後期	平成4年3月6日		
	無形文化財(1)	日本刀製作技術		(刀匠名)貞利	茅原		平成15年3月31日		
	民俗文化財 (3)	有形民俗文化財	応安連歌新式等並びに天神御影	1具	長谷寺	初瀬	昭和36年8月17日		
		無形民俗文化財	高田のいのこの暴れまつり		高田区自治会	高田		平成17年3月29日	
			談山神社嘉吉祭の神饌-百味御食-		嘉吉祭百味御食保存会	多武峰		平成22年3月30日	
	記念物 (10)	史跡	谷首古墳		八幡神社	阿部	古墳後期	昭和33年3月20日	
			ムネサカ古墳(第1号墳)		個人	栗原	飛鳥	昭和33年3月20日	
			越塚古墳		個人	栗原		古墳後期	昭和34年2月5日
			多武峰町石	31基	談山神社	浅古・下・倉橋・北音羽・下居・南音羽・百市・八井内・多武峰	江戸(承応3年)	昭和35年3月30日	
			文殊院東古墳		文殊院	阿部		古墳後期	昭和49年3月26日
		天然記念物	ソテツの巨樹	1株	個人	外山		昭和32年6月13日	
浄鏡寺旧境内のアスナロの群落			10㍎	個人	笠		昭和36年3月14日		
初瀬のイチョウの巨樹			1株	初瀬川上区	初瀬素浅鳴雄神社境内		昭和49年3月26日		
お葉つきイチョウ			1株	観音寺	南音羽		昭和52年3月22日		
瀧蔵神社社そう 附シダレザクラ一本				瀧蔵神社	滝倉		昭和63年3月22日		

表 2.8 市指定文化財

区分	名称	員数	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	時代	指定年月日		
有形文化財 (33)	建造物	文殊院本堂(礼堂付) 附 絵画板壁2面	1棟	文殊院	阿部	江戸	平成8年9月27日	
		出雲地区十二柱神社境内五輪塔	1基	出雲区	出雲	鎌倉末～室町初	平成13年3月27日	
		興喜天満神社本殿 附 棟札1枚	1棟	興喜天満神社	初瀬	江戸(文化15年)	平成17年12月12日	
		旧妙楽寺子院常住院の表門(多武峰)	1棟	談山神社	多武峰	江戸	平成24年4月2日	
		高家春日神社境内五輪塔	1基	高家区	高家	南北朝	令和2年1月30日	
	絵画	絹本着色十三仏図	1幅	戒重区	戒重(医王寺)	鎌倉末	平成3年3月28日	
		補陀落山浄土図	1幅	聖林寺	下	室町	平成9年10月24日	
		増賀上人行業記絵巻上巻・下巻附木箱	2軸	談山神社	奈良博寄託	江戸(享保10年)	平成25年5月9日	
	彫刻	木造十一面観音立像	1軀	白木区	白木	南北朝	平成3年3月28日	
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	慈恩寺区	慈恩寺(阿弥陀堂)	平安後	平成4年6月18日	
		木造釈迦三尊像	3軀	文殊院	阿部	室町前	平成8年3月8日	
		木造大日如来坐像	1軀	文殊院	阿部	平安	平成8年3月8日	
		木造天神坐像	1軀	興喜天満神社	初瀬	桃山	平成17年12月12日	
		木造神像	6軀	興喜天満神社	初瀬	平安～鎌倉	平成17年12月12日	
		木造十一面観音菩薩立像	1軀	慶田寺	芝	平安前	平成27年5月11日	
	工芸	銅花瓶	1口	長谷寺	初瀬	室町(天文5年)	平成3年3月28日	
		素文器	1個	聖林寺	奈良博寄託	平安初	平成9年10月24日	
		青白磁唐子蓮花唐草文瓶/青白磁渦文瓶	1 対 / 1 個	談山神社	1個は京博寄託 2個は多武峰	南宋～元初	平成9年10月24日	
		鉄湯釜	1個	興喜天満神社	初瀬	江戸(寛保2年)	平成17年12月12日	
	考古資料	上之宮遺跡出土木簡	1点	桜井市	埋蔵文化財センター	飛鳥	平成12年6月5日	
		大福遺跡出土富本銭と歩揺	各1点	桜井市	埋蔵文化財センター	飛鳥	平成12年6月5日	
		谷遺跡出土無文銀銭	1点	桜井市	埋蔵文化財センター	飛鳥	平成12年6月5日	
		纏向遺跡出土弧帯石	1点	桜井市	埋蔵文化財センター	古墳	平成12年6月5日	
		纏向遺跡出土弧文板	1点	桜井市	埋蔵文化財センター	古墳	平成12年6月5日	
		安倍寺遺跡出土ガラス板	2点	桜井市	埋蔵文化財センター	飛鳥	平成12年6月5日	
		桜井公園2号墳出土ミニチュア土器と警形銀製品	5点	桜井市	埋蔵文化財センター	古墳	平成12年6月5日	
		コロコロ山古墳出土金銅製刀子	1点	桜井市	埋蔵文化財センター	飛鳥	平成12年6月5日	
		芝遺跡出土絵画土器	2点	桜井市	埋蔵文化財センター	弥生	平成12年6月5日	
		纏向遺跡出土木製飯面・木製鎌柄・木製盾	3点	桜井市	埋蔵文化財センター	弥生末～古墳初	平成28年4月27日	
		磐余遺跡群出土木製車輪	1点	桜井市	埋蔵文化財センター	飛鳥	平成28年4月27日	
		茅原大墓古墳出土盾持人埴輪	1点	桜井市	埋蔵文化財センター	古墳	平成28年4月27日	
		古文書	高瀬道常大日記	29冊	個人	生田	江戸末～明治	平成27年5月11日
	忍阪官座文書		105点	忍阪坐生根神社官座	忍阪	室町～昭和初	平成28年4月27日	
	民俗文化財 (1)	無形民俗文化財	倉橋地区民俗行事オカリヤ	九頭龍講	倉橋	江戸以前	平成10年8月5日	
	記念物 (10)	史跡	上之宮遺跡		桜井市	上之宮	飛鳥	平成4年8月3日
			兜塚古墳		桜井市	浅古	古墳	平成12年6月5日
			倉橋出屋敷地区カタハラ1号墳		桜井市	倉橋	古墳	平成13年3月27日
		天然記念物	安楽寺のエドヒガンザクラ	1本	白木区	白木		平成3年3月28日
			満願寺のシダレザクラ	1本	今井谷区	今井谷		平成8年3月8日
			御破裂山アカガシ林		談山神社	多武峰		平成9年10月24日
			押坂山口坐神社のクスノキ		赤尾区	赤尾		平成11年3月29日
			興喜天満神社お旅所紅梅	2株	興喜天満神社	初瀬		平成13年7月30日
			談山神社のエドヒガン(薄墨桜)	1本	談山神社	多武峰		平成17年12月12日
			北白木高籠神社の社叢		白木区	白木		平成25年5月9日

2-3 社会的環境

(1) 人口

桜井市の人口の推移を図 2.23 に、年齢別人口構成比の推移を図 2.24 に示します。図中平成 12 年（2000）から平成 27 年（2015）までの人口は、各年国勢調査の数値を、令和 2 年（2020）以降の数値は、「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」をそれぞれ使用しています。

桜井市の人口は、平成 12 年（2000）以降減少が続いており、令和 12 年（2030）には 5 万人を割り込み、令和 22 年（2040）には 4 万人台まで減少すると推計されています。

年齢別人口構成比（図 2.24）では、平成 12 年（2000）には 18%であった 65 歳以上の人口が、令和 27 年（2045）には 42%まで増加することが推計されており、また 15 歳未満の人口は、令和 2 年（2020）以降はほぼ 10%程度の水準で推移すると推計されています。

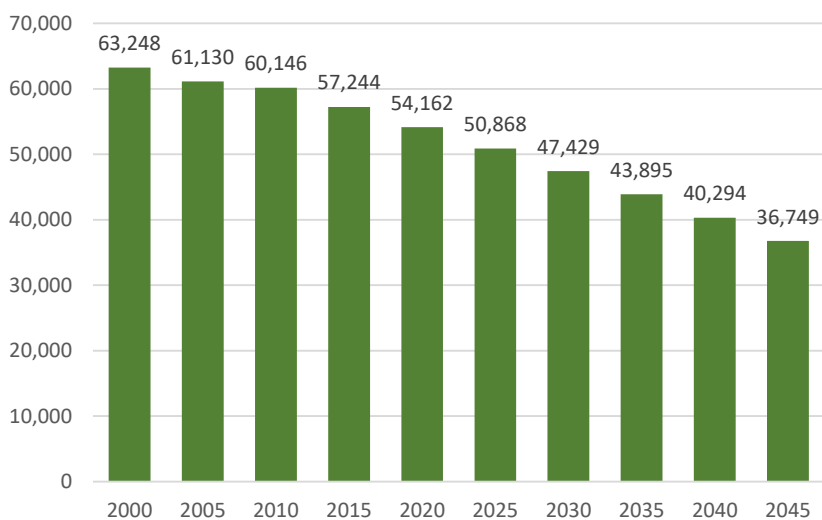


図 2.23 桜井市における人口の推移

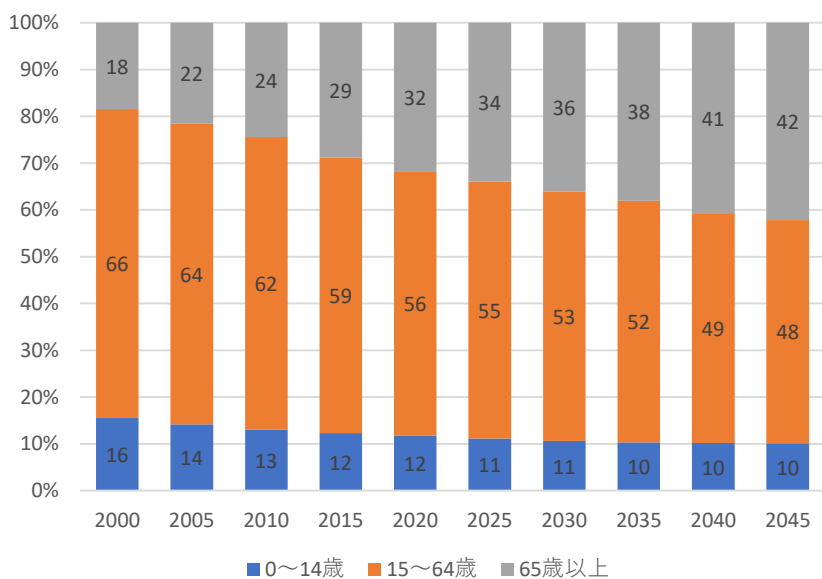


図 2.24 桜井市における年齢別人口構成比の推移

(2) 土地利用

市域の西部に位置する平地は奈良盆地の南東端にあたり、旧石器時代から人が住み始め、ヤマト政権の発祥の地と考えられるエリアです。また、街道や河川が交差する交通の要衝でもありました。現代においてもこのエリアでは、JR 桜井線（万葉まほろば線）の周辺に市街地が集中し、桜井市の中心的な市街地となっています。JR 桜井線から離れたエリアには田畑が広がっています。

市域の東側に南北に連なる山地はその大部分が森林で、古代よりそこから流れ出す河川が平地部を潤してきました。また、近代の林業の発達を支えたエリアでもあります。近鉄大阪線に沿った谷は、中世の伊勢（初瀬）街道として奈良と三重を結ぶ主要幹線道であり、現在でも市街地や田が分布しています。

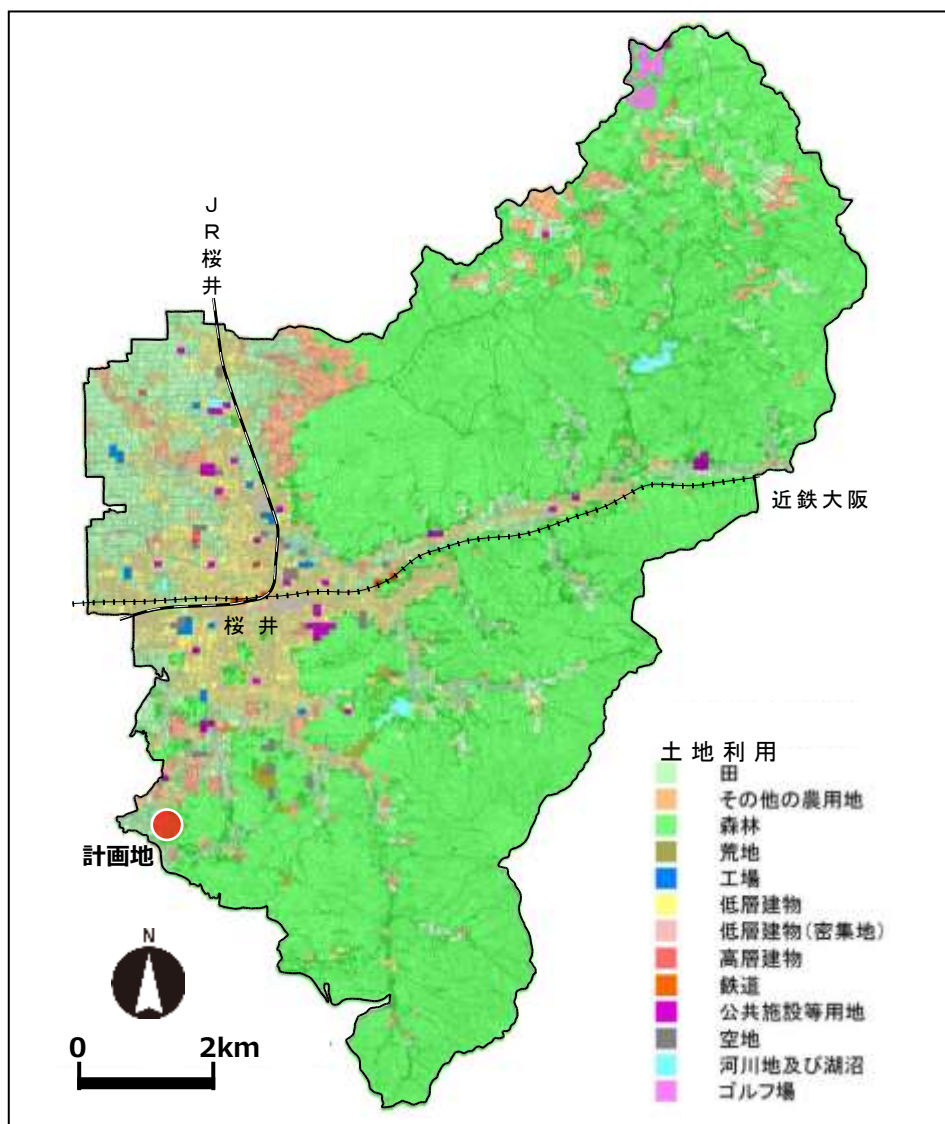


図 2.25 土地利用状況

出典：国土数値情報 平成 21 年度 土地利用細分メッシュに加筆

(3) 交通・アクセス

都市計画道路中和幹線及び同茶臼山畝傍線が平地部の中心市街地を東西に横断し、国道165号が大和川の谷に沿って東に延びています。また、都市計画道路奈良・天理桜井線が市街地の南北軸となっており、市街地南方で主要地方道桜井・明日香・吉野線につながり、計画地周辺を経て明日香村へと至るルートとなっています。

桜井市内の鉄道は、JR 桜井線（万葉まほろば線）と近鉄大阪線の2つの路線があり、大阪・奈良方面へは直通の列車が運行されています。また、JR線と近鉄線は、桜井駅で相互の乗り継ぎが可能です。

桜井市のその他の公共交通として、桜井市コミュニティバスと奈良交通の路線バスがあります。計画地までのアクセスとしては、桜井駅南口からのバス路線（奈良交通バス桜井飛鳥線）があり、土・休日には1日6往復が運行されています。また、計画地の西方約400mには飛鳥資料館があり、最寄りのバス停（バス停「飛鳥資料館西」）が近鉄橿原神宮前駅と近鉄飛鳥駅を結ぶ周遊バス（赤かめバス）の中継点となっています（令和2年4月現在）。

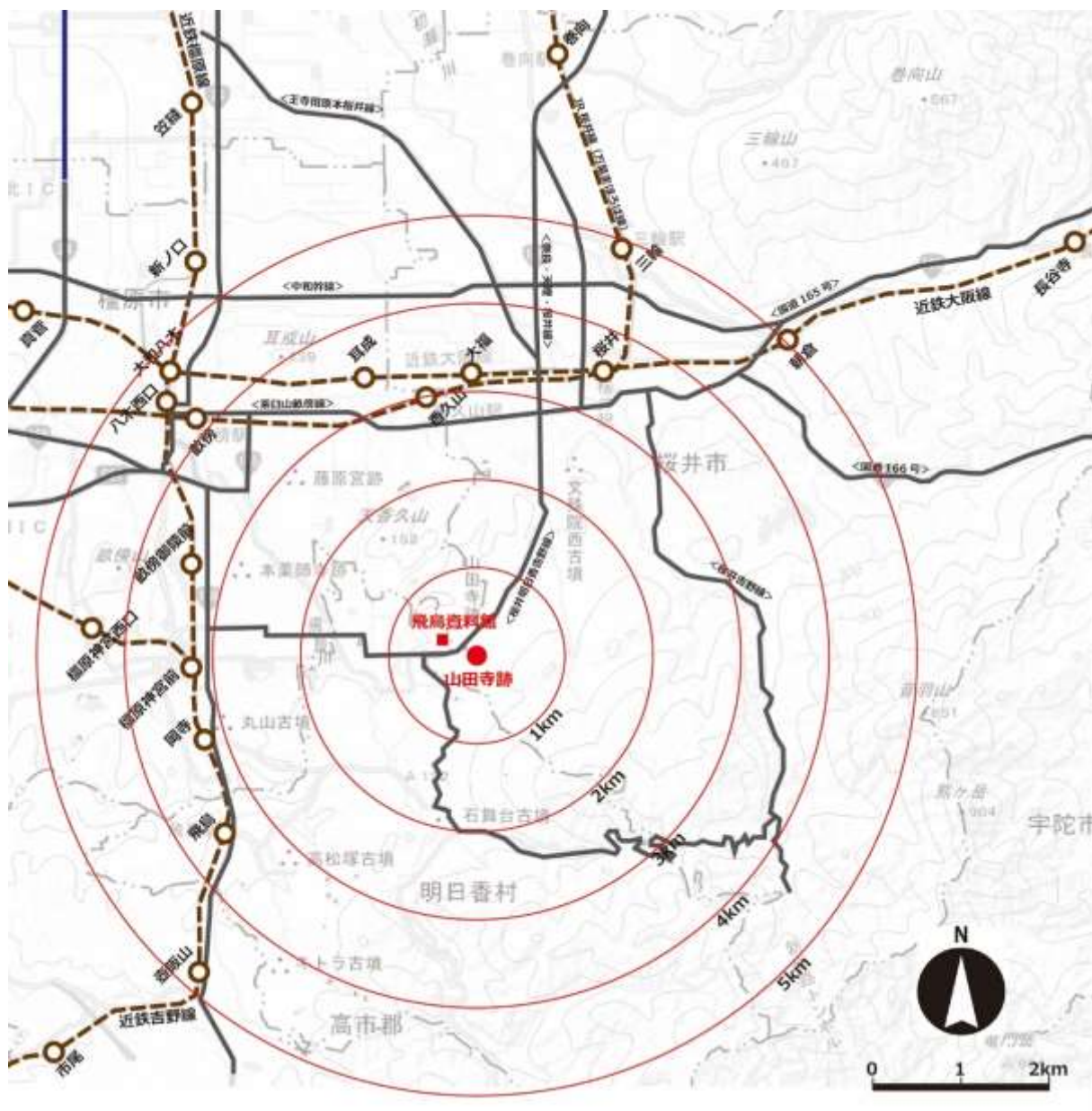


図 2.26 計画地周辺の鉄道・主要道路（地理院地図より作成）

(4) 産業

桜井市の農業は、良好な景観の形成など多面的機能を発揮しながら、大都市近郊という地理的優位性を活かした高付加価値農業や都市住民との交流による新たな農業が展開されようとしています。

他の産業においては、木材、素麺、皮革製品やスポーツ用品などが、特色ある地場産業として経済基盤の一翼を担っています。木材については、良質材の産地として、また、吉野材の大規模集散地として、「木材のまち桜井」を全国に知らしめています。そうめんについては、その発祥地は本市の三輪であり、長い歴史が伝統の味を生み出し、独特の技法が受け継がれています。皮革製品やスポーツ用品は、県内外を問わず広く人々に愛用されており、その技術・アイデア・品質の良さが継承されています。

商業は、三輪駅、長谷寺周辺の門前町が商店として発展し、桜井駅周辺にも商業地が形成され、商業の中心的な機能を担っています。

(5) 観光資源

桜井市は、東と南を青垣山に例えられる山々に囲まれ、古くは「やまとはくにのまほろば」とうたわれた「ヤマト」の地域です。歴史が古い本市では非常に多くの歴史文化資源があり、市域北部の纏向遺跡は邪馬台国畿内説と係わりが深く全国から注目されています。その他、わが国最古の神社である大神神社をはじめ、桜や牡丹などとともに楽しめる長谷寺、紅葉や「けまり祭」で有名な談山神社、日本三文殊の一つ安倍文殊院、安産と子授けの地蔵尊として信仰を集めている聖林寺、そのほか門前町としての風情が残る三輪や初瀬のまちなみなど豊富な歴史文化資源があり、これらの施設を目的に内外から絶えず多くの観光客が訪れています。これらを訪れる観光客は年間およそ700万人（令和元年度）です。

表 2.9 桜井市の観光の現状

○豊富な歴史資源	初期ヤマト政権発祥の地。纏向遺跡や古墳群などの歴史遺産が存在
○全国レベルの集客力	集客の中心は、全国レベルの集客力がある五社寺(大神神社、長谷寺、談山神社、安倍文殊院、聖林寺)への参拝客や観光客である
○特産品の存在	全国的に名高い「三輪そうめん」をはじめ、質の高い木製品、笠そばなどの特産品が存在
○多くの街道の存在	六街道に代表される観光ネットワークの基礎となりうる歴史的街道が存在
○「日本最初」が多数ある	日本最古の神社(大神神社)、相撲発祥の地、競馬発祥の地、そうめん発祥の地、万葉集発祥の地、仏教伝来の地など「日本最初」が多数ある

出典：桜井市観光基本計画（平成24年）

(6) 法規制

桜井市における法規制の概況を以下に示します。特別史跡山田寺跡周辺の具体的な法規制については、「2-4 山田寺跡周辺の概要」で詳述します。

1) 文化財保護法

文化財保護法は、昭和 25 年（1950）5 月 30 日に、文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として制定されました。この中で、山田寺跡は特別史跡に該当します。史跡の指定、管理、復旧、現状の変更等については、「第 7 章 史跡名勝天然記念物」の第 109 条から第 133 条に規定されています。また、史跡の現状変更等に関する権限委譲、許可申請等に関しては以下の法令や規則によります。（※別途巻末に抜粋を掲載）

○文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則
（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号）

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）

なお、桜井市は、文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき本市の区域内の文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じることを目的として、文化財保護条例（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 2 号）を定めています。

2) 都市計画法

都市計画法第 4 条第 1 項において定義された都市計画は、都道府県が一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域等を都市計画区域として指定し、その区域内における都市計画を決定するものです。奈良県では、「大和都市計画区域」、「吉野三町都市計画区域」の 2 つの都市計画区域を定めており、桜井市は全域が大和都市計画区域内にあります。

桜井市では、都市計画法に基づき、文化遺産とそれを取りまく良好な自然環境を保全するため、以下の 3 地区が風致地区に指定されています。

表 2.10 風致地区の概況

名称	面積 (ha)	位置
三輪山之辺 風致地区	835.6	巻野内・辻・穴師・茅原・三輪・馬場先・箸中・金屋・外山・慈恩寺及び脇本の一部
鳥見山 風致地区	423.1	外山・桜井・浅古・赤尾・忍阪・河西・下・上之宮・倉橋及び下り尾の各一部
磐余風致地区	148.2	池之内・橋本・山田・高家及び生田の各一部

出典：令和 2 年版桜井市統計

3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

桜井市内では、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に基づき、歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、周辺の自然環境と一体となって古都における伝統と文化を具現・形成している区域として、風致地区とほぼ重複する3地区が歴史的風土保存区域に指定されています。

4) 景観法・桜井市景観条例

桜井市景観計画では、市域全体が「景観計画区域」として設定されています。

桜井市景観条例では、景観計画区域内で一定規模を超える建築物の建築や工作物の建設をおこなう場合には、届出が必要とされています。

5) 屋外広告物法・奈良県屋外広告物条例

奈良県では、屋外広告物法に基づき、「良好な景観の形成と風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」の目的のもと、「奈良県屋外広告物条例」を定めて、屋外広告物の表示の場所及び広告物を掲出する物件等について必要な規制をおこなっています。

6) 農業振興地域制度

桜井市では、都市計画法による市街化調整地区から大型山林等を除いた区域が農業振興地域となっています。また、桜井市農業振興地域整備計画を定め、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域としています。農用地区域内の農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められません。なお、農用地利用計画の変更（農用地区域からの当該農地の除外）が必要と認められる場合は、農用地利用計画の変更をした上で農地法による転用許可を得る必要があります。

2-4 山田寺跡周辺の概要

(1) 計画地の概要及び周辺施設

計画地である特別史跡山田寺跡は桜井市域の西南部にあり、山田集落の南西、明日香村及び橿原市との行政界付近に位置しています。

周辺の施設として、計画地の西約 500m の位置に山田寺跡のガイダンス施設としての役割をもつ奈良文化財研究所飛鳥資料館（明日香村 以下、飛鳥資料館）があるほか、南西約 1 km の位置には奈良県立万葉文化館（明日香村）、北北西約 1 km の位置には橿原市昆虫館があります。

計画地北東の桜井市内には NAFIC（県立なら食と農の魅力創造国際大学校）の校舎があり、計画地に近い大字高家には同校安倍校舎（フードクリエイティブ学科）の実践施設としてオーベルジュ（ホテル+レストラン）が併設されています。また、オーベルジュの敷地内には、展望広場「磐余の邑」が設置されています。

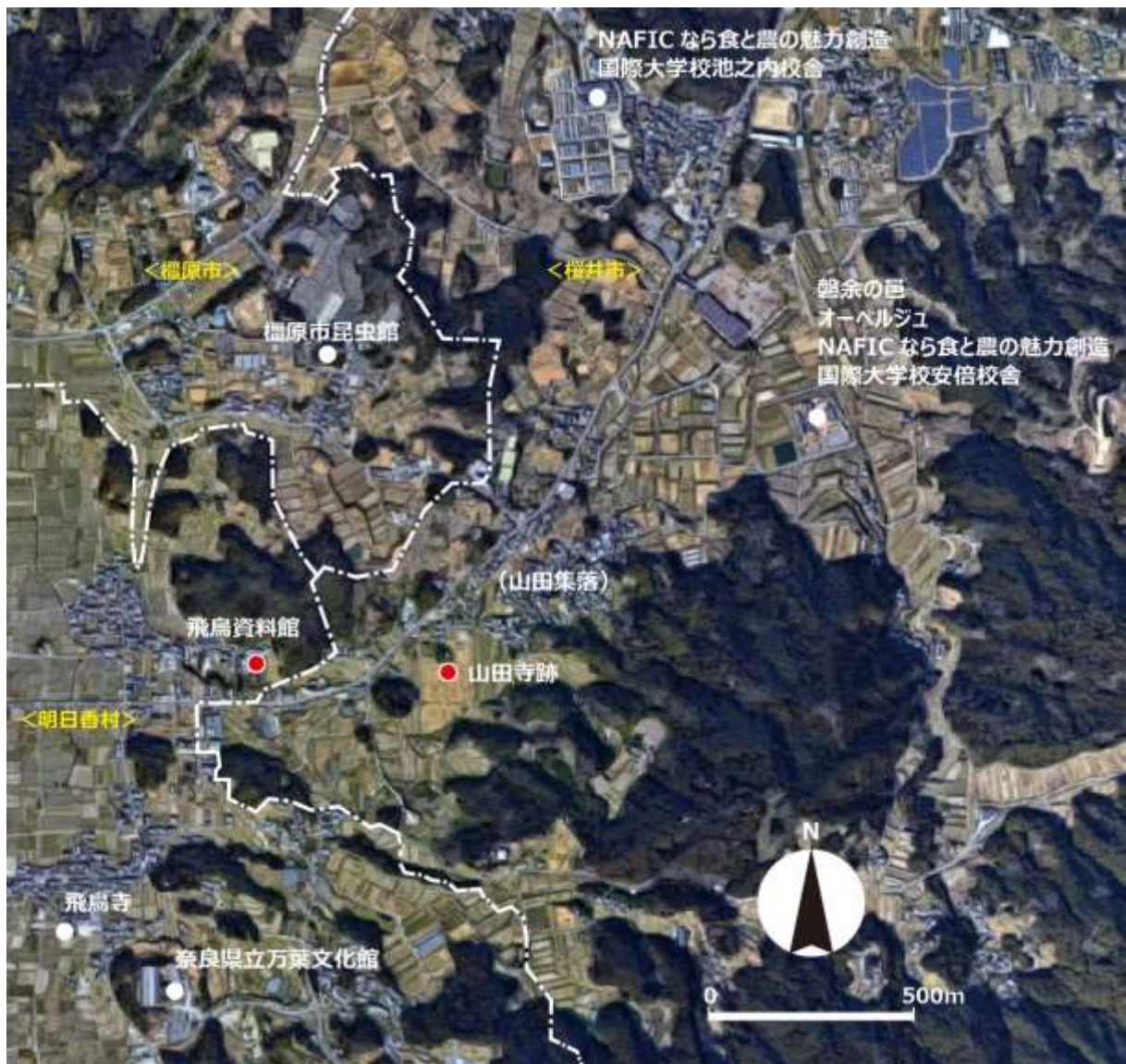


図 2.27 計画地周辺の状況（GoogleMap より作成）

(2) 計画地の立地及び土地利用

特別史跡山田寺跡は、奈良盆地の南東端を形成する丘陵北面に位置し、標高 120m 付近の東から西へと傾斜する緩斜面地となっています。計画地周辺の地質は風化花崗岩の堆積物であるいわゆるマサ土が主体であり、山崩れ、浸食などによる災害が起こりやすい地形です。

計画地北東の台地上に山田地区の集落があるほか、計画地外周部には水田や畑地が広がっています。また、主要地方道桜井・明日香・吉野線沿いに集落が連なっています。

周辺の植生は、平地部の大半は水田（水田雑草群落）であり、山際の一部に畑地（畑雑草群落）がみられます。周囲の丘陵は概ねスギ・ヒノキ・サワラ等の植林地であり、一部が竹林となっています。里山の雑木林と考えられるアベマキーコナラ群集の樹林地がわずかに分布しています。計画地西側に隣接する東大谷日女命神社の社叢には、常緑広葉樹林が残されています。

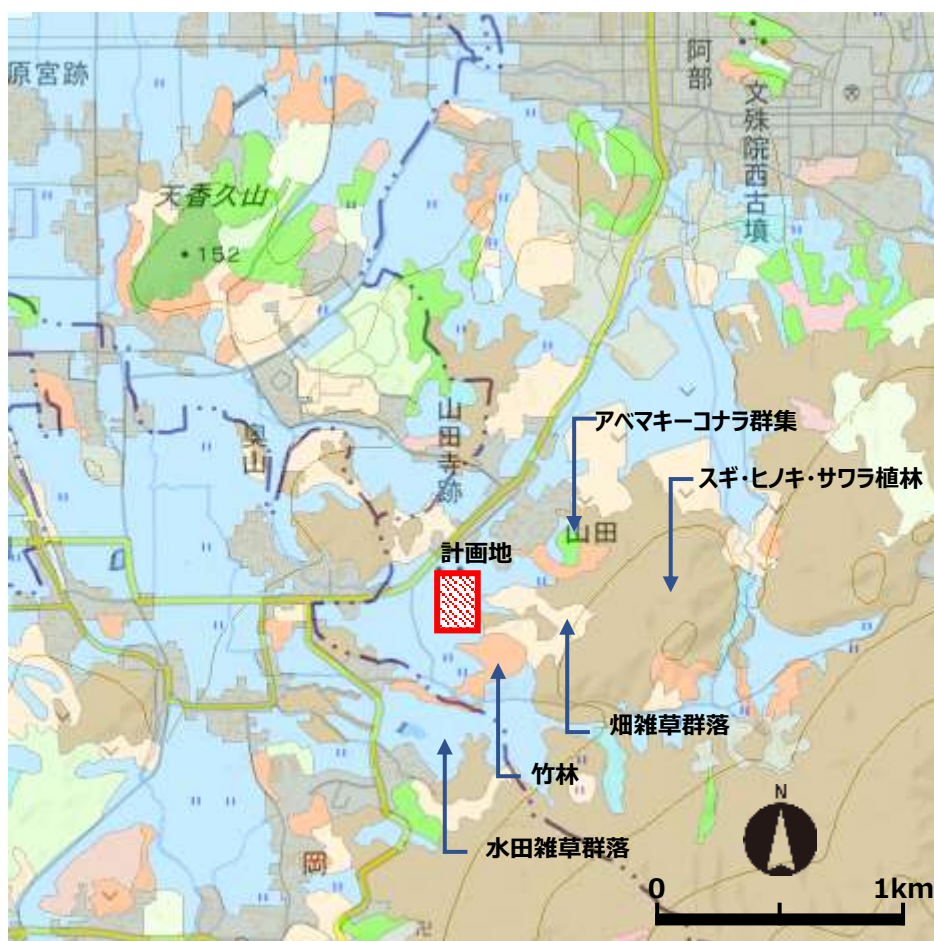


図 2.28 計画地周辺の植生 出典：自然環境調査 Web-GIS 植生図（1/2.5 万）に加筆

(3) 周辺の歴史文化資産と展示施設

特別史跡山田寺跡は、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産の一つとして、世界遺産暫定一覧表に登録されています。山田寺跡は、構成資産としては、桜井市内で唯一の資産となっています。その他周辺の市村からは、飛鳥寺跡や藤原宮跡などが、山田寺跡とともに構成資産に含まれています。

藤原宮跡は昭和 21 年（1946）に国史跡、同 27 年（1952）には特別史跡に指定されました。朝堂院南門や大極殿院南門の列柱が仮設的に表示され、現在も発掘調査が続けられています。

飛鳥寺跡は、蘇我馬子が建立を発願した日本初の本格的寺院で、昭和41年（1966）に国史跡に指定されました。平城京遷都の際に元興寺として奈良に移転したため寺院の規模は縮小しましたが、現在でも多くの人が訪れています。

山田寺跡から半径1kmの範囲には、明日香村の飛鳥資料館や県立万葉文化館、明日香村埋蔵文化財展示室が、2～5kmには、同じく明日香村の国営飛鳥歴史公園館、高松塚壁画館、キトラ古墳壁画体験館四神の館や、橿原市の奈良文化財研究所藤原宮跡資料室、県立橿原考古学研究所附属博物館などの展示施設があります。また、半径2kmの範囲には飛鳥時代の資産が多く分布しており、徒歩や自転車による周遊的な利用も可能な位置にあります（図2.29）。

一方、桜井市内の史跡等とは距離が離れており、桜井市内方面へのバス等の本数も少ないことから、市内の史跡等との結びつきは、やや弱いものとなっています。

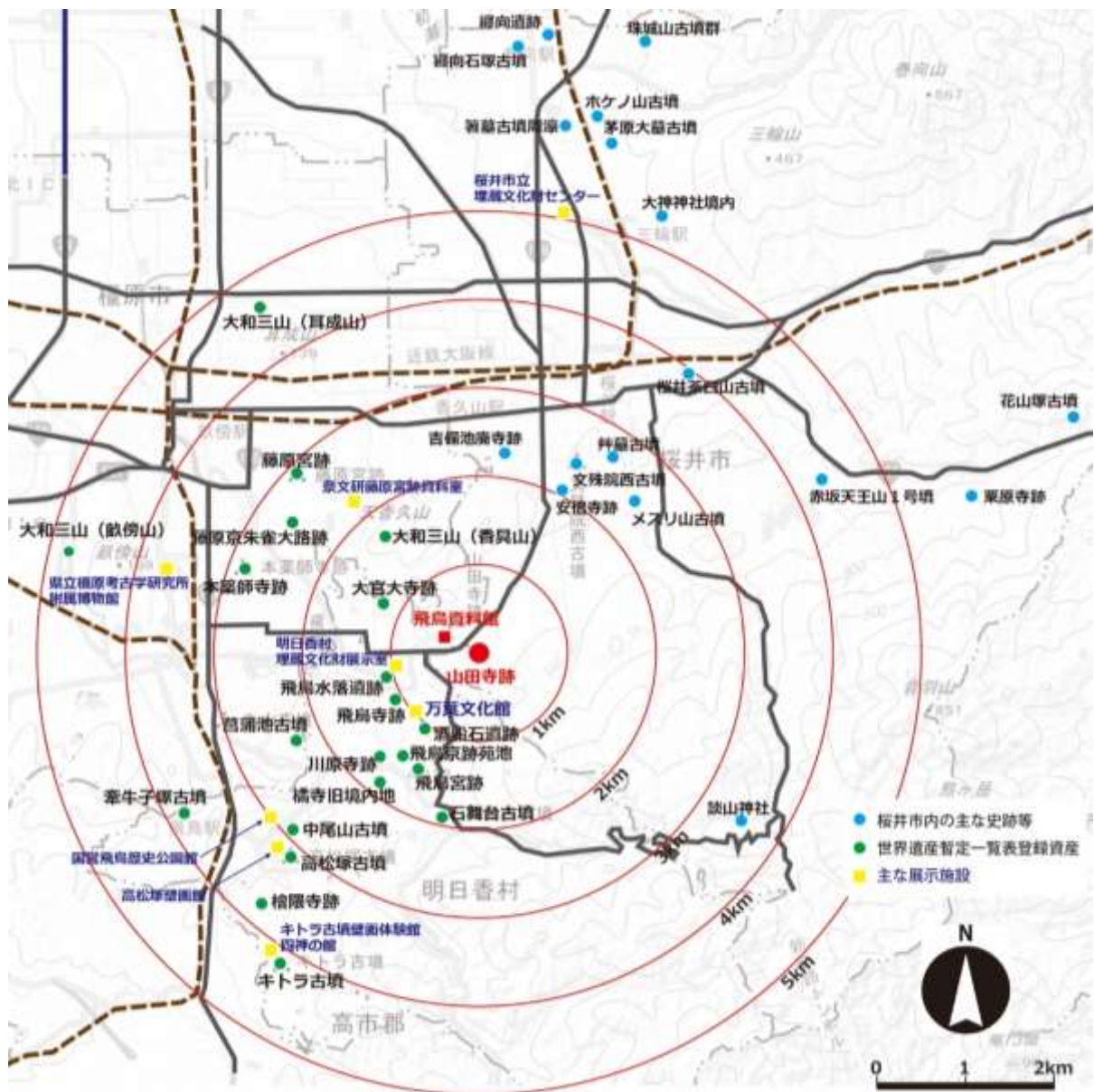


図 2.29 計画地周辺の歴史文化資源と展示施設（地理院地図より作成）

(4) 法適用の状況

1) 文化財保護法

特別史跡山田寺跡の周辺は、文化財保護法で「埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」＝埋蔵文化財包蔵地（以下、遺跡）になっています。奈良県教育委員会刊行の『奈良県遺跡地図』においては、特別史跡山田寺跡周辺は、遺跡である「藤原京跡」内に含まれ、隣接する場所は遺跡「山田寺跡」とされています。したがって特別史跡山田寺跡の周辺で土木工事等をおこなう際は、「第6章 埋蔵文化財」の第93条及び第94条が適用され、届出が必要となります。

また、特別史跡山田寺跡の周辺は、平成12年11月1日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文394号）「重要地域・重要遺跡の決定とその取扱いについて 重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取り扱い基準」の第3項により、重要遺跡「藤原京跡」の重点地区に定められており、同地区内における土木工事について、原則として発掘調査を実施することになっています。

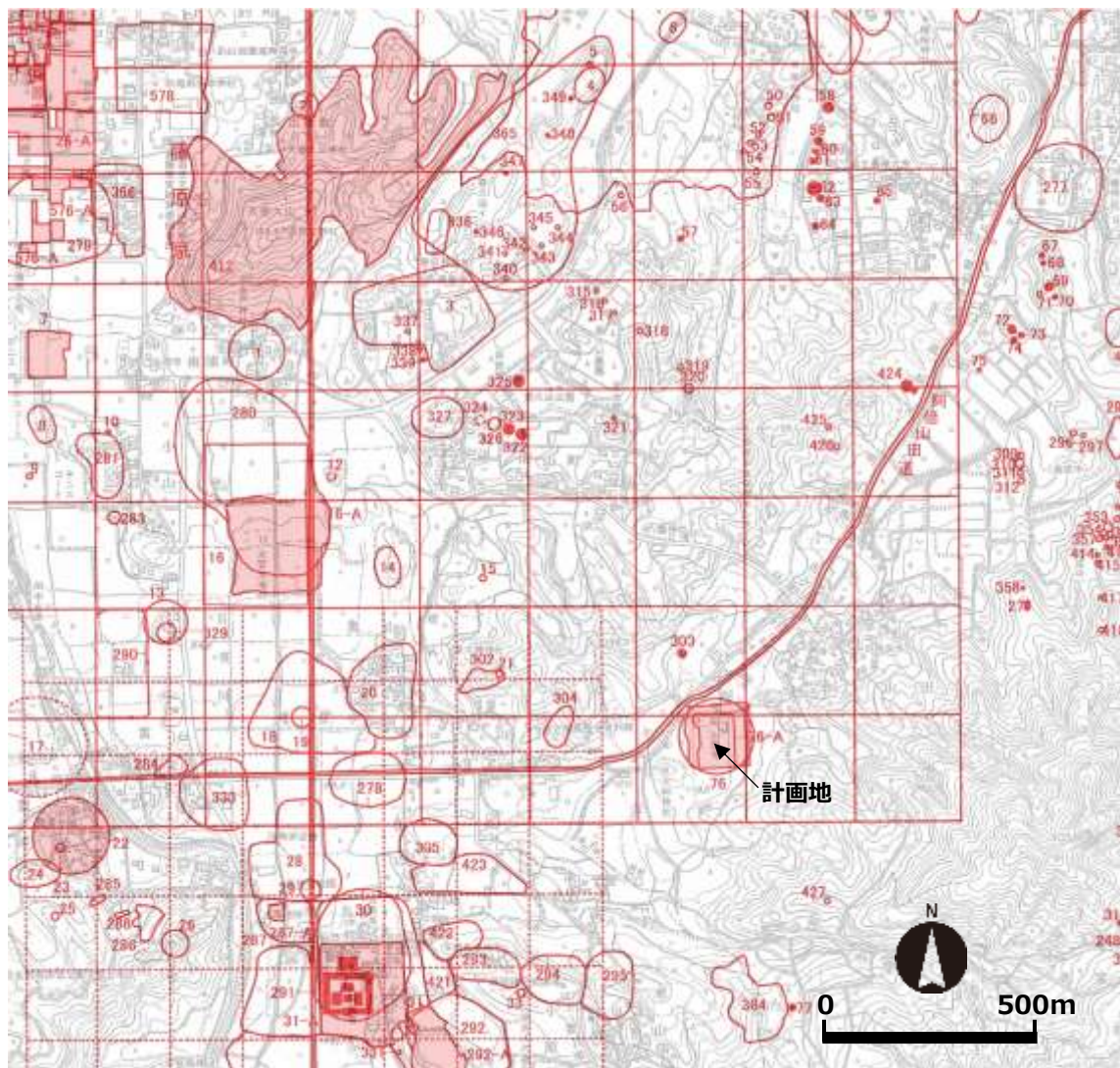


図 2.30 計画地周辺の遺跡の分布

出典：奈良県教育委員会 2010『奈良県遺跡地図』に加筆

2) 都市計画法及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）、景観法など

山田寺跡及び周辺一帯は、市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）とされています。市街化調整区域では原則として開発行為ができないものの、小規模な造成や建造物設置、例外的な施設などの計画が生じる可能性があります。史跡整備にあたっては、都市計画法上の開発行為に該当するか否かなどについて、関係部局との事前協議が必要となります。

計画地を含む周辺一帯（桜井市域）は、都市計画法に基づく「磐余風致地区（第2種風致地区）」、及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に基づく「磐余歴史的風土保存区域」に指定されています。

風致地区内では、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、建築物等の色彩の変更、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋め立て又は干拓、屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積の行為をおこなう際には、事前に市長宛てに許可申請書を提出する必要があります。なお、歴史的風土保存区域の許可申請については、風致地区の申請をもって届出をおこなったものとみなされます。

第2種風致地区内での建築物および工作物の新築、改築及び増築等における許可基準を表2.11に示します。また、特別史跡山田寺跡を含む周辺一帯の法適用の状況を、隣接する明日香村及び橿原市も含めて図2.31及び表2.12に示します。

表 2.11 第2種風致地区における許可基準

種別	高さ	建ぺい率	道路からの距離	隣接地からの距離	緑地率	森林区域の緑地率	切土または盛土の高さ
第2種	10m以下	30%以下	2m以上	1m以上	30%以上	50%以上	3m以下

※橿原市における第2種風致地区、及び明日香村における第2種歴史的風土保存地区における許可基準も、上記による。

表 2.12 山田寺跡周辺の法適用状況

根拠法	区域・地区指定		
	桜井市	明日香村	橿原市
都市計画法	市街化調整区域 第2種風致地区	市街化調整区域 第2・3種風致地区	市街化調整区域
古都保存法	歴史的風土保存区域	第2種 歴史的風土特別保存地区 (明日香村特別措置法)	歴史的風土保存区域
景観法 (市条例)	景観計画区域	景観計画区域	景観計画区域
屋外広告物法 (県条例)	禁止区域	禁止区域	禁止区域

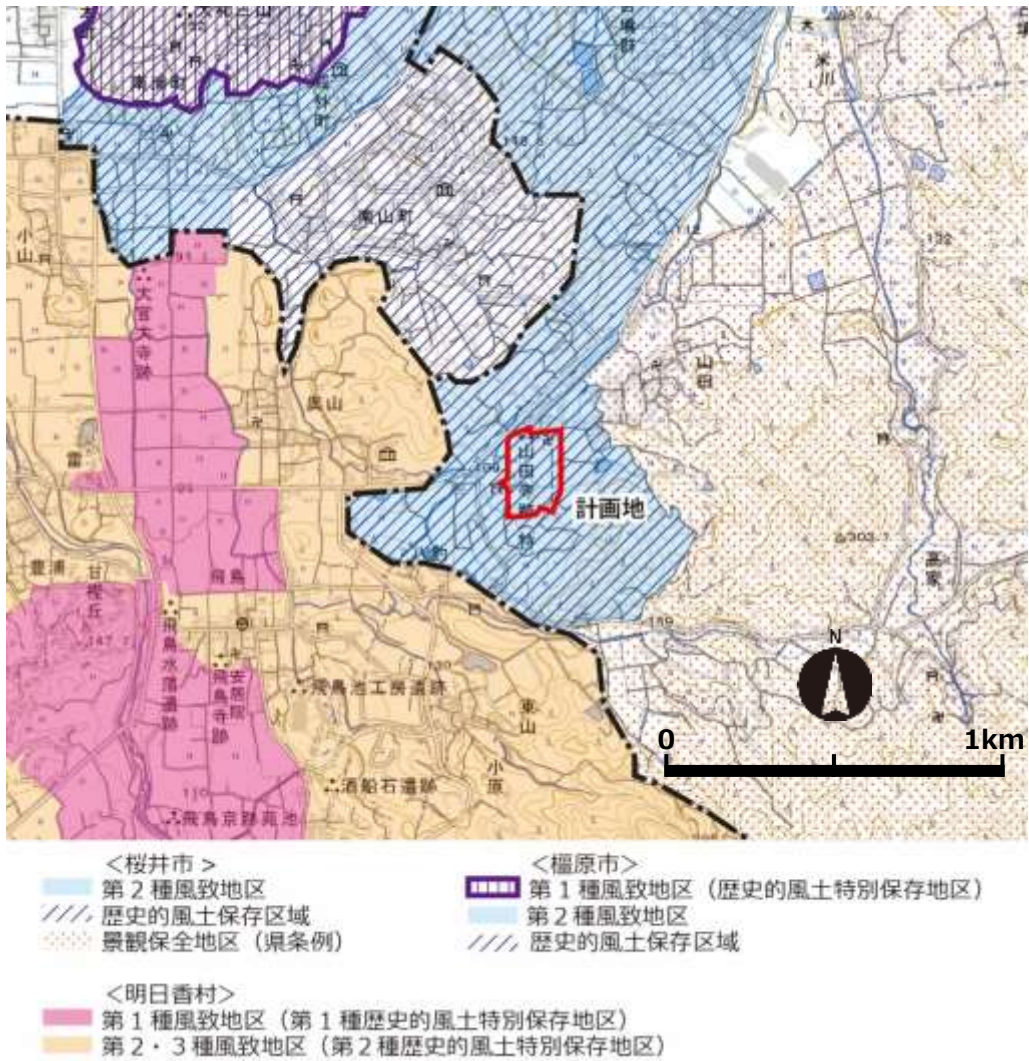


図 2.31 特別史跡山田寺跡周辺の法規制（地理院地図より作成）

3) その他の法適用

桜井市「洪水・土砂災害ハザードマップ」では、山田寺跡東側の谷から山田寺跡を含む一帯が土砂災害警戒区域（土石流）に指定されています。



図 2.32 計画地周辺のハザードマップ

出典：桜井市洪水・土砂災害ハザードマップ

3 山田寺跡の概要

3-1 山田寺の歴史

山田寺はその法号を浄土寺と称し、蘇我倉山田石川麻呂(蘇我倉家)により創建された寺院で、その造営過程は、『上宮聖徳法王帝説』裏書に記され、『日本書紀』にも登場します。文献によって創建の様相を知ることのできる古代寺院として貴重な存在です。

山田寺は、舒明 13 年(641)に蘇我倉山田石川麻呂(以下、石川麻呂)により創建されました。石川麻呂は蘇我馬子の孫にあたり、蘇我家の本流とされる蝦夷の従弟になります。蘇我倉家は、「倉」という復姓から朝廷の倉の出納ないし管理にあたっていたと考えられていますが、石川麻呂の時代には、蘇我蝦夷や入鹿に匹敵する地位にあったと思われます。乙巳の変(645年)に際しては中大兄皇子側につき、入鹿暗殺に重要な役割を果たしています。乙巳の変後は右大臣となり、左大臣となった阿倍内倉橋麻呂とともに政権の要職を担いました。しかし、大化5年(649)に石川麻呂が皇太子である中大兄皇子に対する謀反を疑われ山田寺の金堂で自害すると(石川麻呂の変)、造営は一旦中断します。その後、天智2年(663)に塔の建造を再開しますが、中断を挟みながらも、天武14年(685)に講堂本尊である丈六仏(興福寺所蔵の旧山田寺仏頭)が安置され、天武天皇が行幸し、ほぼ完成したと考えられます。石川麻呂の死後、山田寺の完成には、その孫である菟野皇女(のちの持統天皇)の力が背景にあったと考えられています。当初は、蘇我倉家の寺として造営が始められた山田寺ですが、天武朝を境にして皇后が造営に関与した国家的な色彩をもつ寺へと変化し、少なくとも8世紀初め頃までは、官寺に準ずる扱いを受けていました。

奈良時代以降、正史への記述が少なくなりますが、治安3年(1023)には、藤原道長が山田寺に参詣したことが『扶桑略記』に記されています。『扶桑略記』には、山田寺の堂中の姿が「奇偉莊嚴」と表現されており、往時の山田寺の偉容がうかがえます。道長の参詣からほどなくして、東側からの土砂の流入によって、東面回廊や南面回廊の東半分、宝蔵等の建物が倒壊・埋没したと考えられています。また、九条兼実の日記『玉葉』によれば、文治3年(1187)に、講堂の丈六薬師三尊が興福寺によって持ち出され、再建された興福寺東金堂の本尊とされました。発掘調査においても12世紀後半頃とみられる焼土層が塔・金堂・講堂で検出され、主な建物はこの頃廃絶し、その後、鎌倉時代に講堂周辺で法灯を継ぐ寺院が再興されました。

現在の山田寺は山号を大化山といい、法相宗に属します。講堂跡の西半部に東向きに建てられている観音堂は、屋根の鬼瓦銘に元禄15年(1702)とあり、そのころのものと考えられています。境内にある紀年銘をもつ手水鉢や石造物もおよそ江戸時代のものです。境内には、江戸末期の天保21年(1841)に、石川麻呂の後裔と称する越前藩士の山田重貞が、石川麻呂の汚名を雪ぐ目的で建立した「雪冤(せつえん)の碑」(穂井田忠友撰文、菘翁貫名海屋筆)があり、当時、山田寺が石川麻呂建立の寺院であることが広く認識されていたことを物語っています。

表 3.1 山田寺関連年表：江戸時代以前

年	山田寺関連
641年(舒明13)	浄土寺(山田寺)建立の地を定め、整地する(『帝説』裏書)
643年(皇極2)	金堂建立(『帝説』裏書)
645年(皇極4)	乙巳の変。蘇我入鹿殺害(『日本書紀』)
648年(大化4)	僧侶が住みはじめる(『帝説』裏書)
649年(大化5)	石川麻呂の変(『帝説』裏書、『日本書紀』)
663年(天智2)	造塔に着手(『帝説』裏書)
673年(天武2)	塔の心柱を立てる(『帝説』裏書)
676年(天武5)	塔完成(『帝説』裏書)
678年(天武7)	丈六仏を鑄造(『帝説』裏書)
685年(天武14)	丈六仏開眼(『帝説』裏書)、天武天皇行幸(『日本書紀』)
699年(文武3)	30年を限り300戸の封戸を給う(『続日本紀』)
703年(大宝3)	山田寺など33寺に齋を設ける(『続日本紀』)
739年(天平11)	石川年足、大般若経を浄土寺に置く(写経奥書)
834年(承和元)	僧護命卒す。卒伝に古京山田寺にひきこもるとある(『続日本後紀』)
1023年(治安3)	藤原道長、山田寺に参詣(『扶桑略記』)
1034年(長元7)	善妙、法華八講を修する(『多武峰略記』)
1187年(文治3)	興福寺の東金堂衆、山田寺講堂の丈六仏を奪い去る(『玉葉』)
1279年(弘安2)	多武峰寺と相論(『鎌倉遺文』)
1841年(天保12)	越前藩士山田重貞「右大臣山田公雪冤碑」を建立

出典：奈良文化財研究所 2002『山田寺発掘調査報告』本文編 に追記

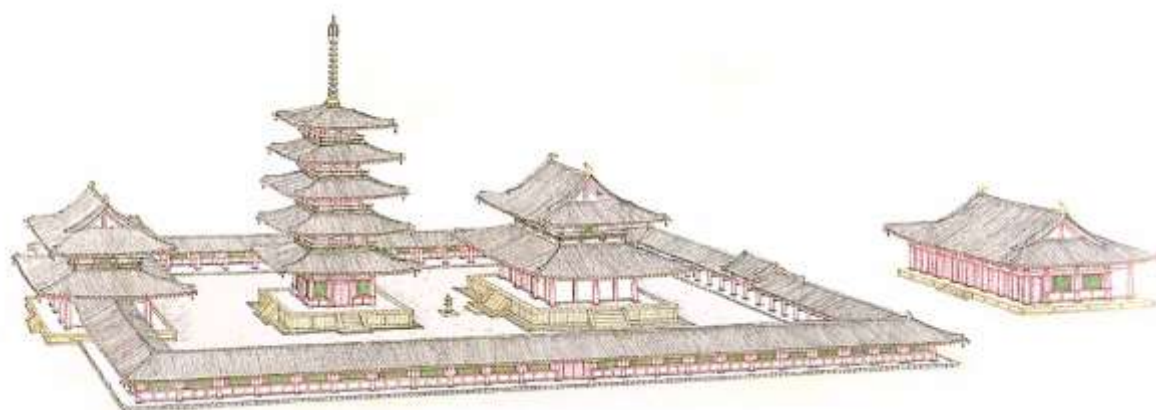


図 3.1 山田寺伽藍復元図 (奈良文化財研究所 提供)

3-2 山田寺跡のあゆみ

指定前史:山田寺跡には、明治のはじめまで、堂塔の跡に礎石が多く残っていたと考えられています。

その後、講堂跡に小学校を建てるために礎石が割られ、明治21年(1888)には塔心礎が盗掘されるなど、遺跡は荒れていく一方でした。考古学者の高橋健自が明治37年(1904)に山田寺跡を訪れた時、付近の住民から近年堂塔跡の土壇が崩され礎石も持ち去られたことを聞き、明治維新以降の急激な欧化主義が、急速に古蹟を荒廃させていく現状に警鐘を鳴らし、その一事例として山田寺跡を紹介しています。また、塔、金堂、講堂とそれらを囲む南北に長い回廊などから、四天王寺に類似する伽藍配置であったことを指摘しています。大正6年(1917)には、現地の状況を実測調査した建築史家の天沼俊一が、その時点での伽藍の現況と講堂礎石の測量図を作製し、講堂については7×4間の建物であったと推定しています。

指定による遺跡の保護へ:このような遺跡の状況や基礎的な調査が進められたことにより、大正8年(1919)に史蹟名勝天然記念物保存法が施行されると、これらの調査成果にもとづいて、大正10年(1921)に山田寺跡は史蹟に指定されました。これは史蹟の指定としては最初のもので、同時に指定された主な史蹟として、本薬師寺跡(橿原市:のち特別史蹟)、川原寺(明日香村)、大官大寺(明日香村・橿原市)などがあります。

戦後は、史蹟名勝天然記念物保存法に代わって文化財保護法が制定され、山田寺跡は昭和27年(1952)に国の特別史蹟に指定されました。そして、昭和40年代後半から飛鳥の歴史的風土を守ろうという気運が高まり、昭和45年(1970)に特別史蹟山田寺跡を含む飛鳥地方の遺跡の調査、保存を国家的事業と位置づける「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策」が閣議決定されました。

公有化と調査研究の段階:この決定により、昭和49年(1974)に指定地を国が買い上げ、史跡公園として整備しようとする計画が持ち上がりました。その事前の調査として、奈良国立文化財研究所(当時 ※2001年の独立行政法人化により、奈良文化財研究所となる)による発掘調査がおこなわれることとなりました。

昭和51年(1976)に始まる第1次から平成8年(1996)の第11次調査までは、整備に向けての基本的な情報を得るための調査でした。その中でも昭和57年(1982)におこなわれた第4次調査では倒壊した状態で埋没した回廊建物が発見され、予想外の大きな成果が得られました。このような出来事により、地域住民の山田寺跡の保存に対する関心を引き起こし、昭和57年(1982)の追加指定に引き続き、公有化も順調に進んでいきました。

本格的な活用の開始:これらの調査成果を受け、平成5年(1993)からの第1期第1次整備と、平成11年(1999)からの第1期第2次整備がおこなわれ、第1期整備工事が完了しました。また、その間の平成9年(1997)に山田寺跡から徒歩10分のところにある飛鳥資料館(昭和50年(1975)に開設された展示施設)では、展示室を増設し、倒壊した東面回廊は保存処理を施した後、組み上げられ復元展示されました。併せて出土遺物も多く展示され、山田寺跡の公開活用が本格的にはじまり、桜井市南部地域や飛鳥・藤原地域を訪れる人々が立ち寄る、本地域を代表す

る文化遺産となりました。

そのような中、平成19年(2007)には、ユネスコ世界遺産暫定一覧表に登録された「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の有力な構成資産候補になっています。山田寺跡の新たな歴史的価値を模索するとともに、橿原市や明日香村などに所在する他の資産とともに広域的な活用を目指すなど、新たな展開を迎えています。

表 3.2 山田寺関連年表：明治時代以降

	年	内容
指定前史	1904年(明治37)	高橋健自、明治維新以降の急激な欧化主義が古跡を荒廃させていく現状の事例として山田寺跡を紹介、四天王寺式の伽藍配置を指摘
	1917年(大正6)	天沼俊一、伽藍の現況及び講堂礎石の測量図を作成
史蹟指定による保護へ	1921年(大正10)	「山田寺跡」史蹟に指定
	1938年(昭和13)	「銅造仏頭(旧山田寺講堂本尊)」重要文化財に指定
	1952年(昭和27)	「山田寺跡」特別史蹟に指定
	1967年(昭和42)	「銅造仏頭(旧山田寺講堂本尊)」国宝に指定
	1970年(昭和45)	「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策」閣議決定
公有化と調査研究の段階	1974年(昭和49)	史蹟公園として整備するため、国による公有化開始
	1975年(昭和50)	飛鳥資料館開館
	1976年(昭和51)	史蹟公園整備の事前調査として、山田寺跡における発掘調査を開始
	1978年(昭和53)	第1次調査：塔・中門・西面回廊の調査
	1979年(昭和54)	第2次調査：金堂・北面回廊の調査
	1981年(昭和56)	第3次調査：講堂・北面回廊の調査
	1982年(昭和57)	飛鳥資料館特別展示「山田寺展」 第4次調査：東面回廊・伽藍地東限の調査 史蹟区域追加指定
	1983年(昭和58)	第5次調査：東面回廊の調査
	1984年(昭和59)	第6次調査：東面回廊・伽藍地東北限の調査
	1989年(平成元)	第7次調査：南門・伽藍地南限の調査
	1990年(平成2)	第8次調査：東面回廊・伽藍地西限の調査、宝蔵の調査
追加指定	1993年(平成5) - 1997年(平成9)	山田寺跡整備工事(第I期第1次整備)：整備面の造成、伽藍建物の盛土・張芝による遺構表示
	1994年(平成6)	第9次調査：伽藍地東南隅の調査
	1996年(平成8)	第10次調査：南面回廊の調査
	1996年(平成8)	第11次調査：伽藍地南辺の調査
	本格的な活用の開始	1997年(平成9)
1999年(平成11) - 2000年(平成12)		山田寺跡整備工事(第I期第2次整備)：東面回廊(3間分)の復元表示、宝蔵基壇・金堂礼拝石表示、説明板設置、東面大垣盛土表示、南門南参道の表示、案内広場整備、説明板設置
2002年(平成14)		第12次調査：山田寺跡北方の調査
2006年(平成18)		第13次調査：水路改修に伴う事前調査
2007年(平成19)		世界遺産暫定リスト「飛鳥・藤原」の構成資産候補へ「奈良県山田寺跡出土品」として重要文化財に指定
2009年(平成21)		山田寺跡法面整備工事
2010年(平成22)		山田寺跡水路改修工事
2017年(平成29)		第14次調査
2018年(平成30)		第15次調査

3-3 指定の状況

(1) 指定告示

名称	山田寺跡
種別	特別史跡
指定履歴	史蹟指定年月日：大正 10 年 3 月 3 日（1921.03.03） （内務省告示第 38 号） 特別史跡指定年月日：昭和 27 年 3 月 29 日（1952.03.29） （文化財保護委員会告示第 34 号） 追加指定年月日：昭和 57 年 12 月 4 日（1982.12.04） （文部省告示第 156 号）
所在地	奈良県桜井市大字山田
指定基準	史跡の部 3（社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡） 特別史跡（史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの）
指定面積（合計）	37,371 m ²
管理団体	奈良県桜井市（当時は安倍村）：大正 11 年 5 月 23 日（1922.05.23）

(2) 指定理由

1) 史蹟指定：大正 10 年（1921）

創建ハ舒明天皇ノ十三年トモ孝徳天皇ノ五年トモ言ヒ蘇我山田石川麻呂ノ營ミシモノナリ
堂塔ノ配置ニ於テ他ニ類少キモノタリ

2) 特別史跡指定：昭和 27 年（1952）

創建は舒明天皇の 13 年又は孝徳天皇の 5 年といわれており、大安、薬師、元興、弘福の四大寺に次ぐ大寺として、由緒ある寺格を有していた。

塔、金堂、講堂が南北 1 直線上に配置されており、しかもこの遺跡はよく残り所謂四天王寺式の伽藍配置を示し、飛鳥時代における寺院の遺構として最も顕著なものの一である。

3) 追加指定：昭和 57 年（1982）

山田寺跡は、四天王寺式伽藍配置と考えられているが、指定地としては、伽藍枢要部のみで寺域全体をおおっていない。このため寺域全体を追加指定しようとするものである。

(3) 指定範囲

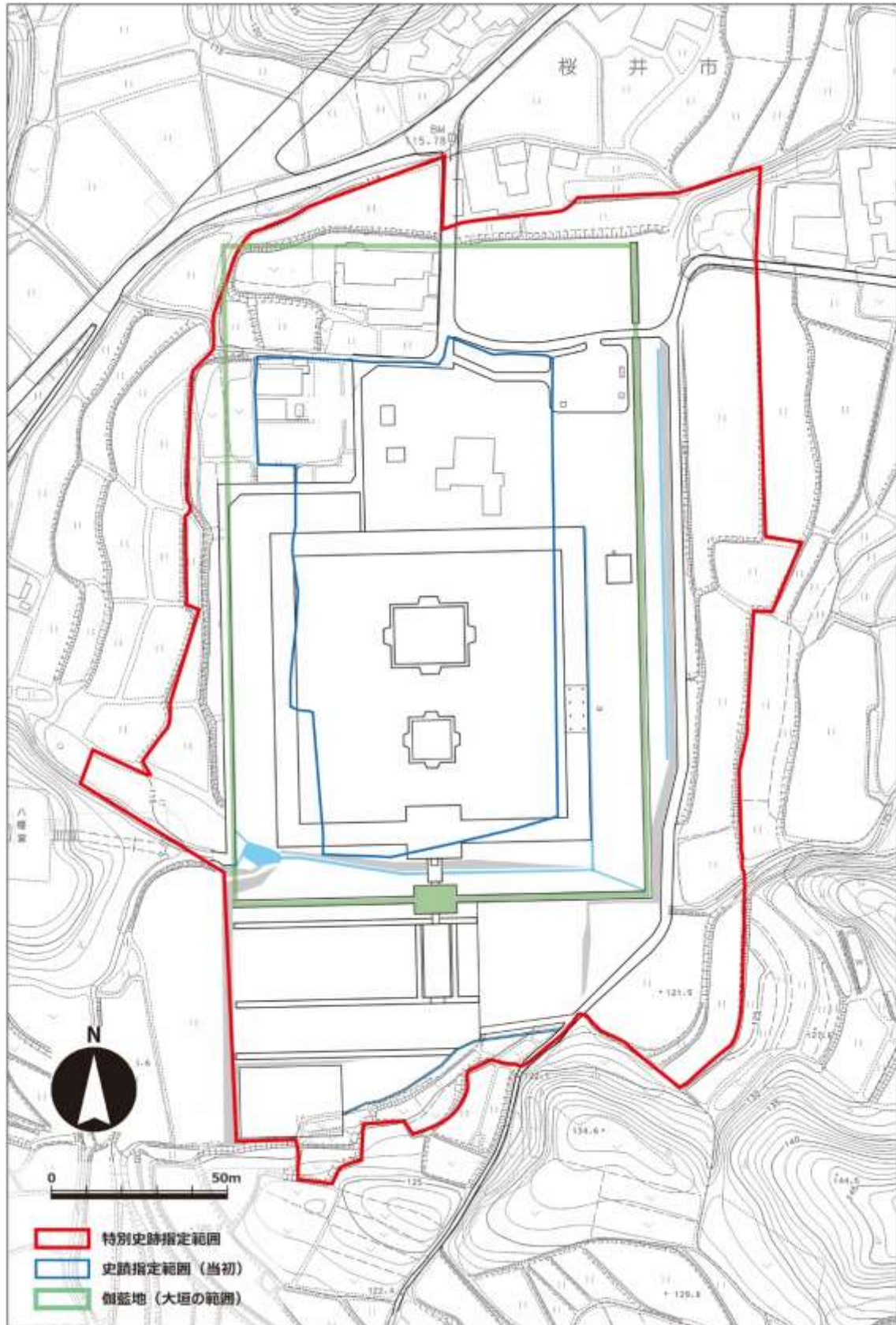


図 3.2 指定の範囲

3-4 指定地の状況

(1) 指定地番

指定地の地番（令和3年12月現在）を以下に示します。

大字山田 994 番 1・2、996 番、997 番 1・2、998 番、999 番、1000 番、1001 番、1002 番、1003 番、1006 番、1040 番、1041 番、1042 番、1242 番、1243 番、1244 番、1245 番、1246 番、1247 番、1248 番、1249 番 1・2、1250 番、1251 番、1252 番、1253 番、1254 番、1255 番、1256 番、1257 番、1258 番、1259 番、1260 番、1261 番、1262 番、1263 番 1・2、1264 番、1266 番、1267 番 1、1268 番 1・2・3、1269 番、1271 番 1・2、1273 番、1274 番 1、1276 番、1277 番、1279 番、1281 番、1282 番、1283 番 1・2、1284 番、1285 番、1287 番、1288 番 1・2、1289 番、1292 番、1293 番、1294 番、1295 番、1297 番、1307 番、1310 番、1314 番、1315 番、1316 番、1317 番、1318 番、1319 番、1322 番 2、1323 番、1324 番、1325 番、1326 番 1・2、1328 番

(2) 公有化の状況

昭和40年代後半になると国の施策（昭和45年（1970）12月18日の閣議決定）もあって、飛鳥の歴史的風土や文化財を守ろうという機運が高まり、その一環として、昭和50年（1975）年から国による指定地の買い上げが始まりました。また、発掘調査の進展にともない、とりわけ昭和57・58年（1982・1983）の両年度には約1.8haの土地が地元の協力によって公有地になり、指定地の内、周辺部分に民有の土地が残るものの、中心部分はほぼ全域が公有地となりました。

公有化の状況（令和3年（2021）現在）を図及び表に示します。

表 3.3 公有化の状況（令和3年（2021）現在）

所有者	面積	備考
国有地	31,666 m ²	
民有地	5,705 m ²	宗教施設、宅地、田畑
計	37,371 m ²	

(3) 管理の状況

大正11年5月23日（1922.05.23）から、桜井市（当時は安倍村、昭和29年（1954）に桜井町編入、昭和31年（1956）市制施行）が管理団体に指定されています。

山田寺跡の日常の維持管理は、管理団体である桜井市が国庫補助を受けて実施しており、実際の現地の見回り、草刈り等は地元山田区に委託しています。

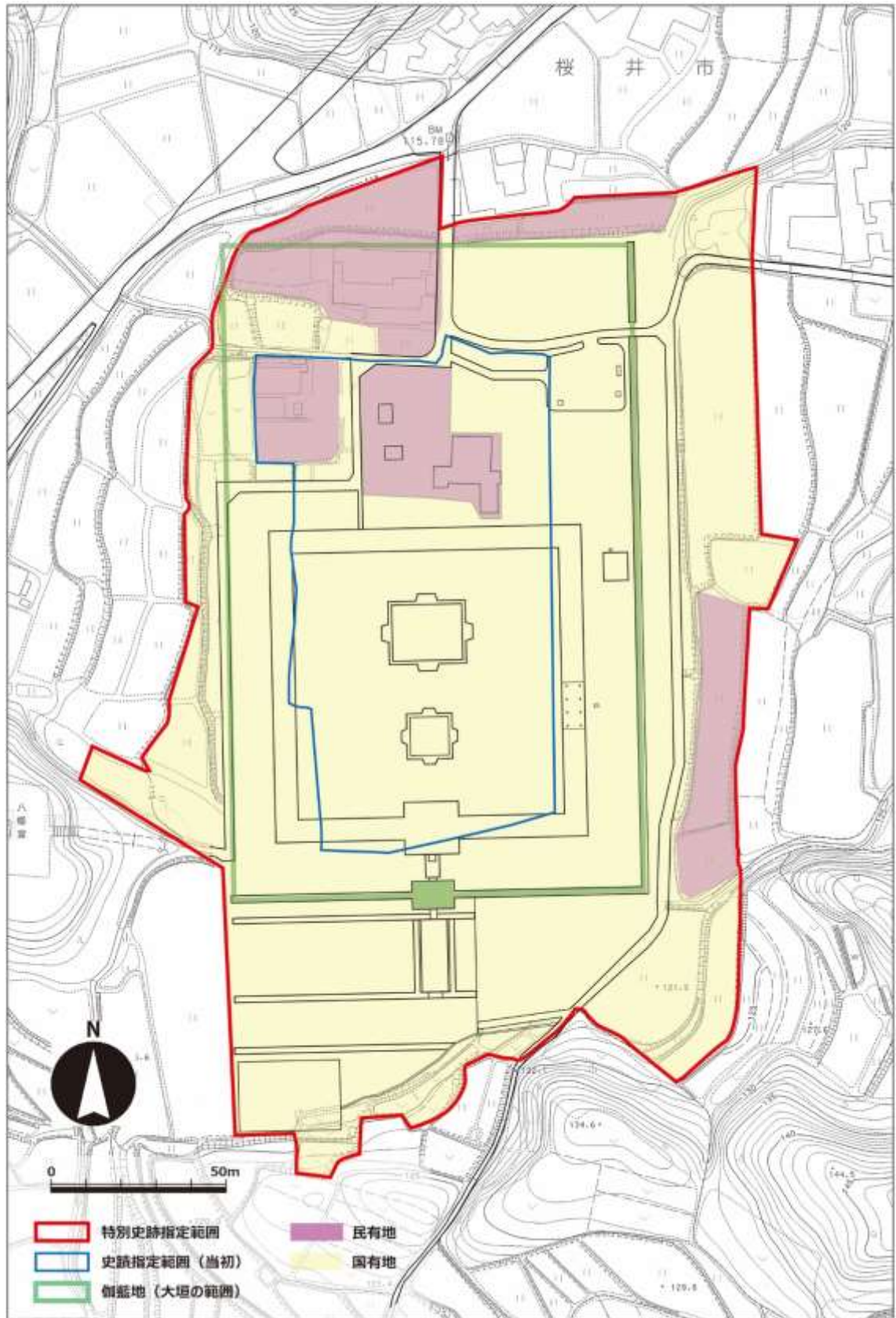


図 3.3 公有化の状況（令和 3 年（2021）現在）

3-5 山田寺跡の発掘調査

(1) 調査の経緯

1) 発掘調査

山田寺跡では、昭和50年(1975)から指定地の中心部で公有化がおこなわれ、史跡公園として整備する方向性が示されました。これを受けて本格的な発掘調査が始まり、現在まで15回にわたる調査がおこなわれています。発掘調査面積は、約10,600㎡に達し指定地の約1/3に及んでいます。昭和51年(1976)の第1次調査から平成8年(1996)の第11次調査までは、整備に向けての基本的な情報を得るための調査でした。平成5年(1993)から整備工事計画が始まると、実施設計作成のために第9～11次調査が追加でおこなわれています。

整備工事の完了後は、史跡外にあたる伽藍地の北側でおこなわれた個人住宅建設のための第12次調査では柱穴が発見され、伽藍地の北側に広がる関連施設の存在が確認されています。第13～15次調査は、災害に伴う修繕工事のための事前調査がおこなわれ、第14・15次調査では北面大垣が確認されました。

表 3.4 各次調査の地区・期間・面積一覧

調査回数	調査地区	字名	調査機関	調査期間	面積
第1次	塔・中門・西面回廊	堂ノ前・塔ノ段	奈文研	1976.4.28-1976.10.13	2,700 ㎡
第2次	金堂・北面回廊	塔ノ前・堂ノ前・ドノダン	奈文研	1978.1.17-1978.7.31	2,500 ㎡
第3次	講堂・北面回廊	堂ノ前・松原・アンシツ	奈文研	1979.5.11-1979.9.14	1,300 ㎡
第4次	東面回廊・東面大垣東・東北院	樋ノ口・五味田	奈文研	1982.8.23-1983.1.27	600 ㎡
第5次	東面回廊	樋ノ口	奈文研	1983.5.9-1983.10.31	527 ㎡
第6次	東面回廊・大垣東北限	樋ノ口・松原	奈文研	1984.8.6-1984.12.6	572 ㎡
第7次	南門・参道・山田道	宮ノ前	奈文研	1989.10.9-1990.2.22	1,150 ㎡
第8次	東面回廊・西面大垣	松原・アンシツ	奈文研	1990.8.27-1990.12.19	800 ㎡
第9次	大垣東南隅	樋ノ口・五味田	奈文研	1994.11.7-1994.12.7	80 ㎡
第10次	南面回廊	堂ノ前・樋ノ口・宮ノ前	奈文研	1996.5.10-1996.8.7	170 ㎡
第11次	南面大垣南	樋ノ口・ケシ・宮ノ前	奈文研	1996.10.2-1996.12.16	175 ㎡
第12次	大垣北(史跡外)	松原	桜井市	2002.2.12-2002.2.15	7 ㎡
第13次	史跡地北辺	五味田・河原田	奈文研	2006.2.21-2006.2.28	9 ㎡
第14次	北面回廊	松原	奈文研	2017.9.21-2017.10.25	44 ㎡
第15次	北面回廊	松原	奈文研	2018.2.7-2018.2.16	21 ㎡

出典：奈良文化財研究所 2002『山田寺発掘調査報告』本文編 に第12次以降を追記

2) その他 立会調査等

山田寺跡では、小規模な現状変更に対しては奈良文化財研究所による立会調査が随時おこなわれてきました（表 3.5）。1990 年代前半までは個人住宅の擁壁工事や水道管理設工事などに伴うものでしたが、平成 8 年（1996）以降は整備に関わるものが中心で、整備完了後は、水路の改修や、電柱、維持修繕のための改修に伴うものでした。その多くは小規模な調査ですが、包含層から瓦や土器を採取するなど、一部では貴重な成果が得られています。

なお、山田寺の西方約 160m の地点では、昭和 49 年（1974）に飛鳥資料館の宿舎建設に伴う事前調査を実施し、幅約 4 m、深さ 1 m の東西大溝を検出しました。溝内では 7 世紀後半から 8 世紀に入る土器や瓦が出土し、山田寺の四重弧文軒平瓦も出土しています。この溝は、現在の主要地方道桜井・明日香・吉野線の南にある旧道の南約 5m に位置し、古代の山田道の南側溝と思われる、さらには、東に延びて山田寺南辺の東西道につながる可能性があります。

表 3.5 立会調査一覧表

調査回数	調査地区と位置	調査機関	調査期間	面積
飛鳥藤原第 10-4 次 (山田寺立会 1974)	講堂南西	奈文研	1975.2.9	5 m ²
飛鳥藤原第 23-9 次 (山田寺第2次補 A)	講堂北東	奈文研	1978.2.13・14	30 m ²
飛鳥藤原第 23-9 次 (山田寺第2次補 B)	講堂北	奈文研	1978.2.15・16	15 m ²
飛鳥藤原第 36-32 次 (山田寺立会 1982)	講堂北	奈文研	1982.6.21	27 m ²
飛鳥藤原第 37-39 次 (山田寺立会 1983A)	講堂南西	奈文研	1983.7.28	10 m ²
飛鳥藤原第 37-40 次 (山田寺立会 1983B)	北面大垣北	奈文研	1983.7.20	25 m ²
飛鳥藤原第 75-25 次 (山田寺立会 1994)	講堂北東	奈文研	1995.3.27・28	17 m ²
飛鳥藤原第 78-22 次	西面回廊南西	奈文研	1996.1.23・2.8	—
飛鳥藤原第 81-28 次 (山田寺立会 1996)	南面回廊南	奈文研	1996.5.23・6.19	63 m ²
飛鳥藤原第 83-15 次	講堂東	奈文研	1998.2.5・3.16・17	100 m ²
飛鳥藤原第 91-2 次 A	講堂東	奈文研	1998.4.16	6 m ²
飛鳥藤原第 91-2 次 B・C	西面大垣	奈文研	1998.4.16	5 m ²
飛鳥藤原第 91-5 次	講堂南西	奈文研	1998.5.21	1 m ²
飛鳥藤原第 91-12 次	講堂南西	奈文研	1998.9.25	1 m ²
飛鳥藤原第 99-13 次	南門南	奈文研	2000.3.13	4 m ²
飛鳥藤原第 108-9 次	講堂北東	奈文研	2000.11.2	1 m ²
飛鳥藤原第 108-12 次	西面大垣	奈文研	2000.12.7	4 m ²
飛鳥藤原第 127-6 次	北面大垣	奈文研	2004.1.20-22	6 m ²
飛鳥藤原第 149-3 次	講堂北	奈文研	2007.7.11-12	2 m ²
飛鳥藤原第 158-4 次	史跡北東部	奈文研	2010.1.16・3.5	111 m ²
飛鳥藤原第 158-5 次	史跡北東部	奈文研	2010.1.18・3.8	1 m ²
飛鳥藤原第 162-6 次	講堂北東	奈文研	2011.3.24	72 m ²
飛鳥藤原第 168-11 次	講堂北	奈文研	2012.2.27	15 m ²
飛鳥藤原第 185-1 次	史跡北東部	奈文研	2015.5.19-2016.3.31	6 m ²
飛鳥藤原第 188-4 次	史跡北端部	奈文研	2019.7.21	0.2 m ²

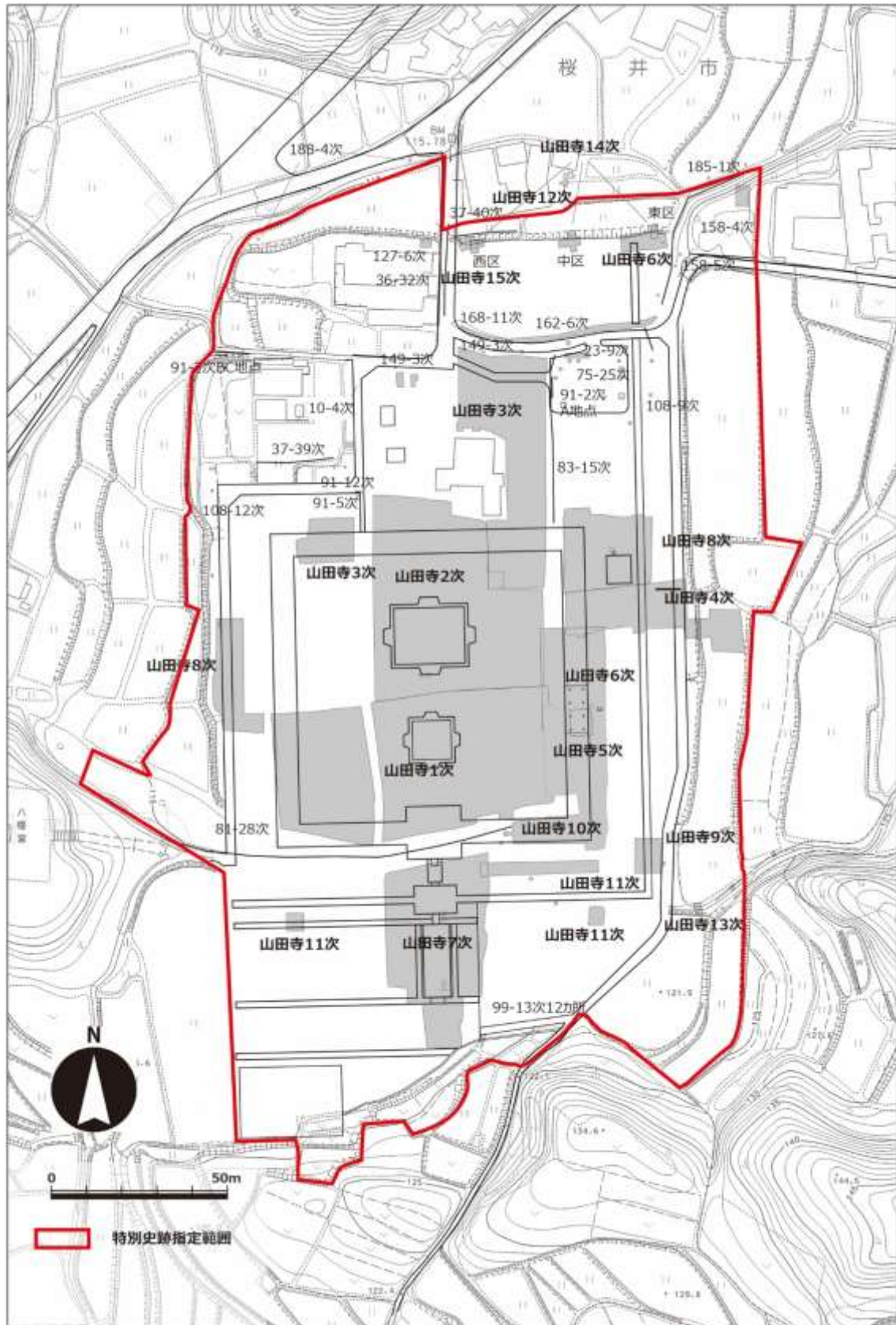


图 3.4 調査次数と調査区域

3-6 発掘調査成果の概要

(1) 山田寺の伽藍地

山田寺の伽藍地は東西 118.21m、南北 185.61mの規模があり、大垣で囲まれ南面大垣の中央には南門が開き、南門から南へは参道が山田道と考えられる東西方向の道路に取り付きます。中心伽藍の構造は、南から南門、中門、回廊、塔、金堂を一直線上に並べたいわゆる四天王寺式と呼ばれる伽藍配置ですが、中門から発する回廊が金堂の背後で閉じ、講堂がその北側に建つもので、四天王寺式とは異なる面もあり、「山田寺式」と命名されました。その他、回廊東北隅と大垣の間には宝蔵の存在が確認されています。また、大垣より東側には 8 世紀中頃から 9 世紀後半にかけて存続した東北院が確認されています。講堂の北には僧房が存在していたと考えられていますが、全容は未だ不明です。

(2) 遺構の変遷

遺構の変遷については、Ⅰ期：山田寺造営以前、Ⅱ期：皇極・孝徳朝の山田寺創建期（7 世紀中頃）、Ⅲ期：天武朝における山田寺伽藍完成前後（7 世紀後半）から 8 世紀中頃まで、Ⅳ期：8 世紀中頃から 9 世紀後半まで、Ⅴ期：10 世紀前半から 11 世紀初頭頃まで、Ⅵ期：11 世紀前半から 12 世紀末頃における山田寺焼亡まで、Ⅶ期：鎌倉時代における山田寺再興以降のおよそ 7 時期が確認されています。

【Ⅰ期】 山田寺建立以前の 7 世紀前半に、後の山田寺の塔から南門までのおよそ南北 60m、東西 50mの範囲が、掘立柱塀で区画された邸宅地であったと考えられ、その南には北と南に側溝をもつ山田道がありました。方位はいずれも北で西に約 12° 振れ、谷地形に沿った配置といえます。山田道の北側溝からは木簡が出土しており、北の区画は一般の集落ではなく、山田寺を造営した蘇我倉山田石川麻呂かその一族の邸宅があった可能性があり、山田寺はその造営氏族の邸宅地を利用して建てられたといえます。

【Ⅱ期】 山田寺の創建期（7 世紀中頃）と考えられるもので、それ以前に残っていた谷を埋め、丘陵を削って大規模な寺地造成をおこなっています。建物は、金堂とこれを囲む回廊、中門、伽藍地を画する掘立柱大垣や諸門が造営されましたが、まだ寺としては完成していません。南門及び方位を揃えた新山田道が整備されるのもこの時期です。

【Ⅲ期】 山田寺の諸堂塔が完備された時期で、塔、講堂、宝蔵が新造され、僧房などが整備され、南門は礎石建ちになり、南や東の基幹排水路も一部は石積みに改められます。

【Ⅳ期】 回廊内が瓦で舗装され、伽藍東方に「東北院」が形成されます。宝蔵も改修され、回廊の東や南には、間近の丘陵から土砂が流入し続けたようで、回廊のすぐ外に排水路が新設されました。

【Ⅴ期】 掘立柱の東面大垣は 10 世紀前半に倒壊し、これを契機として大垣は築地塀に改作されます。回廊内も全面がバラス敷になり、「東北院」はこの時期には廃絶したようで、東・南方の丘陵から多量の土砂が流入し、東・南面回廊が倒壊したのも 11 世紀前半のこの時期と考えられ

ます。ただし、塔や金堂、それに回廊や築地の西半部は残り、講堂や僧房も残存していたと考えられます。

【Ⅵ期】 文治3年(1187)に興福寺の東金堂衆が乱入し、講堂の本尊を持ち去ります。講堂や塔、金堂の周辺には焼土層があり、出土した遺物の年代観から、同時期に火災があったと推測され、山田寺は灰燼に帰します。

【Ⅶ期】 出土した遺物から、鎌倉時代に山田寺が再興されたと考えられます。旧講堂の位置に本堂、この南西の旧北面回廊上に経蔵か鐘楼あるいは小仏堂があったようです。また、この時期の山田寺は、防御・防災上、大きな溝で区画したことも判明しています。出土瓦からみると、山田寺は室町時代にも存続し、江戸時代に再建された現山田寺に法灯が引き継がれたと推測できます。

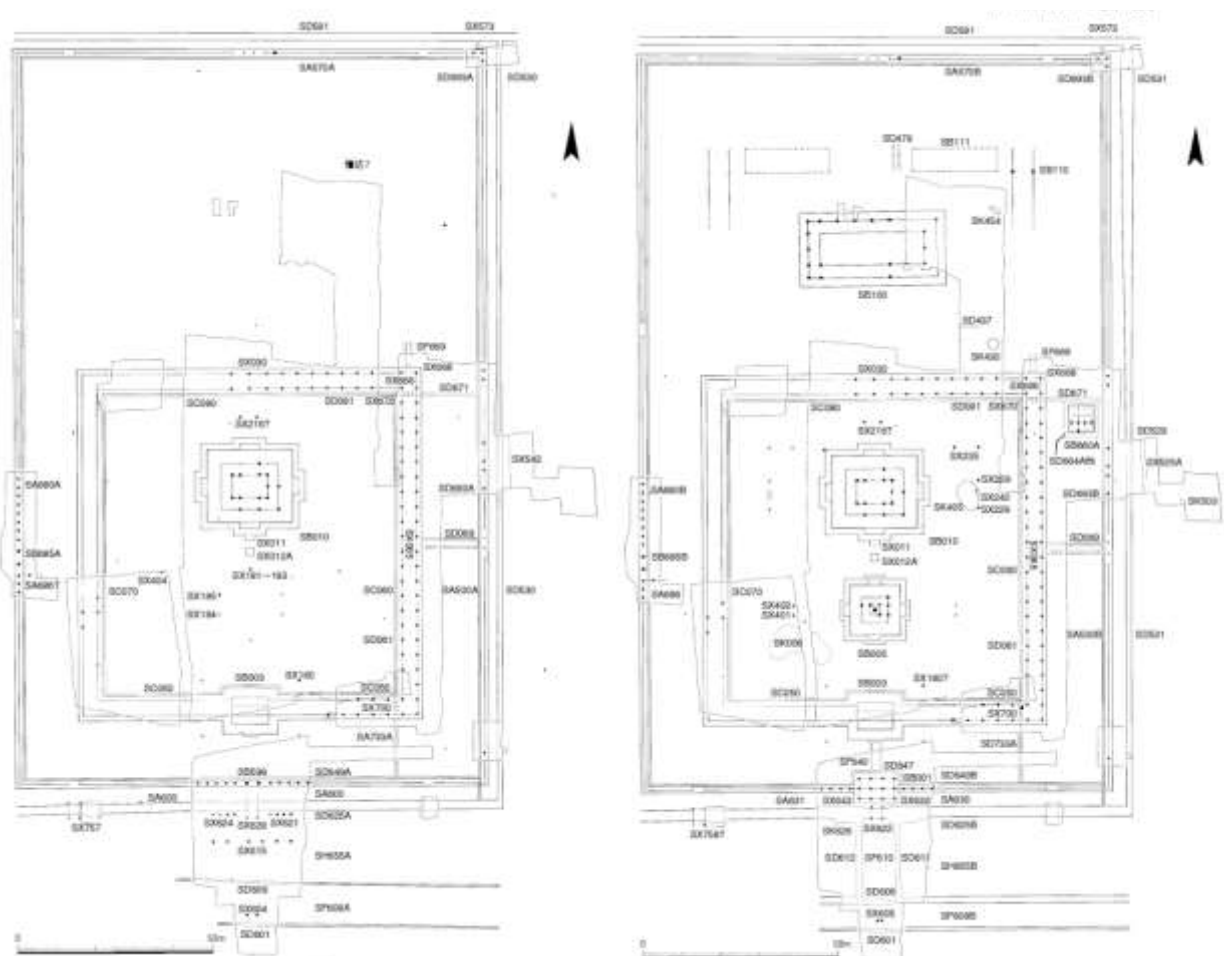


図 3.5 山田寺の遺構図 (左：第Ⅱ期 右：第Ⅲ期)

出典：奈良文化財研究所 2002『山田寺発掘調査報告』本文編

(3) 各遺構の概要

1) 金堂

金堂は壇正積による基壇（東西 21.6m、南北 18.5m）の上に建ち、基壇上面に礎石が原位置を保った状態で2基検出されています。基壇は版築により構築され、基壇外装については、西北部を中心に花崗閃緑岩製の地覆石が残っており、それ以外にも地覆石の抜取溝を確認しています。また北辺西端部では、地覆石上に凝灰岩製の羽目石が残っていました。このことから、基壇外装の中で最も格式高い形式であったと考えられます。

金堂の柱配置は桁行3間、梁行2間で身舎の周りに同じ柱配置の廂を巡らせていたことがわかりました。一般的には身舎が桁行3間、梁行2間で四周に廂を巡らす場合、建物全体では桁行5間、梁行4間となります。しかし、山田寺では、身舎の桁行両脇間を狭くして、身舎の柱筋の延長上に廂の柱を立てず、身舎・廂とも桁行3間・梁行2間とする特異な形態をしていたことが確認されました。



図 3.6 金堂の遺構（北西より）
奈良文化財研究所 提供

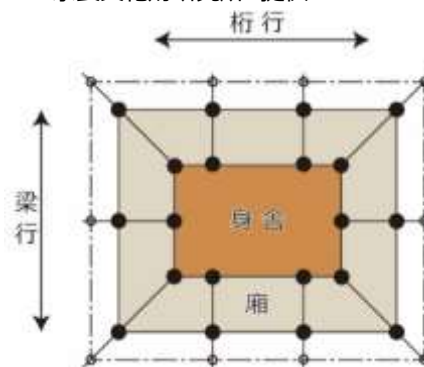


図 3.7 金堂の柱配置
奈良文化財研究所提供資料から作成

2) 塔

塔の遺構は、土壇が残るものの上面は削平され、地下式心礎と西北隅の四天柱の礎石のみが遺存していました。基壇は約 12.8m の正方形であり、塔は方3間で、心柱の周囲を囲む四天柱があり、さらに外側を 12 本の側柱で囲う形式であったと考えられます。心礎は南北 1.7m、東西推定 1.8m、厚さ 0.8m の花崗岩製で、上面を平滑に加工したうえ、中央に赤色顔料の残る円形の舍利孔が穿たれているのが確認されています。



図 3.8 塔の遺構（南より）
奈良文化財研究所 提供

3) 中門

中門は削平を受けており、厚さ 15 cm の基壇土が東西約 5 m、南北約 2 m の範囲で確認されたのみでした。南面回廊の状況から、中門の建物桁行は 30 尺程度で、梁行は 2 間もしくは 3 間の可能性があります。本来の基壇規模は東西 14m 前後、南北は 10~12m と考えられます。

4) 回廊

山田寺では、塔と金堂の周囲を回廊が囲んでいました。その中で、東面回廊および南面と北面の回廊の東半部は、廃絶時の基壇がそのまま残っていました。特に東面回廊の発掘調査では、土砂の流入により建物が倒壊した状態のまま、多くの建築部材が組み合わさった状態で見つかりました。回廊はいずれも単廊で、東面回廊は礎石や基壇の縁石が良好に遺存しており、南面および北面の回廊と共有する柱間を含めれば東面回廊全体で23間におよぶことがわかりました。柱座に蓮華文を浮彫りした礎石は他の古代寺院にはみられないものです。また、柱や連子窓など多くの建築部材や表面に白土を塗った壁土が残っており、古代の建築技術を知るうえで貴重な資料となっています。



図 3.9 回廊の礎石
奈良文化財研究所 提供



図 3.10 東面回廊の遺構（北より）
奈良文化財研究所 提供

5) 講堂

講堂は現在の山田寺境内になっている部分で、礎石やそれに連なる地覆石が露出しています。基壇は東西37.1m、南北18.9mと推測されています。礎石は花崗閃緑岩製で、上面と地覆石に接する面を加工していました。これらの礎石などから、平面の規模は桁行8間、梁行4間であることがわかります。このように桁行が偶数間であることから、講堂は内陣が2つの空間にわかれており、それぞれに本尊があったのではないかと考えられます。



図 3.11 講堂北面の礎石と地覆石（北西より）
奈良文化財研究所 提供

6) 宝蔵

南北3間、東西3間の礎石が残る総柱建物で、柱間の寸法は南北（桁行）2.0m、東西（梁行）1.7mで南北棟の建物と考えられます。礎石は自然石の上面を平らにしたものが用いられていました。この周辺から、銅板五尊像や仏具、經典の出納に関わる木簡が出土したことから、宝蔵と推定されました。高さ15cmほどの低い基壇があったと考えられ、礎石の周囲には雨落溝が確認されています。



図 3.12 宝蔵の遺構（南東より）
奈良文化財研究所 提供

7) 僧房

発掘調査はおこなわれていませんが、工事にともなう昭和 53 年（1978）の立会調査で、講堂の東北部で僧房のものと思われる礎石が 2 個確認されています。このことから、講堂の周囲もしくは背面に僧房が存在したと考えられています。

8) 回廊内の荘厳な施設

回廊内には、主要堂塔の他に金堂南面のすぐ外側で、東西 2.4m、南北 1.2m、厚さ 18 cm の流紋岩質凝結凝灰岩製の板石を用いた礼拝石が、さらにその南では燈籠遺構が残っていました。燈籠については、一辺 1.9m の方形の壇の中に燈籠の台石及び台座が遺存し



図 3.13 礼拝石と燈籠跡（南より）
奈良文化財研究所 提供

ており、周囲からは火袋と笠の破片が出土しました。台座には、八弁の蓮華文を刻み、火袋は上下 2 段に分かれた上段に連子を透かし彫りし、下段には逆ハート形の猪目をくり抜いています。火口が一面のみで、その装飾性に富んだ精巧な造りは他に類を見ない高度な石材加工技術を用いて製作されたものです。中門から塔へは幅 1.5m の参道があり、8 世紀半ば頃には回廊で囲まれた内部全体を瓦敷きとし、さらに 10 世紀にはバラス敷きを施していました。

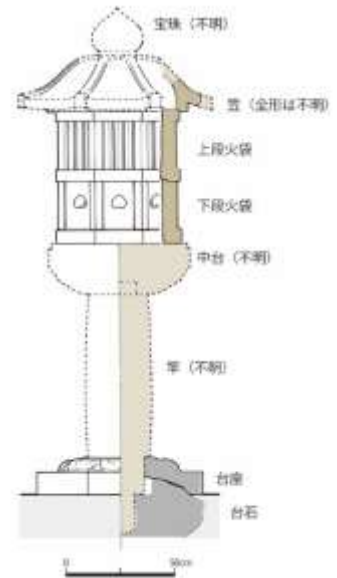


図 3.14 燈籠復元図
奈良文化財研究所
提供資料から作成

9) 南門と大垣

創建時の南門は掘立柱で桁行 3 間の棟門でしたが、天武朝の造営によって桁行 3 間、梁行 2 間の礎石建ちの八脚門に建て替えています。柱間寸法は桁行 3.0m 等間、梁行 2.5m 等間で、6 個の礎石がみついています。棟通りの礎石にはいずれも扉の軸摺穴が穿たれており、棟通りすべての柱間に扉を備える珍しい形式で、また、棟通りの柱が小さく側柱の方が太い、日本では先例のない形式であることがわかりました。

南門に接続する大垣は、創建当時や天武朝のものが基壇をもつ掘立柱扉であることが判明しました。柱間の寸法は、南面、東面、北面が 2.4m 等間、西面が 2.2m 等間で、通用門や隅部などで柱間を調節していることがわかっています。10 世紀前半には東面大垣が倒壊し、底部の幅が 1.2m の築地塀に造り替えていることも判明しています。

南門と南面大垣の南には、雨水を流す主要な排水溝が流れ、南門の前と南面大垣の東西端近くから木橋の遺構がみつかりました。さらに、排水溝から南門までは玉石敷きで、南門から中門までは玉石を見切りとする幅 2.4m の参道がそれぞれみつかりました。なお、



図 3.15 南門遺構と石組溝（東より）
奈良文化財研究所 提供

南門の南には山田道が東西方向に通っており、山田道と南門の間には参道が通っていました。



図 3.16 東面築地と大垣の遺構（西より）
奈良文化財研究所 提供



図 3.17 南門南の石組溝と橋脚（東より）
奈良文化財研究所 提供

（４）建築部材から判明する建物構造

1) 回廊の建築部材から判明する構造

東面回廊の南部と南面回廊の東部で倒壊した状態の遺構が確認されました。その中でも東面回廊では柱や連子窓や腰壁などがほぼ完存した状態で出土し、またその上には、瓦が屋根に葺かれたまま落下した状態で残っていました。

柱は円柱で、伽藍内側の柱筋は壁などが入らず列柱が続き、この柱筋には頭貫と桁の間にも小壁を入れるための下地材である間渡穴などの痕跡はありません。外



図 3.18 出土した回廊 奈良文化財研究所 提供

側の柱筋は、柱間下部の地覆石上に地覆を置き、地覆上に腰壁束を2本立てて柱間の腰壁を3区に分け、この上部では柱を挟むように前後から腰長押を釘打ちして柱同士をつないでいます。腰長押の上は、柱頂部をつなぐ頭貫との間に連子窓を組んでいます。柱に接する部分には小脇壁を入れています。壁の構造も知ることができ、山田寺では腰壁、小脇壁、組物間小壁、組物内小壁の四種類の壁があったことがわかっています。これらの壁の構造は、7世紀末



図 3.19 回廊復元図
奈良文化財研究所提供資料から作成

に建立された法隆寺五重塔よりも、先行する法隆寺金堂のものときわめて近似しています。

回廊から出土した建築部材は、現存する建物と比較できるほど詳細な情報を引き出すことができ、部材が組み合わさった状態で出土していることから、古代における木組みの細部に至るまで解明することができました。

2) 回廊以外の建築部材

南面回廊の東部の遺物包含層から、古代では他に例のない長い肘木が出土しました。どの建物に使われていたのかはわかりませんが、断面寸法が幅 18 cm、高さ 22 cm に復元でき、回廊の肘木と幅は同程度です。しかし、長さが 156.1 cm と格段に長いのが特徴で、この部材は、肘木と巻斗からなる三斗の上に重ねて置く肘木に相当し、「二の肘木」と称される部材と考えられます。現存する古代の建物ではこの形式を持つものはなく、類例を求めると禅宗様と呼ばれる建築様式が現れる鎌倉時代以降まで時代が降ります。しかし、この肘木については断面寸法が回廊のものと同寸から、7世紀代のもと考えられ、このような形式の組物が古くから存在していたことが、この部材の出土によってはじめてわかりました。

この他にも、宝蔵の茅負と垂木が出土しています。これらの部材から、強い軒反りをもつ入母屋造もしくは寄棟造の屋根形式であったことや、屋根の四隅に入る隅木が振隅であったこと、軒はいずれも角形断面をもつ地垂木と飛檐垂木からなる二軒であったことがわかり、古代の倉庫建築を考える上で重要な資料となりました。



図 3.20 宝蔵 部材出土状況
奈良文化財研究所 提供



図 3.21 長い肘木
奈良文化財研究所 提供

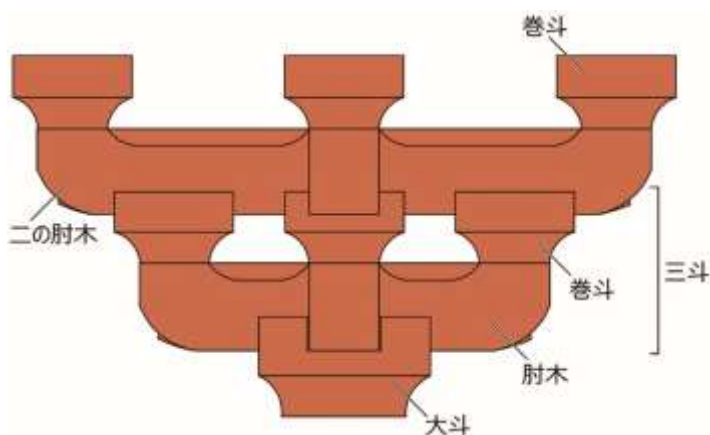


図 3.22 長い肘木 復元推定図
奈良文化財研究所提供資料から作成

(5) 出土遺物

山田寺跡からは、建築部材以外にも様々なものが出土しています。銅板五尊像や銅製押出仏、塔内部を装飾した博仏、建築金具などの金属製品、屋根を飾る膨大な量の瓦、その他にも土器、硯類、木簡をはじめとする木製品などがあげられます。これらには、山田寺以前の蘇我倉家邸宅に関連するもの、山田寺の造営過程や改修に関わるもの、山田寺の営みに関するものなどが含まれており、文献にあらわれない山田寺の実像を知るうえで重要です。

1) 木簡

出土点数は64点で、宝蔵とその周辺から出土した經典関係の木簡や、7世紀前半の木簡が注目されます。

- A. 宝蔵と周辺の木簡：宝蔵に納められていた經典の貸借記録ともいえるべき大型木簡があり、經典の管理状況や經典名が記されています。このうち年紀が判明するものに天平勝宝6年(754)、同8年(756)、宝亀7年(776)があります。

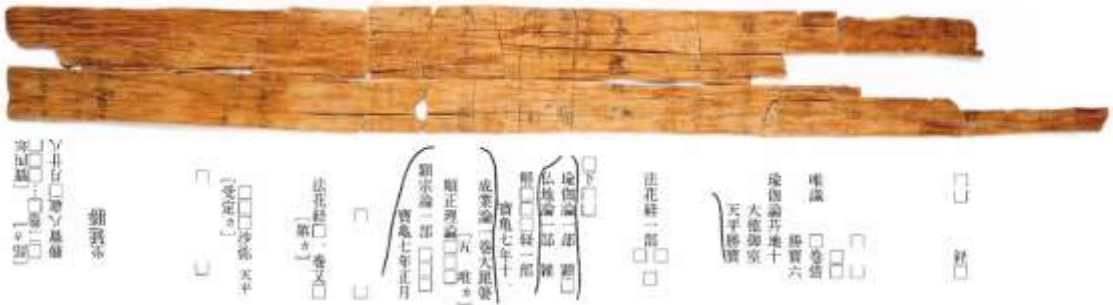


図 3.23 宝蔵付近出土木簡 奈良文化財研究所 提供

- B. 7世紀前半の木簡：旧山田道の北側溝から出土した、日本では最古の木簡の一つです。大半は習書木簡ですが、山田寺造営以前に石川麻呂かその一族の邸宅がこの地にあった可能性を示しています。

2) 屋根瓦

膨大な量の瓦が出土しており、その分析・研究によって、山田寺の造営過程やその後の維持・管理の状況、さらには中世における山田寺再興の様相も明らかとなっています。

出土した瓦の種類は、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、垂木先瓦、螭羽瓦、面戸瓦、熨斗瓦、雁振瓦、鴟尾(単頭、双頭)、鬼瓦、文字・へら・戯画瓦、塼、土管、隅木蓋瓦です。各種道具瓦の出土と、瓦に残された痕跡の検討から、実際に屋根に葺かれていた状況や葺き替え、改修等に係る情報も得られました。

山田寺跡では各堂塔を通じて、単弁八弁蓮華文と四重弧文という統一した意匠が用いられ、



図 3.24 出土軒丸・軒平瓦
奈良文化財研究所 提供

45年にわたる造営の中で一貫して用いられていることが特徴です。この意匠の統一性は、軒丸瓦に限らず、垂木先瓦、鬼瓦、螻羽瓦にも共通します。

3) その他

A. 土器：縄文時代後期の土器 1 点のほか、古墳時代（5・6世紀）から中世に至る各種の土器が出土しました。山田寺造営に伴う整地土下から出土した土器は、7世紀代の土器編年に欠くことのできない資料となっています。山田寺に伴うものとしては、各種の施釉陶器のほか、僧の日常生活に用いられた土器が出土しており、注目されます。

B. 仏像資料：金属製のものでは、銅板五尊像の他、銅製押出仏が宝蔵の周辺から出土しています。銅板五尊像は小さな銅板に仏像を半肉彫りした鑄造鍍金製のもので、携帯用の仏あるいは厨子の納入品と考えられます。

塼仏には 十二尊・四尊・独尊塼仏の各種があり、金箔を貼っていたことも知られ、とくに十二尊塼仏は塔所用と推定できました。

これらの仏像資料は、インド美術の影響を受けつつ成立した7世紀後半の初唐文化の様式や図像に基づいて制作されたと考えられます。その中でも銅板五尊像は類例のない高度な技術水準を示しており、中国の中心域で制作された舶来品と推定されます。

C. 木製品と骨製品：木製品及び骨製品は、量は多くありませんが各種が出土しています。注目されるのは、山田寺造営直前の7世紀前半の祭祀用の斎串や黒漆塗り容器及びト骨、山田寺の宝蔵に収納されていた黒漆塗り厨子などの各種仏具や経巻を納めた箱、南門用と考えられる黒漆塗り扁額などの発見です。

D. 金属製品とガラス製品：建物用の各種鉄釘のほか、鉄製工具、塔に用いた茅負留先金具や風鐸の金銅製風招、宝蔵収納仏具の金銅製飾金具、さらに鉛ガラス容器等も出土しました。鉛ガラス容器は金堂基壇上からも出土しています。銭貨は計 26 点あり、山田寺の遺構変遷を知る上で重要な手掛かりになりました。

E. 鑄造関係遺物と石製品：山田寺の造営に伴う鑄造関係の遺物は、堂塔の近くから出土し、中世では、山田寺再興に伴う梵鐘鑄造遺構から出土した鑄型が特筆できます。石製品の多くは砥石で、温石の出土は稀有な例といえます。



図 3.25 銅板五尊像
奈良文化財研究所 提供



図 3.26 出土金属製品
奈良文化財研究所 提供

(6) 山田寺跡出土品と飛鳥資料館

昭和 50 年（1975）に開設された飛鳥資料館は、山田寺跡のガイダンス施設として位置づけられる展示施設であり、山田寺跡から西へ徒歩約 10 分の位置にあります。東面回廊の部材をはじめとする山田寺跡出土品の大半は飛鳥資料館に収蔵されており、立体的に復元された東面回廊をはじめそれら出土品の常設展示や山田寺跡をテーマとした特別展を開催するなど、飛鳥資料館は、山田寺跡への理解を深める上で重要な役割を果たしています。

なお、山田寺跡の出土品のうち創建期である 7 世紀から東面回廊の倒壊時期とされる 11 世紀までの 1133 件が重要文化財に指定されています。その指定理由を以下に示します。

○奈良県山田寺跡出土品（重要文化財指定）：平成 19（2007）年

本件は山田寺跡から出土した 7～11 世紀の遺物の一括である。

山田寺は『上宮聖徳法王帝説』（裏書）、『日本書紀』などによって、舒明 13（641）年に寺域の整備が始まり、天武 14（685）年丈六仏開眼（天武天皇行幸）で造営事業が完成したことがわかる。

山田寺跡は「白鳳様式」を代表する瓦や、礎石によって大正 10（1921）年に国史跡、昭和 27（1952）年に国特別史跡に指定されている。

発掘調査は奈良国立文化財研究所（当時）によって昭和 51（1976）年から始まり、平成 8（1996）年の第 11 次調査までが行われた。これらの発掘調査で山田寺跡の中枢部を含め、伽藍のほぼ東半分を完掘した。

発掘調査の結果、独特な堂塔の配置・他に例を見ない倒壊した 7 世紀中葉の東面回廊、仏像・瓦など多種・多様な遺物が発見された。

これらの発掘調査の報告書は平成 14（2002）年に刊行された。本件は報告書記載の遺物の大半を指定対象とする。また調査地域内には古墳時代の遺物、12 世紀以降の遺物も存在したが、山田寺出土品としては創建期である 7 世紀から東面回廊の倒壊時期と推定される 11 世紀末までを指定対象とした。なお、倒壊した東面回廊 3 間分は保存処理後、飛鳥資料館で組み立てられ展示されているが、これらも含め、さらに現地から取り出した礎石・金堂階段耳石・地覆石・壁材・壁画・木簡・建築部材も広く山田寺跡出土品として取り扱った。

中でも 7 世紀の出土品は、当時の仏教文化の基準といえる遺物群である。また、倒壊した東面回廊に代表される建築部材は古代建築の実態を知りうる第一級の学術資料であり、その内容は堂内荘厳の実態をはじめ、古代寺院の一樣相を伝える稀有な一括資料である。

出典：国指定文化財等データベース

(7) 調査成果のまとめ

計 15 次わたる発掘調査とその出土遺物、その後の長期の整理・研究によって、山田寺の歴史をかなり鮮明にたどることができました。各次調査で検出した主な遺構や出土遺物等を整理し、表 3.6 に示します。

これまで文献史料により、山田寺の造営過程は知られていましたが、発掘調査によりそれが裏付けられたこと、また文献には描かれていない変遷の詳細や古代寺院の荘厳を明らかにできたことが大きな成果でした。古代の寺院、そのなかでも 7 世紀に創建された寺院のほぼ全容を発掘調査で明らかにできたのは、山田寺が初めといえます。

表 3.6 調査成果のまとめ

調査 次数	調査の目的	検出した主な遺構	主な出土遺物	特記事項
第1次	○塔の全容の解明 ○東・西・南面各回廊と中門の検出	○塔、参道、中門、西面回廊など	○多量の瓦、埴仏、土器、金属製品、木製品など	○瓦敷は奈良時代後半、バラス敷は10世紀頃(平安時代)の形成と推定 ○12-13世紀の焼土層からこの頃塔が焼亡したと推定
第2次	○金堂の全容の解明 ○北面回廊の検出	○金堂、礼拝石、灯籠、北面回廊など	○多量の瓦、埴仏、土器、金属製品、木製品など	○12世紀後半には金堂が焼亡したものと推定 ○北面回廊の配置から、伽藍配置が四天王寺式とは異なることを確認(山田寺式と命名)
第3次	○講堂東辺部の遺構の様相と、北面回廊の東西規模や柱間寸法等の確認、講堂礎石・地覆石等の実測	○講堂、北面回廊、鎌倉時代の梵鐘鑄造跡など	○瓦埴類、埴仏、土器、金属製品など(第1・2次調査に比べて少量)	○調査区東辺に粘土砂互層の堆積 ○北面回廊北側には瓦敷きやバラス敷はみられないことを確認
第4次	○東面回廊の検出による回廊東西規模の確定 ○伽藍地東限の確認	○東面回廊、南北溝、東面大垣、南北溝、東西堀、土塁状遺構など ○東北院の南堀	○多量の回廊建物部材や瓦、銅製押出仏、木簡、土器、三彩・緑釉・灰釉陶器、陶硯や土馬、金銅製飾金具や鉄釘、曲物や檜扇、ワラジ、馬毛を束ねたもの、馬骨など	○建物が倒壊した状態での東面回廊を初めて検出(飛鳥時代建築の新発見) ○東面大垣(5間分の掘立柱堀)を検出
第5次	○東面回廊東南隅部の検出による南北規模の確定	○東面回廊、西雨落溝、基壇東の南北溝など	○多量の回廊建物部材や瓦、埴仏、土器、二彩・三彩・緑釉陶器、土馬、金銅製飾金具や銅・鉄釘、銭貨、漆塗り木製品、馬歯など	○東面回廊の形状(梁行1間土間床の単廊)や規模(南北23間、総長約86.9m、柱間3.78m)を確定 ○出土した部材から、組物や屋根瓦の葺き方など、建物の精緻な復元にもつながる新知見を得た
第6次	○東面回廊の残存部材の検出および東出入口の有無の確認 ○大垣東北隅部の確認	○南区:東面回廊、西雨落溝、基壇東の南北溝 ○北区:東面及び北面大垣、東の南北溝、暗渠など	○多量の回廊建物部材や瓦、各種の土器、緑釉陶器、白磁、金銅製飾金具や鉄釘、延喜通宝、木製品など	○回廊東扉口の判明 ○大垣東北隅を検出
第7次	○南門の位置や構造、南門南方の利用状況などの解明	○南面大垣、東西道路と両側溝など ○南門、南面大垣、南に東西大溝と東西溝、参道と両側溝など	○瓦埴類や土器、埴仏、木簡、銭貨、金銅製飾金具、鉄刀子、釘、土馬、砥石、木製の琴柱や曲物など ○「山田寺」の墨書土器	○整地土の状況より、『帝説』裏書に記された山田寺造営開始年代を裏付け ○南門南では幅約10.8mの東西道路を検出 ○南面と北面の大垣間は約185mと判明
第8次	○回廊東北隅の確認	○東区:東面回廊、南北溝、宝蔵、東面大垣、土塁状遺構など ○西区:西面大垣、西門	○東区:多量の瓦や土器、回廊や宝蔵の建築部材、木簡、木製品、金属製品、延喜通宝など	○回廊東北隅の確定、北扉口の検出 ○回廊と同時に倒壊した宝蔵を検出、仏具なども検出 ○西門の発見 ○東面と西面の大垣間は約118mと判明
第9次	○伽藍地東南隅の状況把握	○東面大垣と土塁状遺構、南北溝など	○瓦、建築部材、土器、貞観永宝や延喜通宝、鉄釘、石製品(灯籠の一部か)など	○大垣東南隅は回廊よりも1mほど低く造成され、東面大垣は10世紀前半に東側へ倒壊したことが判明
第10次	○南面回廊及び回廊東南隅の状況把握	○南面回廊、東西溝、暗渠など	○倒壊した建築部材や瓦、土器、鉄釘など	
第11次	○中門の南を流れる小川の付け替え予定地の適否の判断、及び南門前東西大溝の東西延長部の確認	○中央区:瓦敷、東西小溝など ○西区:南門前の東西大溝の西延長部	○中央区:大型の肘木や垂木などの建築部材 ○西区:丸・平瓦、山田寺式軒瓦、垂木先瓦、鴟尾など	
第12次(史跡外)	○伽藍地北側における個人住宅建設のための調査	○柱穴		○伽藍地北側に関連施設が存在する可能性
第13次	○災害復旧工事のための事前調査			
第14次	○災害復旧工事のための事前調査	○北面大垣		
第15次	○災害復旧工事のための事前調査	○北面大垣		

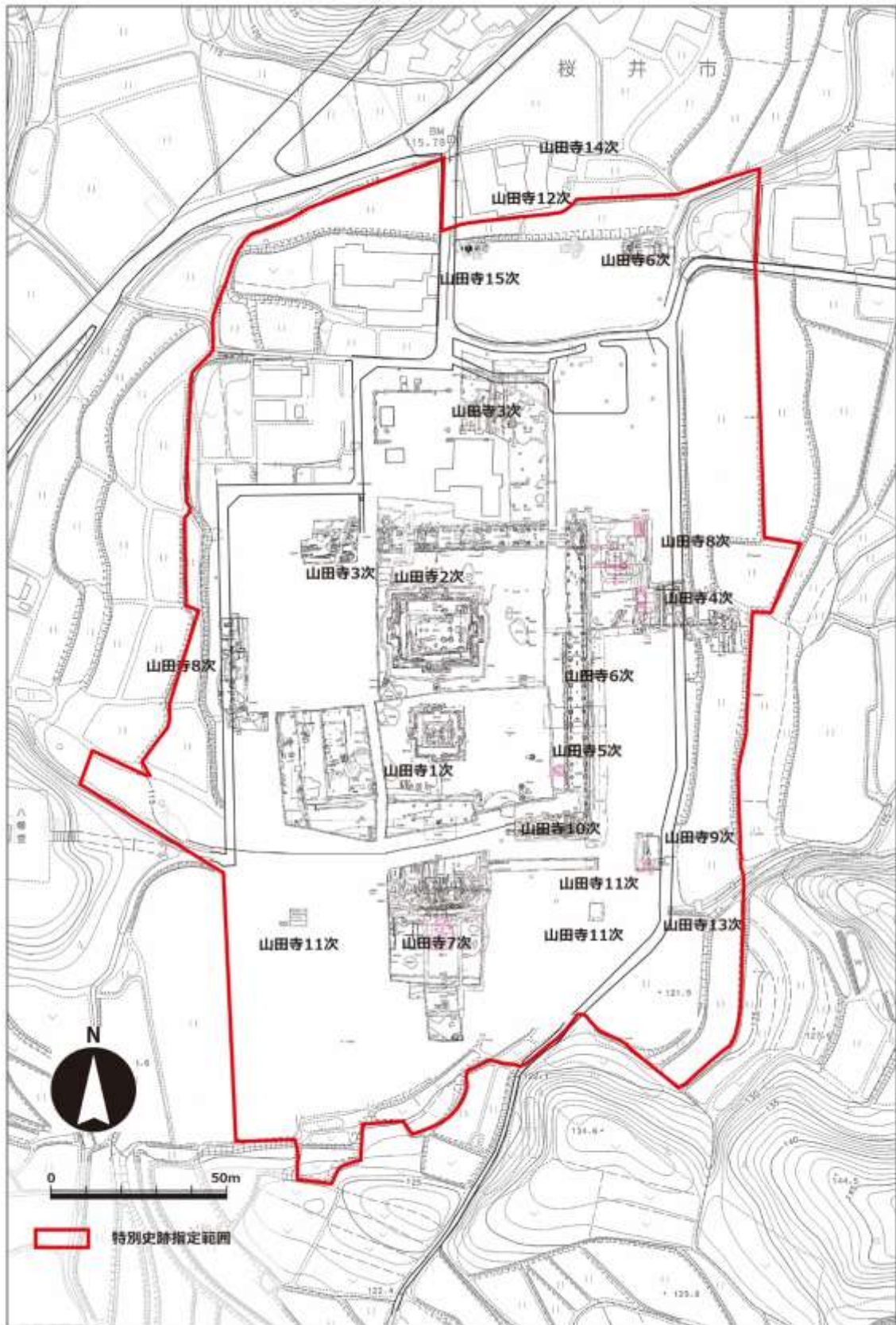


图 3.27 山田寺跡調査平面図

3-7 現代に伝わる山田寺の遺宝

発掘調査で明らかになったもの以外にも、山田寺の往時の姿を伝えるものが数多く残されています。もっとも著名なものに国宝に指定されている興福寺の銅造仏頭（以下、仏頭）があります。この仏頭は、文治3年（1187）に興福寺の東金堂衆が山田寺講堂から持ち去り、東金堂の本尊に迎えた丈六薬師如来像で、応永18年（1411）の火災により頭部のみとなったとされています。仏頭は、被災後その存在は忘れ去られますが、昭和12年（1937）の東金堂の解体修理の際に須弥壇の下に置かれていたのが再発見されました。また、同じく東金堂には丈六薬師如来像（仏頭）の脇侍像と伝えられている銅像日光・月光菩薩立像があり、これも山田寺から興福寺に移されたものとされています（図3.28）。これらが現在みることが出来る山田寺の仏像になります。その他、明治11年に法隆寺から皇室に献納された宝物中に「山田殿像」の銘をもつ三尊形式の小金銅像（東京国立博物館蔵）があります。「山田殿像」の銘があり、山田寺に奉納されたもの、もしくは蘇我倉山田石川麻呂の念持仏として邸宅に安置されていたものと考えられている仏像です。



図 3.28 山田寺講堂薬師三尊像復原図（倚像案）
出典 飛鳥資料館 1981『山田寺展』

仏像以外では、明治年間に山田寺跡から多くの礎石が持ち出されています。当時は古代寺院跡の礎石を伽藍石と称して庭園に使用することが盛んでした。近代の数奇者・高橋箒庵の日記『萬象録』に東京赤坂で大正5～6年に造営した伽藍洞一木庵に用いる庭石のため山田寺跡の礎石計4個を古物商から買い受け、東京汐留で実見した記事があり、遠く東京にも運ばれたことがわかっています。しかし、残念ながら伽藍洞一木庵は戦災により失われて、みることができません。現在みることが出来る山田寺の礎石としては、大阪市の藤田美術館の庭園に金堂の礎石が、京都市の北村美術館の庭園に回廊の礎石があります。その他、山田寺跡周辺の民家などにも礎石をはじめとする寺院に使用されていた石材をみることができます。



図 3.29 山田寺金堂礎石（藤田美術館蔵）

発掘調査以前にも農作業の際や個人収集家により採集された山田寺跡の瓦類や塼仏などが多くあり、個人収集家などを経て、各地の博物館などで収蔵され、展示されています。地元の桜井市立埋蔵文化財センターにも、寄贈された軒丸瓦、軒先瓦などの瓦類、塼仏などがあります。

このように現代に伝わる山田寺に関連するものは枚挙にいとまがありませんが、すべて、山田寺の往時を偲ぶことのできるものです。

3-8 整備の状況

(1) 史跡整備工事の概要

計画地における史跡整備は、平成5年(1993)度から平成9年(1997)度までの第I期第1次整備と、平成11年(1999)度から平成12年(2000)度までの第I期第2次整備に分けておこなわれ、既存施設のほとんどは、その間に整備されたものとなっています。

史跡整備工事の概要について、奈良文化財研究所の資料から、以下に引用します。

1) 第I期第1次整備

山田寺跡復原事業は、文化庁からの支出委任事業として、1993年度から1997年度までの5ヶ年計画にて実施した。整備方針として、

- 1) 金堂・塔と中門・回廊で囲う中心伽藍について、できる限り基壇等の実大復原をおこなう
- 2) 中心伽藍の外周を囲う南門と大垣の復原表示をおこなう
- 3) 現況の通過路や水路をできるだけ遺構復原表示と重複しないよう工夫し、移設や迂回をおこなう
- 4) 見学者用の苑路・休憩所等便益施設を整備する

などを決めた。

しかし、整備地における湧水量が予想外に多かったことや水田跡の土壌のヘドロ化が進行しており、多量のヘドロの入れ替えをおこなわなければならないこと、山側から中門及び南面回廊沿いに東西に貫流する水路の崩壊規模が大きいことなどから、復原は大幅に縮小することとなり、金堂・塔・回廊・中門・大垣・南門の各基壇は、盛土張芝による復原表示にとどまった。

整備にあたり、金堂・塔・回廊・中門・大垣・南門の各基壇は、盛土張芝の復原表示とし、金堂及び塔はGL+1m、回廊・中門はGL+30cm、大垣・南門GL+10cm高で表示をおこない、回廊内部は、化粧砂利敷き(厚3cm)とした。

南門から南に延びる参道(幅7.4m、延長20.5m)とそれにとりつく東西道(幅12.3m、延長67.0m)については碎石敷きとし表示をおこなった。また、東面回廊の東側20.2mに回廊と併行した大溝が検出されており、これを自然石護岸(幅70cm、延長117m)で表示した。

一方、現況において、敷地内を南北方向に縦断している通過路及び耕作用道路を整備地の東西端にそれぞれ迂回移設した。また、東西方向に貫流していた水路を南門と中門の間に石積水路で移設し、崩壊の著しい下流部は石積堰堤を設けた。敷地の整備は、水田跡地表土(耕作泥土)をすき取り後に盛土造成し、あわせて透水管及び敷地周囲に透水性U形溝を敷設するなど湧水対策を施した。

本格的な復原整備は、今後を待たなければならないが、今回5ヶ年で実施した整備事業の施工面積は25,000㎡、総事業費は、3億円である。

出典：上垣内茂樹 1998「山田寺跡整備工事」『奈良国立文化財研究所年報 1998- I』



図 3.30 第I期第1次整備竣工写真(平成9年度) 奈良文化財研究所 提供

2) 第 I 期第 2 次整備

山田寺跡整備は文化庁からの支出委任事業として実施している。平成 5～9 年度の事業では、整備面の造成ならびに伽藍建物等の盛土・張芝による遺構表示等の整備を行ったが、地盤改良に予想以上の経費を投入せざるを得なかったため、当初の整備方針を達成するには至らなかった。このため、山田寺およびその遺構に関する来訪者の理解を助ける遺構表示・情報提供、ならびに来訪者に対する便益施設の設置などを内容とした当面の追加整備を、平成 11～12 年度に実施することとなった。

本年度（1999 年度）は、東面回廊 3 間分（北から 13～15 間目・飛鳥資料館での復原展示箇所）の基壇縁石・雨落溝と内側の柱の礎石 4 個の復元表示、宝蔵の盛土・張芝による表示、金堂前の礼拝石の復元表示、ならびに上記整備 3 カ所の個別説明板の設置等を実施した。このうち、礎石と礼拝石の復元では、それぞれ遺構本来の石材である「飛鳥石」と「竜山石」を使用し、礎石は石工による手作業で彫刻を施した。また、説明板には、発掘調査時の遺構写真を焼き付けた陶板を用いた。

出典：小野健吉 2000「山田寺跡の整備」『奈良国立文化財研究所年報 2000-I』

1999 年度に引き続き、第 2 次山田寺跡整備事業(2 ヶ年)を文化庁からの支出委任事業として実施した。本年度実施した事業は、東面回廊 3 間分(北から 13～15 間目)の基壇復元の完成、東面大垣の盛土表示の延長、南門南の参道の表示、ならびに案内広場とそこへの通路の新設である。

このうち、東面回廊は、昨年度に基壇造成および内側の礎石 4 個を復元したが、今年度は、外側礎石 4 個と地覆石の復元および回廊床面の自然色舗装を行った。礎石は遺構本来の石材である花南岩(飛鳥石)を、地覆石は遺構本来の石材に近似した安山岩を材料として用いた。また、案内広場は、利用者への情報提供ならびに休息の場所として、中心伽藍北東方の現道沿いに設けたもの。広場は実効面積約 400 m²。脱色アスファルト舗装とし、周囲には植栽帯を設け、多目的に使える縁台 3 基を置いた。広場東部の総合説明板は、基台の上に石材を立ててフレームとし、そこに山田寺復原イラストと和文・英文の説明を焼き付けた陶板をはめ込んだ。

出典：奈良文化財研究所 2002「特別史跡山田寺跡の整備」『奈良国立文化財研究所概要 2001-I』



図 3.31 金堂正面整備竣工写真（平成 11 年度）
奈良文化財研究所 提供



図 3.32 案内広場の整備（平成 12 年度）
奈良文化財研究所 提供

表 3.7 整備施設等一覧（仮設施設を除く）

第 I 期第 1 次整備 (平成 5 年～9 年度)	第 I 期第 2 次整備 (平成 11 年～12 年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・整備面造成 ・塔跡、金堂跡、回廊跡、中門跡等の盛土表示及び張芝 ・排水施設(U字溝、自然石側溝、素掘り側溝、ヒューム管、透水マット、暗渠排水管、集水桝ほか) ・流末部水路工(石積、落差工ほか) ・伽藍地外周部園路舗装(自然色舗装) ・パイプ柵(南西のり面法肩部)、生垣植栽 ・東西道路、参道部、広場舗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・東面回廊復元表示(基壇、舗装、地覆石、礎石) ・宝蔵表示(盛土・張芝) ・大垣表示(盛土・張芝) ・解説板設置(金堂、東面回廊、宝蔵) ・礼拝石復元表示 ・案内広場(舗装、総合説明板、縁台 3 基、周辺植栽) ・参道・橋 2 ヶ所設置

(2) 史跡内におけるその後の保存及び整備に係る工事

第 2 次整備以降、史跡地内で保存管理のために実施された工事は以下のとおりです。水路改修や災害復旧のための法面保護が主なものとなっています。

表 3.8 史跡内における保存及び整備に係る工事（第 I 期第 2 次整備以降）

年度	工事の内容	事業主体
平成 21 年(2009)度	史跡北東部(未整備部)における水路改修	
平成 21 年(2009)度	史跡北東部の災害による斜面崩落に対する斜面の安定化及び景観整備	文化庁
平成 22 年(2010)度	公園内東側の排水施設の改修(史跡内の排水経路の変更)	文化庁
平成 23 年(2011)度	水路改修(2010 年度工事の延長)	文化庁
平成 23 年(2011)度	排水路流末部の改修(北側広場 塩ビ管からコンクリート製暗渠への改修)	文化庁
平成 24 年(2012)度	市道の補修工事(舗装)	桜井市
平成 27 年(2015)度	史跡北東部の擁壁の撤去及び水路改修工事	文化庁
平成 29 年(2017)度	法面改修工事(北側広場の北斜面)	文化庁
平成 30 年(2018)度	東面回廊および中門付近の土砂の除去(災害復旧)	桜井市



史跡標識石柱（大正 13 年 3 月建立、平成 9 年再設置）と塔基壇の整備



南門付近から伽藍中心部



金堂基壇と礼拝石



金堂跡解説板



東面回廊の遺構表示



東面回廊の解説板

図 3.34 指定地の現況（1）（令和 2 年撮影）



宝蔵基壇の整備



宝蔵の解説板



総合説明板



案内広場



現山田寺境内の史蹟標識石柱
(大正13年3月建立)



現山田寺本堂

図 3.35 指定地の現況(2) (令和2年撮影)



図 3.34 東からみた山田寺跡伽藍地の景観（令和 2 年撮影）



図 3.35 南東からみた山田寺跡伽藍地の景観（令和 2 年撮影）

現在の山田寺跡では、盛土張芝によって復元表示された建物基壇が草地の中に点在し、広大な伽藍地の規模や各堂塔の位置関係を体感することができる、良好な遺跡の景観が維持されています。また、伽藍地の背景には、樹林地や遠景の山並みが連なり、復元された建物基壇とともに往時を彷彿とさせる歴史的風土景観が広がっています。

4 山田寺跡の価値と構成要素

4-1 山田寺跡の本質的価値

特別史跡山田寺跡の本質的価値は、主に指定理由に掲げられている事項（P.47）に代表されます。その事項に指定後において積み重ねられてきた調査や研究の成果を含めながら、遺跡そのものから読み取れる価値を「（1）文化財としての価値」として、また歴史的背景を考慮したより広い視点からみた価値を「（2）歴史上の価値」として、以下に提示します。

（1）文化財としての価値

山田寺は、舒明 13 年（641）に有力氏族である蘇我倉山田石川麻呂によって蘇我倉家の寺として造営が開始された飛鳥時代を代表する寺院です。7 世紀から 8 世紀にかけて、大安寺、薬師寺、元興寺、弘福寺の四大寺に次ぐ高い寺格をもった寺院でした。

その山田寺跡は、発掘調査によって、多くの遺構・遺物が良好に保存されていることが明らかになりました。それらはいずれも歴史学、考古学、建築史、美術史などといった文化財関連分野において学術的価値がきわめて高いものであると認められています。

以下、その内容について詳しくみていきます。

1) 往時の姿をとどめている寺院跡

山田寺跡は、史跡指定以前から堂塔の基壇や建物の礎石等の主要な伽藍を認識できるような良好な状態で地上に遺存していました。また、発掘調査においても建物の礎石や柱穴の遺構、東面回廊出土の建築部材に代表されるように寺院や建築に関連する多くの遺物が良好な状態で埋蔵されていることを確認しました。さらに指定地の 2/3 におよぶ未発掘部分においても、多くの遺構遺物が埋蔵されていることが想定できます。

このように山田寺跡は、往時の姿を復元できる豊かな情報をもつ寺院跡です。

2) 全容が明らかにできた古代寺院－特徴的な伽藍配置をもつ寺院－

山田寺は、中門、塔、金堂、講堂を南北一直線上に並べる四天王寺式に近い伽藍配置ですが、中門から発する回廊が金堂の背後で閉じ、講堂がその北側に建つ点に独自性が認められます。この配置は「山田寺式伽藍配置」と命名され、堂塔の重要度の変遷を考える上でも貴重な例となっています。また、中心伽藍だけでなく、大垣や南門などの伽藍地を表す遺構、南門に取り付く参道やそれに接続する山田道など山田寺に関連する周辺の遺構も発掘調査により明らかになっています。

このように 7 世紀に創建された古代寺院と、その周辺の様相を広範囲に明らかにできたのは、山田寺が初めてといえます。

3) 明らかになった古代寺院の建築様式

東面回廊の発掘調査では、回廊建物が倒壊した状態で見つかりました。多くの建築部材が組み合わさった状態で出土したことから、回廊建物を復元できるほどの詳細な情報を引き出すことができ、7世紀の寺院建築技術を知るうえで現存建築と同等の情報を有する極めて重要な資料群となりました。それらは、現存する世界最古の木造建築である法隆寺西院の建築群を約50年さかのぼる点でも重要です。その他にも、発掘調査で明らかになった礎石の位置や出土した建築部材などから、堂塔の規模が判明するとともにその上部構造を類推することが可能なものも少なくなく、特に金堂や南門が特異な形式であったことが判明しています。

このように、古代寺院建築の実態を知ることができた、国を代表する寺院跡です。

4) 出土遺物から古代寺院の実像が明らかにできた遺跡

山田寺跡の発掘調査では、様々な遺物が出土しました。銅板五尊像や銅製押出仏、塔内部の荘厳に用いられた博仏などの仏像群、建築金具などを含む金属製品、屋根を飾る膨大な量の瓦や鴟尾、その他にも土器、硯類、木簡をはじめとする木製品などが挙げられます。

これらの出土遺物の調査・研究から、山田寺の堂塔の意匠だけでなく、山田寺の造営や改修の過程などが判明し、古代寺院の実像が明らかになりました。

5) 文献史料を遺構や遺物で確認できる寺院跡

山田寺の造営の経過は、正史である『日本書紀』や『上宮聖徳法王帝説』裏書に詳細に記述されています。それらによると蘇我倉山田石川麻呂によって造営が開始されましたが、649年の石川麻呂の死後は造営が一時中断するものの、その後天皇家の尽力により寺院が完成したことがわかっています。

寺院完成後も『続日本紀』や『日本後記』などの正史をはじめ『扶桑略記』などの文献にも記述されるなど、山田寺は歴史の舞台にたびたび登場します。

文献史料にあらわれる寺院の様子を、実際に発掘調査でみつかった遺構や出土遺物によって確認できるもことも山田寺の大きな特徴です。

(2) 歴史上の価値

1) 古墳時代から律令国家への変遷を理解する上で重要な古代寺院

山田寺は桜井市南部の磐余や阿倍と、明日香村の飛鳥地域を結ぶ古代幹線道路山田道沿いに位置します。両地域とも6～7世紀の宮跡やその伝承地、古代寺院が点在しており、当時の国の中心地と考えられます。桜井市南部には、舒明天皇発願の百済大寺に比定される吉備池廃寺跡、阿倍氏の氏寺であった安倍寺跡などが存在し、飛鳥には、4代にわたる宮跡である飛鳥宮跡や、蘇我馬子が創建したわが国最古の本格的寺院である飛鳥寺跡など多くの遺跡が残されています。

この時代は、古墳時代から律令国家に変遷していく過渡期にあたり、これらの遺跡をとおし、仏教導入から本格的な寺院の造営、国家的な仏教へと変遷した当時の日本の歴史を理解することができます。その中でも、山田寺は文献史料、発掘調査からもその全容を明らかにできた代表例といえます。

2) 往時の対外交流を明らかにできる古代寺院

山田寺跡の遺構や遺物にみえる建築技術はもちろん、礎石の蓮華文や石燈籠などにみられる高度な石材加工技術には、渡来系技術者の力が不可欠であり、その造営には大陸及び朝鮮半島からの最新の技術や知識が用いられたと考えられます。山田寺跡の遺構や遺物は、古代中国、朝鮮半島との対外交流を表す物証として位置づけられ、日本だけでなく東アジアの技術伝播を考える上で重要な遺跡です。

4-2 山田寺跡の本質的価値をより豊かにする価値

4-1 に述べた山田寺跡の本質的な価値に加え、山田寺のその後の歴史的経緯等から導きだされる価値を以下に整理します。これらの価値は、山田寺跡の価値をより豊かにし、史跡の活用を考える上でも重要な役割を果たすものと考えます。

1) 歴史的風土が保たれた周辺景観

山田寺跡周辺では複数の法規制によって自然と調和した風土景観が保全されており、借景ともいえる豊かな景観が西側及び北側に広がっています。特に、西側に隣接する東大谷日女命神社の社叢などによって市街地などが隠されているため、二上山や金剛・葛城山系、畝傍山、また、北側には三輪山、巻向山などの山並みへの眺望が広がっています。このように、往時の人々もみただであろう景観が現在も守られていることは、山田寺跡の価値を高める重要な要素といえます。

2) 現在の山田寺と雪冤碑－山田寺のその後の歴史的経緯を語るもの－

古代寺院としての山田寺は、文治3年(1187)の焼き討ちで廃絶したと考えられますが、発掘調査の成果から、鎌倉時代に再興し、室町時代にも存続していたことが確認でき、現在の本堂は江戸時代に再建されたものとされています。

その山田寺本堂の傍らには、天保13年(1842)に、越前国粟田部の山田重貞によって蘇我倉山石川麻呂の汚名を雪ぐための雪冤碑が建てられました。江戸時代末期において、この地に石川麻呂が造営した山田寺が存在していたということが当時の人々に広く認識されていたことがわかります。現在の山田寺や雪冤碑もまた、古代寺院山田寺のその後を知る上で大切なものといえます。

3) 守り続けられてきた寺院跡

山田寺跡は大正10年(1921)3月に史蹟指定されました。史蹟名勝天然記念物保存法が大正8年(1919)に制定されて最初に指定がおこなわれた遺跡の一つであり、指定から現在までの約百年、行政と地域住民が一体となって大切に守られてきたことも、山田寺跡の価値を語る上で大きな要素といえます。

4) 東面回廊の立体展示と飛鳥資料館第2展示室

倒壊した状態で発見された東面回廊の部材は、保存処理を施した後に再び組み上げられ、飛鳥資料館第2展示室にて展示・活用されています。出土した建築部材を組み上げて立体的に展示することで、世界最古の木造建築群である法隆寺西院の建物よりも古い山田寺の建物を直接体感することができます。

この飛鳥資料館第2展示室は山田寺跡専用の常設展示室であり、発掘調査の概要を展示しているほか、出土した「山田寺」銘墨書土器をはじめ、軒瓦や金属製品、金堂前石燈籠や金堂の軒先などの復元模型などをみることができ、山田寺跡のガイダンス施設としての機能もっています。この施設の存在は、山田寺跡への理解を深める上で不可欠なものといえます。

5) 現代に伝わる山田寺の遺宝

山田寺にあったとされる仏像の中で、現在でもみることのできるものに興福寺旧東金堂の本尊であった銅造仏頭(国宝)、及び興福寺東金堂の銅造日光・月光の両菩薩立像(重要文化財)があります。これらの仏像は山田寺講堂に安置されていたものとされています。また、その他にも「山田殿像」の銘をもつ阿弥陀三尊像(東京国立博物館蔵)などが山田寺にゆかりがあるものと考えられています。

仏像以外にも礎石が藤田美術館(大阪市)や北村美術館(京都市)の庭園内にあることが知られています。また、山田寺跡周辺にも寺院に使用された礎石などの石材が再利用された形で散見されます。

ここにあげた仏像や礎石なども、出土遺物と同じく、現在の私たちが往時の山田寺をしのぶことができる大切なものといえます。



図 4.1 興福寺銅造仏頭(旧東金堂本尊)と東金堂 日光・月光菩薩立像
興福寺 提供

4 - 3 山田寺跡の構成要素

(1) 構成要素の分類

特別史跡山田寺跡を構成する要素の分類を、図 4.1 に示します。

特別史跡山田寺跡を構成する要素は、大きくは「1 本質的価値を構成する諸要素」、「2 指定地において本質的価値を構成する要素以外の諸要素」の 2 つに分けることができます。2 については、「B 自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡の本質的価値を示す諸要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの」及び「C 自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡の価値と直接関係しない施設」に細分されます。

また、指定地外であっても特別史跡山田寺跡の価値につながる重要な要素として、「3 史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素」を挙げています。

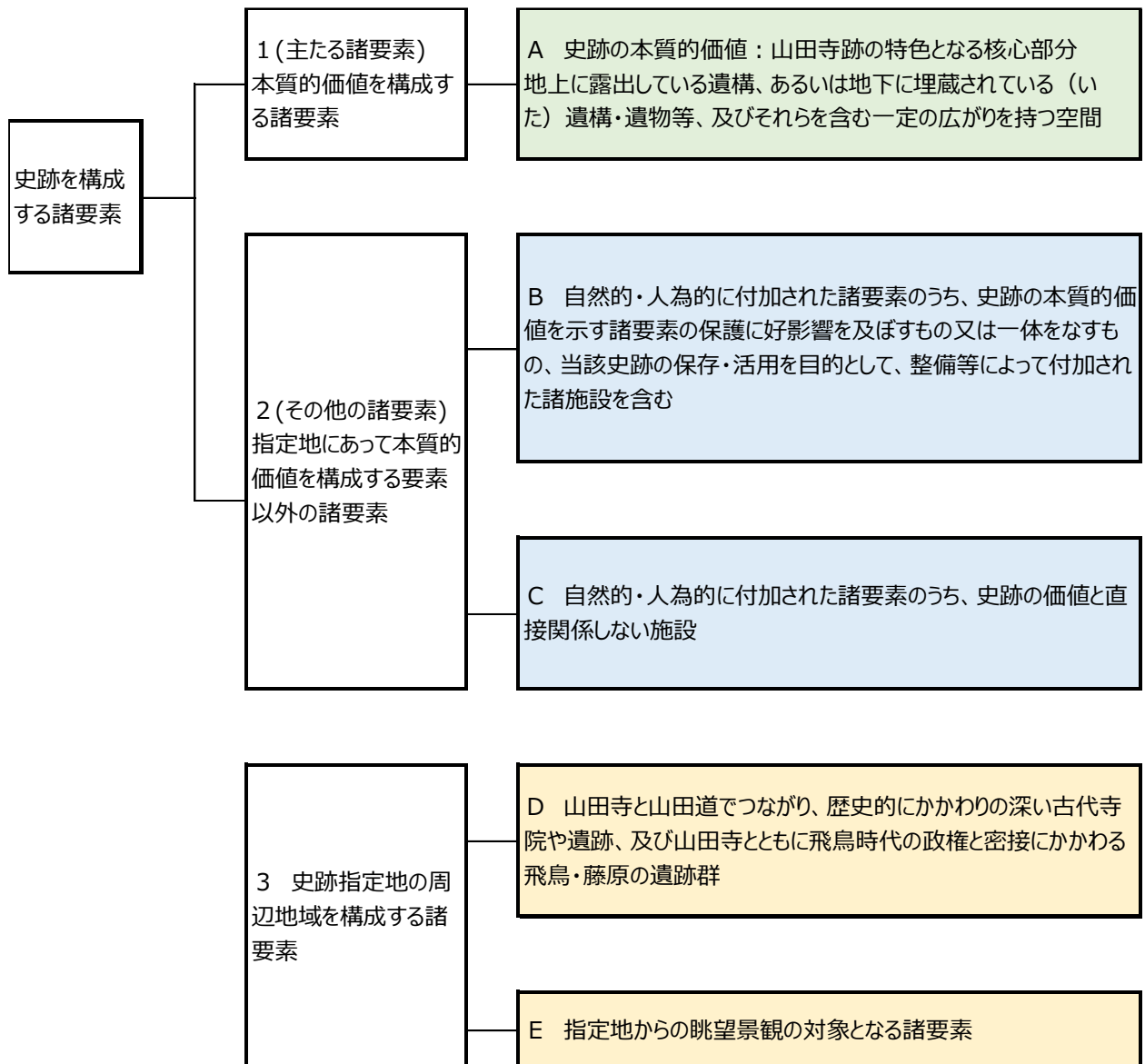


図 4.2 特別史跡山田寺跡の構成要素の分類

(2) 構成要素

前述した特別史跡山田寺跡の構成要素について、表 4.1 に示します。

表 4.1 特別史跡山田寺跡の構成要素

1 本質的価値を構成する諸要素	
A 史跡の本質的価値：山田寺跡の特色となる核心部分 地上に露出している遺構、あるいは地下に埋蔵されている（いた）遺構・遺物等、及びそれらを含む一定の広がりを持つ空間	
A-1 遺構	南門、大垣、中門、回廊、塔、金堂、講堂、宝蔵、僧房、東北院、礼拝石、燈籠、参道、山田道
A-2 遺物	埋蔵されている遺物 発掘調査で出土した遺物 (仏像資料群、建築部材、瓦、木簡、木製品、金属製品、土器など)
2 指定地において本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
B 自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡の本質的価値を示す諸要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの、当該史跡の保存・活用を目的として、整備等によって付加された諸施設を含む	
B-1 本質的価値とは関連しないが、山田寺の歴史を今に伝える要素	現山田寺本堂、雪冤碑
B-2 山田寺跡の保存活用に関わる要素	各種遺構表示（基壇盛土表示、礎石・地覆石、礼拝石等）、説明板、総合説明板、史跡標識、案内広場、縁台など
	その他管理施設（境界杭、フェンス、基準点、水路等）
C 自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡の価値と直接関係しない施設	
C 史跡の価値と直接関係しない施設等	個人住宅、倉庫(寺院関連)、農業関連施設、水道、市道など
3 史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素	
D 山田寺と山田道でつながり、歴史にかかわりの深い古代寺院や遺跡、及び山田寺とともに飛鳥時代の政権と密接にかかわる飛鳥・藤原の遺跡群	
D-1 山田寺と山田道でつながり、歴史にかかわりの深い市内の古代寺院や遺跡	安倍寺跡、吉備池廃寺跡、安倍寺遺跡、上之宮遺跡、中山遺跡、文殊院西古墳など
D-2 山田寺とともに飛鳥時代の政権と密接にかかわる飛鳥・藤原の遺跡群	飛鳥宮跡、飛鳥寺跡、川原寺跡、橘寺旧境内、大官大寺跡、飛鳥水落遺跡、石神遺跡、藤原宮・京跡など
E 指定地からの眺望景観の対象となる諸要素	
E 指定地から見渡せる樹林地や山並みの景観	(近景) 東大谷日女命神社の社叢、山田寺周辺の自然景観 (遠景) 畝傍山、二上山、金剛葛城山系の山並み、三輪山、巻向山など

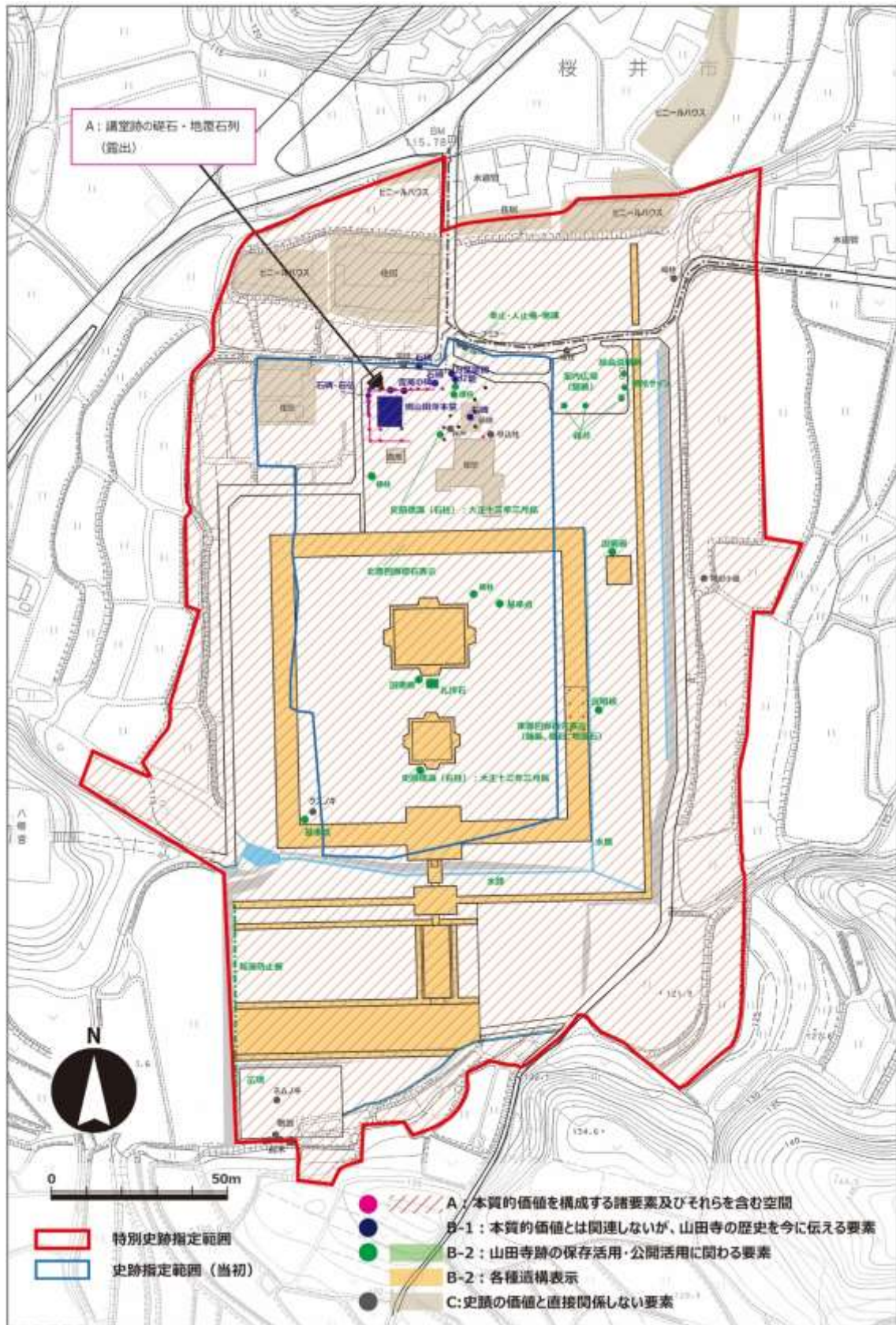


図 4.3 特別史跡山田寺跡の構成要素

5 現状・課題

5 - 1 保存管理

(1) 周辺環境や景観の現状と課題

山田寺跡周辺は、丘陵から平坦な農地・集落へと連なる地形の変化点にあたり、西側及び北側に開かれた眺望に恵まれた場所となっています。近景の樹林地などによって市街地などが隠されているため、西や北側には瓦葺の民家や農地を中心に周辺の自然と調和した風土景観が保たれ、遠景の二上山や金剛・葛城山系、畝傍山、三輪山、巻向山などの山並みへの眺望が広がっています。特に伽藍地東側から見た景観は、平面に展開する伽藍跡と背後の樹林地、遠景の山地が良好な景観を形成しています。また、伽藍地南側からも東西道路や参道を挟んで伽藍配置が一望できるなど、遺跡と一体となった歴史的な風土が保たれているといえます。

山田寺跡を含む周辺は風致地区及び歴史的風土保存区域に指定され、西側に隣接する明日香村は全域が歴史的風土特別保存地区に指定されています。将来的にもこれらの法規制に従って地域の景観を保全していくことが求められます。



図 5.1 伽藍地東側からの眺望（西向き）
遠景は金剛・葛城山系の山並み



図 5.2 伽藍地南側からの眺望（北向き）
右奥に三輪山・巻向山



図 5.3 伽藍地東側からの眺望
(北西向き)



図 5.4 伽藍地南西端からの眺望
(北東向き)



図 5.5 伽藍地南側からの眺望 (西向き)
左奥に畝傍山及び金剛・葛城山系の山並み



図 5.6 写真位置図

(2) 史跡の範囲について

大正 10 年 (1921) の史蹟指定当初は、塔、金堂、講堂の伽藍中枢部に限られた指定でしたが、昭和 57 年 (1982) の追加指定により、大垣に囲まれた伽藍地全体及びその周囲、南側は参道やそれに接続する山田道の一部まで拡大され、史跡指定により寺院の主要な部分の保護がおこなわれました。

しかしながら、古代寺院には伽藍地のほか、その周囲には寺院の日常生活を運営する場である付属院地があり、それらを伽藍地と含めて塀などで区画し、寺院の中心部 (寺院地) を構成していたと考えられています。当然、山田寺跡についても付属院地の存在を想定しておかなければなりません。

山田寺跡の周囲では、東側では第 4 次調査で、「東北院」の南限と想定される区画塀がみつき、北大垣の外側では柱穴 (第 12 次調査) が確認されています。それらに加えて、西大垣のさらに西側には、寺院の西御門を想起させるような「西三角」の小字が存在するなど、現在の史跡地のさらに外側に山田寺の寺院地が広がることはほぼ間違いありません。それらの範囲を発掘調査等により確認した上で、将来的には、史跡の範囲拡大を視野に入れる必要があります。

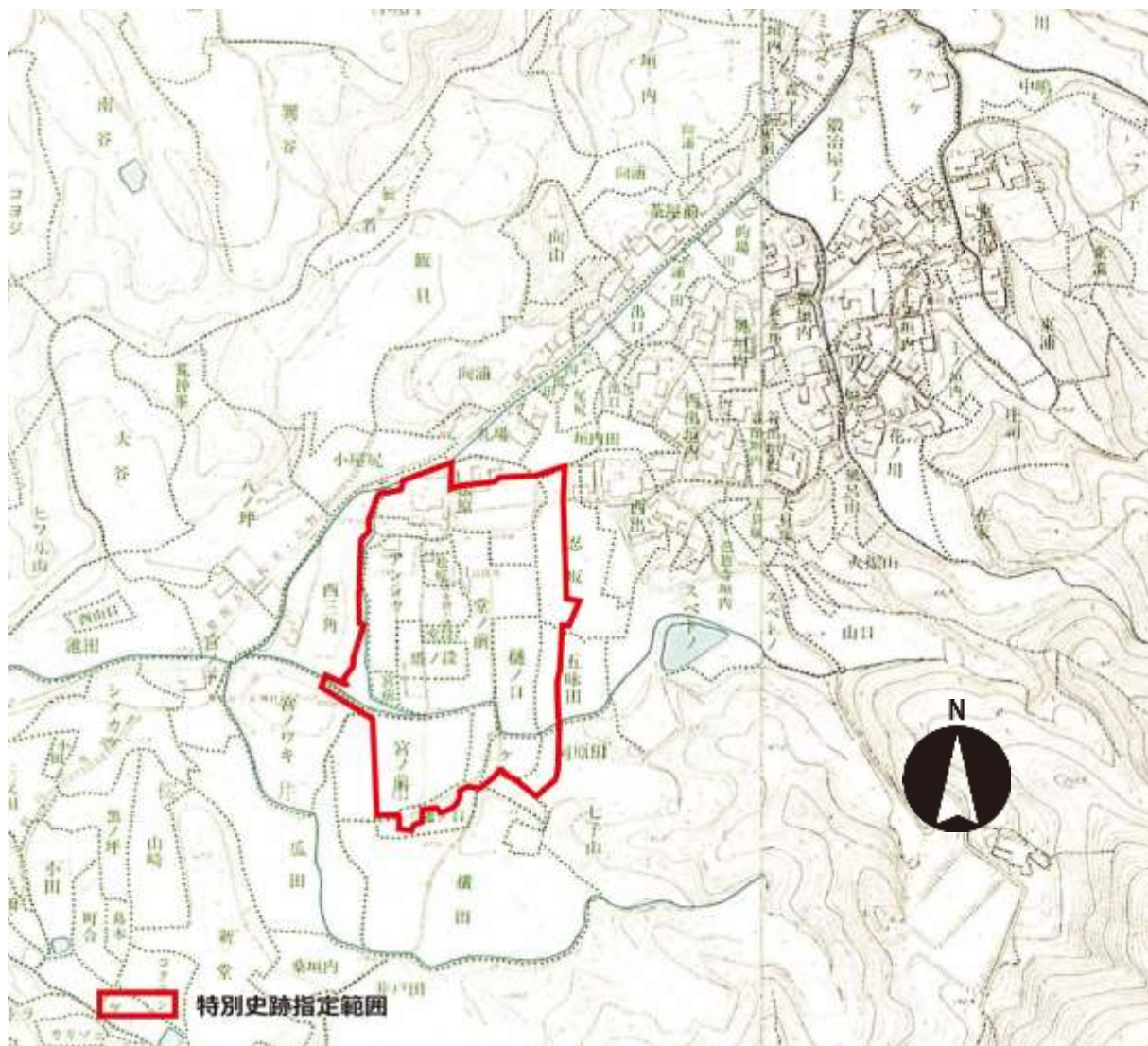


図 5.7 山田寺跡周辺の小字名

出典：奈良県立橿原考古学研究所編 1980『大和条里復原図』に加筆

(3) 遺構の保護について

山田寺跡の史跡整備工事がおこなわれた結果、伽藍中心部の遺構は地下に良好な形で保存されています。整備工事設計図面から作成した山田寺跡における保護盛土厚さの分布を図 5.3 に示します。この図により、中心伽藍のほとんどの遺構は 60cm 以上の盛土によって確実に保護されていることがわかります。一方、現在の山田寺本堂がある講堂跡周辺においては、礎石や地覆石などが露出した状態にあり、それらの保護が課題となっています。

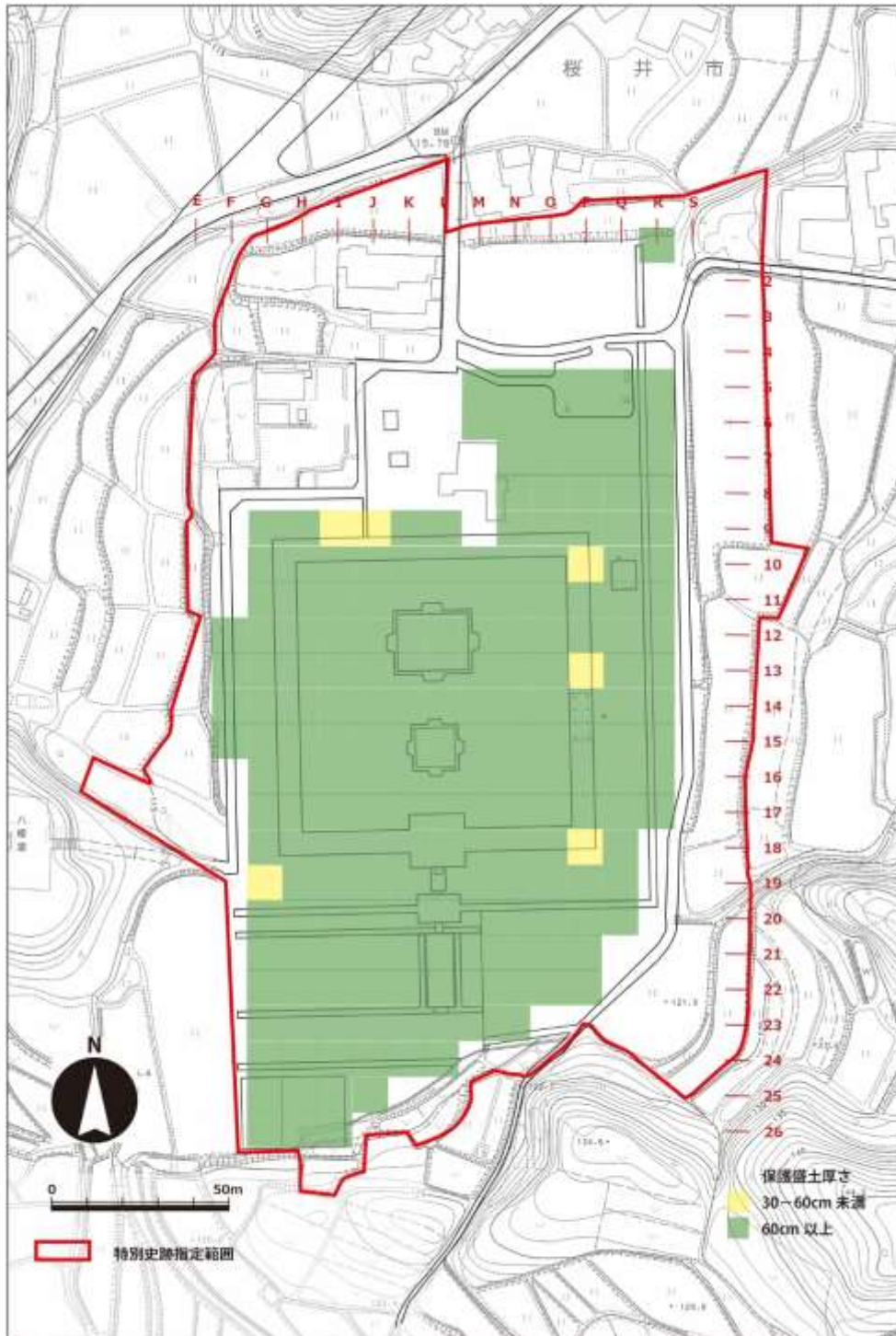


図 5.8 保護盛土厚さの分布

(4) 日常管理の現状と課題

公有化された区域の日常管理は、国有文化財管理の補助金を受けながら、管理団体である桜井市が担っていますが、実際の作業は地元である山田区に委託し、除草（年に3回程度）、清掃や見回り（月に10回程度）などを実施しています。地元区に作業を委託していることにより細やかな管理が実施され、良好な状態が維持されています。今後もこの日常管理を継続していく必要がありますが、高齢化が進んでいることにより、実作業を担う人材が今後不足する可能性があります。

現山田寺境内は、所有者が日常管理をしていますが、建築物などの老朽化による講堂跡への影響も懸念されます。境内にある雪冤碑も覆屋で保護していますが、覆屋の老朽化および石材の風化がすすんでおり、今後対策が必要です。

その他の民有地は、個人住宅や農地となり、生活用地として利用されています。これまで、建物の改修、擁壁や柵の設置、電柱の建て替え等で特別史跡の現状変更申請が提出され、小規模な変更であっても所有者の理解と協力を得ながら立会調査を実施し、遺跡の保護に努めてきました。

今後も、生活機能を維持しながらも特別史跡の本質的価値を損なわないように、所有者と協議しながら最善の方策を考えなければなりません。

(5) 自然災害の現状と課題

近年は、それ以前にはなかった強力な台風や異常気象に起因する史跡のき損届が複数回提出されています。これは、近年自然災害による危険が増加しつつあることを示すものです。



図 5.9 台風による土砂崩れ（平成 19 年）



図 5.10 土砂による水路の溢水（平成 29 年）

平成 19 年（2007）の台風による大雨によって史跡の北東部で法面の土砂崩れがおき、史跡の一部がき損しました。また、平成 29 年（2017）の台風により、山田寺跡の東方（史跡外）で小規模な土砂崩れが起こって史跡地内に多量の土砂が流入し、かつての東面回廊の倒壊の様子を彷彿とさせるものでした。このように史跡境界や未整備部分の法面において大雨などによる土砂崩れが生じる可能性があり、対策が必要です。

(6) 自然環境に対する現状と課題

集落の南に位置する山田寺跡周辺には農地や山林が多く残っていることから、野生動物が山林から史跡地内に出没することが増えています。特に地面を掘るイノシシなどについては、整備面への影響が危惧されます。

5-2 活用

(1) 教育における活用の現状と課題

1) 学校教育

山田寺跡は、安倍小学校校区内に位置しています。郷土学習においては、古くは昭和13年(1938)に当時の安倍尋常高等小学校が『安倍村の史蹟』を作成するなど、文化遺産が多く所在している校区ということもあって、歴史資産に対する理解は非常に高いといえます。最近では、各校区の郷土史をまとめた『わがまち桜井』(平成28年(2016))が桜井市教育委員会から発行されるなど、郷土学習に注力しています。その中で山田寺跡は安倍小学校区を代表する遺跡として紹介されていますが、実際に現地を利用した教育活動はあまりおこなわれておらず、史跡地が活発に利用されているとはいえません。今後は、現地学習などにおいて、史跡の積極的な利用を呼び掛けていく必要があります。



図 5.11 副読本「わがまち桜井」

2) 社会教育

社会教育においては、山田寺跡や、飛鳥時代の歴史遺産をテーマに掲げたふるさと講座などが実施されています。

その一方で、東面回廊の発見などの大規模な調査から約30年が経過し、当時の盛り上がりは薄れてきていることもあり、山田寺跡をテーマにした社会教育講座も数年に1回程度に留まっています。

山田寺跡の本質的な理解を深めるため、社会教育面での一層の取り組みが必要です。



図 5.12 山田寺跡における講座の風景
(平成28年)

(2) 地域における活用の現状と課題

前述のように、山田寺跡の除草や清掃、見回り等の日常管理については、地元区の協力のもと実施されていますが、活用の面では地域住民に広く利用されているとはいえない状態です。かつては、地域の行事等で山田寺跡が活用されていましたが、担い手不足などにより、行事そのものが減少しているのが現状です。今後も良い形で保存活用を実践していくためには地域住民の協力や参加は不可欠で、日常的あるいは積極的な山田寺跡の活用を促す必要があります。

(3) 情報発信の現状と課題

山田寺跡についての情報発信は、桜井市及び桜井市観光協会等のホームページ、観光パンフレットなどで紹介されているほか、飛鳥資料館発行の図録等を通しておこなわれるに留まっています。現状では、山田寺跡独自のホームページや SNS 等の情報発信手段は未整備の状態にあり、山田寺跡単体での解説・案内パンフレットも作られていないことから、これらをはじめとする独自の情報発信ツールの充実が必要と考えられます。

(4) 飛鳥資料館等の展示施設の現状と課題

山田寺跡の活用施設として欠かせないのが、飛鳥資料館です。

飛鳥資料館では、山田寺跡をはじめとする飛鳥地域の発掘調査成果を紹介し、山田寺跡をテーマにした特別展等も企画されています。特に平成9年(1997)には展示室を増設し、倒壊した東面回廊の復元展示や出土遺物も展示されるなど、常設展示の大きな目玉となっています。また、山田寺跡をテーマにした特別展がこれまで3回おこなわれ、山田寺跡の出土遺物や調査成果を情報発信しています。その他、山田寺跡に関するグッズ等も販売されるなど、さまざまな手法で普及啓発がおこなわれています。

このような展示内容や立地などから、飛鳥資料館と山田寺跡(現地)をセットで見学される方も多く、遺跡を理解するためのガイダンス施設としての機能も果たしています。飛鳥資料館は山田寺跡にとって欠くことのできない施設ですが、史跡地を来訪しながらも飛鳥資料館の存在を知らない方もいます。これは、現地で飛鳥資料館への案内がおこなわれていないことによるもので、現地とガイダンス施設との連携を改善し、史跡来訪者による飛鳥資料館の活用を支援する必要があります。



図 5.13 飛鳥資料館における展示・解説の風景
飛鳥資料館 提供



図 5.14 飛鳥資料館作成のグッズ
飛鳥資料館 提供

表 5.1 飛鳥資料館で開催された山田寺跡をテーマとした特別展

年次	内容
昭和 56 年(1981)	飛鳥資料館特別展示「山田寺展」
平成 8 年(1996)	飛鳥資料館特別展示「山田寺東回廊―再現に向けて―」
平成 19 年(2007)	飛鳥資料館特別展示「重要文化財指定記念 奇偉荘厳山田寺」

その他の施設として、桜井市内の遺跡を概観することのできる桜井市立埋蔵文化財センターにおいても、山田寺跡の出土遺物を常設展示し情報発信をおこなっています。今後は、これら施設と相互に連携して情報発信に取り組んでいくことも課題の一つです。

(5) 観光面における現状と課題

現在の山田寺跡では、歴史に興味を持つ方々が主な来訪者となっています。山田寺跡は「磐余の道」の一部として桜井市の散策コースにも組み込まれていますが、桜井市観光ボランティアガイド（申し込み制）による解説は年間10件前後の利用に留まっており、少ない状態です。今後は、歴史的価値にとどまらない魅力づくりをおこない、来訪者のすそ野の拡大を目指します。

山田寺跡周辺には、飛鳥資料館のほか、県立万葉文化館などの展示施設や NAFIC（なら食と農の魅力創造国際大学校）に付属するオーベルジュ（ホテル+レストラン）があります。また、山田寺跡から半径3kmの範囲内には「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」として世界遺産暫定一覧表に登録された主要な構成資産が点在しています（P.39 図2.29参照）が、これらの資産と連携した活用などはおこなわれていないのが現状です。世界遺産への登録に向けた活動を契機に、明日香村や橿原市等の周辺自治体とも密接な連携をとりながら関連資産との一体的な利用を模索し、山田寺跡が当地域の周遊や立ち寄りの目的地の一つとして活用されるように働きかけていく必要があります。

また、公共交通機関による桜井市方面から山田寺跡へのアクセスとしては、桜井駅からの広域路線バス「桜井飛鳥線」がありますが、便数が限られていることから、利便性が高いとはいえません。一方、明日香村や橿原市方面からは、近鉄飛鳥駅または近鉄橿原神宮前駅からの周遊バスとして「赤かめバス」が飛鳥資料館西側まで運行されています。遺跡へのアクセス環境を改善していくためには、行政単位にとらわれない多様な方法を模索する必要があります。



図 5.15 桜井市観光ボランティアガイドの活動状況



図 5.16 オーベルジュ・ド・ぶれざんす 桜井

5-3 整備

国により公有化がおこなわれた約3万1千㎡のうち、約2万2千㎡の敷地で、整備の基本方針に基づいた整備工事がおこなわれました。第Ⅰ期整備として、平成5～9年（1993～1997）度と平成11～12年（1999～2000）度の2次にわたる整備がおこなわれましたが、それ以降は、史跡の保存のための小規模な整備がおこなわれています。

(1) 既整備地

第Ⅰ期整備により、伽藍地の大部分を盛土によって確実に保護した上で（P.84 図5.8参照）、主要な伽藍配置（基壇）が盛土張芝によって表示されています。また、回廊の東側と北側の一部に礎石、地覆石、基壇外装の一部が復元表示され、伽藍地の南側には参道や山田道が復元表示されています。これらの整備により、広大な伽藍地の規模や各堂塔の位置関係を認識することができ、周囲の風土景観と相まった良好な遺跡景観が形成されています。

第Ⅰ期整備完了以降は、桜井市や地域住民によって日常管理が実施され良好な状態が維持されていますが、整備後20年以上が経過していることもあり、修繕等を検討することが必要な箇所もみられます。例えば、東面回廊と東大垣の間には排水不良箇所があり雨天後しばらく近づけない状態になることや、説明板や溝の肩に設けられた柵などに一部破損したものがあることが挙げられます。このような経年的な変化に留意して対応を検討しなければなりません。

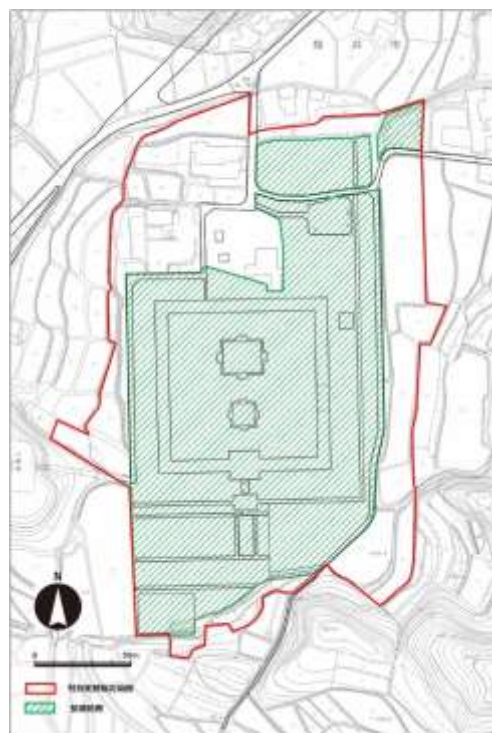


図 5.17 整備済み範囲



図 5.18 排水不良箇所



図 5.19 総合説明板の破損状況

(2) 未整備地

公有地のうち伽藍地縁辺部の未整備範囲には、自然地形や農地が公有化以前の状態のまま残されている部分があり、将来的に史跡景観の保全や自然災害の予防のための整備が必要です。

一方、私有地のうち現山田寺が所在する講堂跡付近では、礎石や地覆石が原位置で露出しています。現状は比較的良好な状態が維持されていますが、将来的に保存のための対策が必要となります。また、これらの遺構は山田寺跡の伽藍を構成する重要な要素であるにもかかわらず説明板なども整備されていません。礎石等の遺構保存と併せて解説・案内板等の施設整備が求められます。



図 5.20 講堂跡の礎石



図 5.21 講堂跡の礎石と地覆石

(3) 案内・解説・展示及び情報発信のための施設

史跡指定地東北部の案内広場には、来訪者のために山田寺跡の総合説明板が、また金堂や東面回廊、宝蔵の各遺構には個別の説明板が設置されるなど、説明板を通して山田寺跡の歴史的な意義を学習できる状況になっています。しかし、塔跡や中門跡、講堂跡のほか、南門跡以南の遺構表示には説明板は設けられていないことから、説明板等による解説の充実も今後の課題です。さらに、今後の世界遺産登録の進展も踏まえ、既存の説明板を含めた多言語化への対応や、ICT 技術を取り入れた現地での情報の提供、AR・VR 等の映像を活かした解説・案内等の手法についても検討する必要があります。

現状では、見学可能な範囲がどこまでか、どこに何が整備（表示）されているかといった史跡整備の全体像がわかりにくいことから、伽藍地の南側まで訪れる見学者は少ない状態にあります。また、眺望景観などの山田寺跡ならではの魅力を活かし、歴史に興味のない方にも興味を持ってもらえるものとする 것도重要であり、山田寺跡の見どころの位置や動線（散策ルート）など、山田寺跡を活用する上での基本的な情報を現地ですることが必要です。

(4) 便益・管理のための施設

案内広場には縁台等が設置されていますが、それ以外には来訪者の休憩等に対応した施設整備はおこなわれていない状態です。今後の活用を支援する施設として、来訪者の快適な利用につながるトイレや適切な日陰を提供する休憩施設等の整備が求められます。

5-4 調査・研究

(1) 調査・研究の現状と課題

特別史跡内の発掘調査はすべて奈良文化財研究所によりおこなわれています。発掘調査面積は約 10,600 m² に達し、これは史跡のほぼ 1/3 にあたります。発掘調査と出土遺物の調査研究により、山田寺の歴史を鮮明にたどることができました。7世紀に創建された寺院中樞部の全容を発掘調査で明らかにできたのは山田寺が嚆矢といえるでしょう。史跡整備後も史跡地内やその周辺域において土木工事等がおこなわれる場合は積極的に発掘調査を実施し、遺構の保護や新しい資料の蓄積に努めています。

ただし、いくつかも課題が残されています。経蔵、鐘楼などの伽藍地内にあると考えられる諸施設の存在、僧房の範囲と規模、東北院の範囲及びその他付属施設の存在、山田寺跡の下層及び隣接すると考えられる蘇我倉家の邸宅、山田寺近辺の阿倍山田道のルートを明らかにすることなどがあげられます。これらの課題は、山田寺の寺院地を理解する上で重要な要素であり、史跡およびその周辺で調査を継続する必要があります。

出土遺物も整理がおこなわれ、建築部材をはじめとするさまざまな出土品は、古代寺院の様相を伝えるもので、当時の仏教文化を示すものといえる遺物群であることがわかっています。山田寺の遺構や遺物にみられる高い石材加工技術には渡来系技術者の力が不可欠であり、その造営には大陸及び朝鮮半島からの最新の技術や知識が用いられたと考えられます。このように山田寺の調査で明らかになったものは、日本史だけでなく東アジア史においても重要なものであり、最新の研究方法や視点によって今までにない成果を生み出す可能性があります。そのため、調査研究を継続的に実行すること、また、その成果は山田寺跡の魅力の向上や新たな活用につながることから、積極的に発信していかなければなりません。



図 5.22 山田寺跡に関する調査報告書

5 - 5 管理運営・体制

(1) 運営・体制の現状と課題

山田寺跡においては、史跡指定地の大半は国によって公有化され、史跡整備が実施されています。管理団体は桜井市であり、市教育委員会文化財課がその事務を所管しています。公有化された区域の日常管理は、国有文化財管理の補助金を受けながら、その事務を桜井市が担っています。実際の作業は、地元である山田区に委託され、市文化財課と連携しながら管理に努めています。その他、民有地においては各所有者によってそれぞれ管理されています。

史跡地内の発掘調査は、主に奈良文化財研究所によっておこなわれ、その成果については飛鳥資料館で展示され情報発信がなされています。活用の分野では、桜井市文化財課をはじめとする教育委員会関係課、公益財団法人桜井市文化財協会、観光面においては桜井市観光まちづくり課などが担っています。

このように、山田寺跡の保存活用には複数の機関が関係し、それぞれの事業を実施しています。今後はこれらの機関との連携を強化するとともに、市民や地域活動団体などの協力や参加、協働が必要となります。また、山田寺跡のガイダンス施設として位置づけられる飛鳥資料館をはじめとする周辺の展示施設等と連携した、魅力や情報の発信が重要です。

表 5.2 現在の山田寺跡の保存活用の主な役割分担

役割	主体
公有化	文化庁
日常管理	桜井市・地元区・所有者
史跡整備	文化庁
活用	飛鳥資料館・桜井市・各種団体
調査研究	奈良文化財研究所・桜井市
史跡に関する指導・助言	文化庁・奈良県

くわえて、山田寺跡は桜井市の西端にあり、地理的にも歴史的にも隣接の市村と深く関係しています。現在ある行政単位の枠を超えた仕組みとしては、奈良県、橿原市、明日香村、桜井市で構成する世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会があります。本協議会では、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」として世界遺産登録を目指し、登録に向けた推薦書及び包括的保存管理計画の作成、山田寺跡を含む構成資産の活用に取り組んでいます。また、山田寺跡を含む藤原京域の埋蔵文化財届出の取り扱いや発掘調査等に関する調整をおこなうために、奈良県の主導のもと、奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、橿原市教育委員会、明日香村教育委員会および桜井市を加えた5機関担当者による「飛鳥・藤原京五者会議」があり、2か月に一度の間隔で調整会議を開催し、当地域の埋蔵文化財の保護にあたっています。今後は、これらの枠組みを最大限利用しながら、広域的な山田寺跡の保存活用に取り組む必要があります。

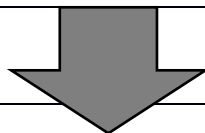
6 大綱・基本方針

6-1 大綱

山田寺跡の価値を守り、未来へ継承し、活用していくため、保存活用計画の大綱及び基本方針を以下のように設定します。

＜山田寺跡の価値・魅力＞

- 飛鳥時代の有力豪族である蘇我倉山田石川麻呂が造営した寺院であり、創建当初の姿をしのがことのできる日本を代表する古代寺院跡
- 良好な文献史料、極めて保存状況の良い遺構・遺物群があり、それらを分析、解明した綿密な調査研究データがある古代寺院跡
- 遺跡と一体となった歴史的な風土景観を体感できる古代寺院跡



＜目標とする将来像＞

山田寺跡の保存活用を通じて

- 山田寺跡の価値を適切に保存し、未来へ引き継ぎます
- 山田寺跡をふるさとの誇りとして、愛される遺跡へ育てます
- 山田寺跡の魅力を広く発信し続け、地域活性化につなげます

6-2 基本方針

【保存管理】

・史跡の本質的価値が損なわれないよう適切な保存管理を継続的におこない、次世代へ確実に継承します。

【活用】

・山田寺跡の歴史的価値を学ぶことで、地域住民の郷土愛を育み、愛される遺跡を目指すとともに、その魅力を積極的に発信し、来訪者が憩い学ぶ場とします。

【整備】

・現在の良好な環境や整備状況を維持しつつ、山田寺跡の価値をわかりやすく伝え、活用しやすい遺跡を目指します。

【調査・研究】

・調査研究を継続し、山田寺跡の価値を再発見するとともにその価値の発信に努めます。

【管理運営・体制】

・文化庁や奈良県、桜井市をはじめとし、地域住民、周辺の関係機関と密接な連携をとりながら、保存・活用・整備・調査研究を適切におこない、かつ持続可能な体制を整えます。

7 保存管理

7-1 保存管理の方向性

<保存管理の方針>

- ・史跡の本質的価値が損なわれないよう適切な保存管理を継続的におこない、次世代へ確実に継承します。

上記の方針を踏まえ、特別史跡山田寺跡の本質的価値を確実に保存・継承していくため、保存管理のための方向性を以下のように設定します。

- ・現状の良好な風土景観を維持・継承します。
- ・遺構の保存を確実に図ります。
- ・地区ごとの状況に応じた現状変更の取扱い方針を定め、史跡を適切に保存管理します。
- ・指定地の性格等の違いにより地区区分をおこない、状況に応じた保存管理をおこないます。
- ・史跡の隣接地においては、必要に応じて発掘などの調査をおこない、その成果により追加指定及び公有化を検討し、史跡の保存に努めます。

7-2 基本的な保存管理の方法

(1) 周辺環境や景観の保全

- ・緑豊かな環境や景観を保っていくために、風致地区条例等の現行法規を適正に執行し、周辺住民の協力を仰ぎながら、豊かな周辺環境・景観の維持・継承に努めます。

(2) 遺構の保護

- ・保護盛土によって保護された遺構について、現状を維持し、確実に保存を図ります。
- ・史跡指定地及びその周辺について地区区分をおこない、それぞれの保存管理方針を示すとともに、現状変更等の取扱い方針及び取扱基準を明確にします。
- ・講堂跡の露出遺構については、所有者と協議しながら適切な保存方法を検討します。

(3) 日常管理

- ・月10回程度の定期的な見回りおよび年4回程度の除草や清掃等をおこない、史跡にふさわしい状態を維持します。これらについては管理団体である桜井市が責任をもって主体的におこない、実際の作業については地域住民や各種団体の協力を得ながら取り組みます。
- ・史跡指定地内における民有地の日常管理は、基本的に所有者がおこないます。史跡の管理団体である桜井市は、必要に応じて所有者と協議しながら、所有者の生活と史跡の保護の共存を図っていきます。

(4) 自然災害等への対応

- ・定期的な見回りの中で自然災害や野生動物等によるき損やその恐れがある箇所を把握し、必要に応じて安全対策などの適切な処置をおこない、それらの予防に努めます。
- ・自然災害や事故等が発生した場合は、状況の把握に努めるとともに、き損が確認された場

- 合は、関係各機関と連携をとりながら速やかにその拡大の防止と応急措置をおこないます。
- ・復旧に際しては、遺構などの重要性やき損の程度、安全性を考慮し、関係機関と協議の上、計画的に実施します。

(5) 追加指定

- ・伽藍地周辺での発掘調査等で寺院に関連する遺構などが発見された場合、史跡に追加すべきかどうかを検討していきます。

(6) 公有化

- ・史跡指定地内の民有地においては、引き続き各所有者の理解と協力のもと史跡の保護に努めます。ただし、所有者の状況の変化に応じて、必要が生じれば引き続き国により史跡地の公有化を目指します。

7-3 保存管理の基準

(1) 地区区分と地区設定の定義

特別史跡山田寺跡のもつ本質的な価値を継続的に、また地下に埋蔵されている価値を保存管理するために、史跡指定の有無、土地所有、土地の利用等の状況から、史跡指定地及びその周辺を以下のように区分し（表 7.1）、それぞれにおける保存管理方針等を示します（表 7.2）。

史跡指定地内は、まず大きく公有地と民有地に区分します。公有地に関しては、史跡整備の有無によって細分し、民有地は土地利用の状況によって細分しています。史跡地周辺については山田寺跡の遺構が存在する可能性があるため、併せて保存管理の基本方針を示します。なお、図 7.1 に現時点の各地区を図示していますが、土地の利用状況ならびに調査の進展により定義に即して範囲も変更になります。

表 7.1 地区区分と地区設定の定義

地区区分	地区設定の定義
I 史跡指定地内 :公有地	I-1地区 史跡指定地で、整備事業がおこなわれている範囲。伽藍中心部を含む伽藍地や参道や山田道を含む山田寺の中心域にあたります。 I-2地区 史跡指定地で、公有化されているものの整備事業がおこなわれていない範囲。山田寺跡の附属施設等の存在が想定されている範囲。
II 史跡指定地内 :民有地	II-1地区 史跡指定地内で、現在の山田寺の境内地に当たる範囲。回廊の北側にあたり、講堂の大部分が所在する範囲。 II-2地区 史跡指定地内で、宅地として利用されている範囲。山田寺伽藍地の北部及び北西部にあたります。 II-3地区 史跡地内で、現在、農地として利用されている範囲。
III 史跡指定地外 :民有地	III地区 史跡指定地外であるが、埋蔵文化財包蔵地にあたる。山田寺跡に関連する遺構の存在が推測される範囲。

※特に地区設定をしない山田寺跡周辺域も周知の埋蔵文化財包蔵地「藤原京」（P.40 参照）にあたります。

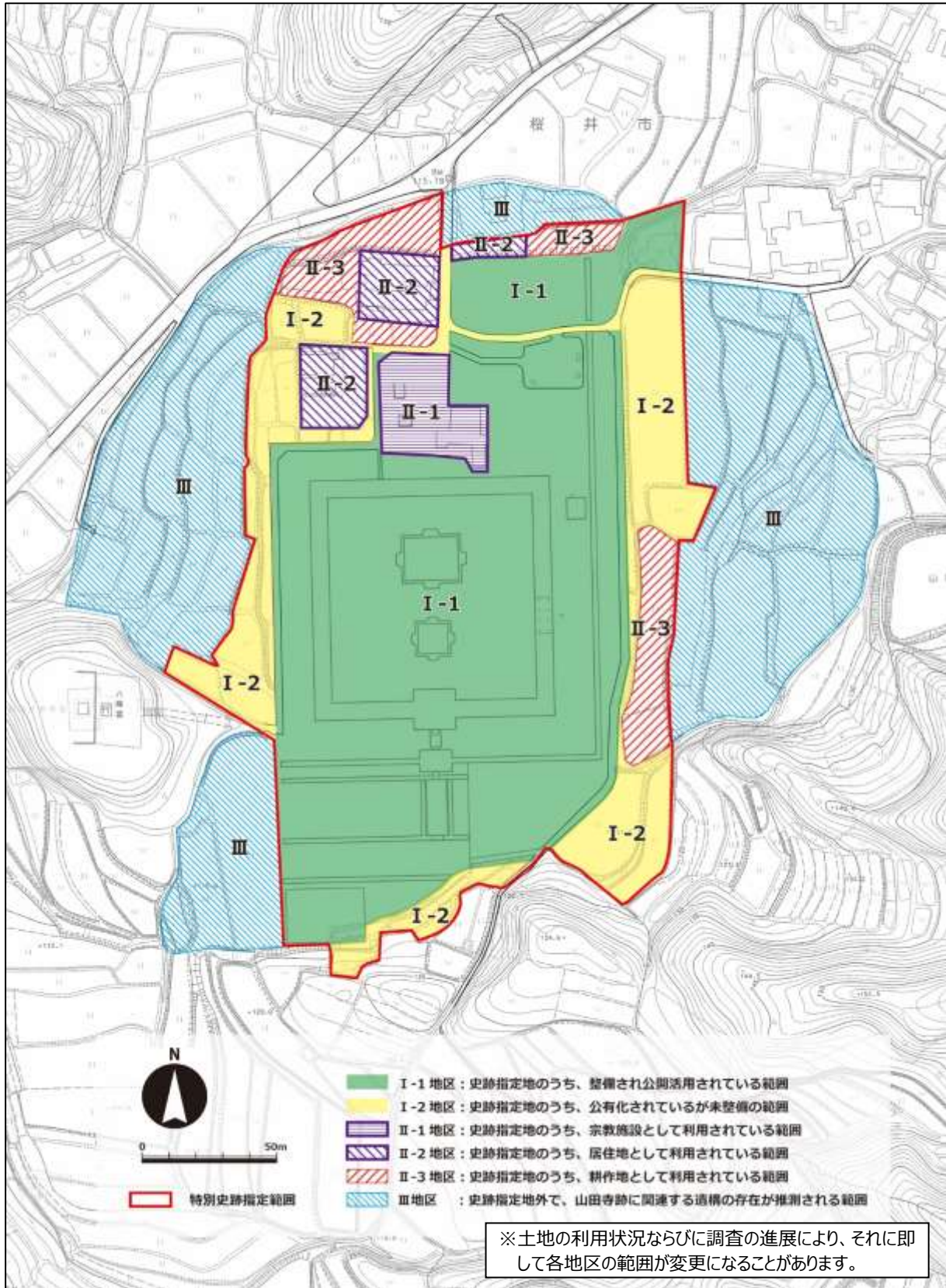


図 7.1 特別史跡山田寺跡 地区区分

(2) 各地区の保存管理方針

各地区における基本的な保存管理方針を、以下のように設定します。

表 7.2 各地区における保存管理方針

名称	指定	所有	現状		保存管理の基本方針
I-1	特別 史跡内	公有地	整備地	指定地のうち、整備され公開活用されている範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とする。 ・既存の整備施設は、適切な管理のもと機能維持を図る。 ・樹木等について、成長により危険が生じるもの及び遺構に影響を及ぼす恐れのあるものは、経過観察の上必要に応じて処理する。 ・現状変更は、原則として史跡の調査研究、保存管理や活用に必要な行為以外は認めない。ただし、電柱やカーブミラーなどの公益上必要とされる施設は、史跡の適切な保存管理がおこなわれるよう所有者等と調整を図る。
I-2			未整備地	指定地のうち、公有化されているが未整備部分の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に着手するまでは現状を維持し、そのために必要な除草など維持管理をおこなう。 ・未整備地は異常気象等によるき損の発生も予想され、見回り等を細やかにおこない、状況の把握、必要な予防策を講じる。 ・既存の道路及び上水道、公共水路等の生活や防災上必要な施設の設置や改修については、史跡の価値を損なわない範囲でおこなうことができる。
II-1	特別 史跡外	民有地	境内地	宗教施設として利用されている範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教行為と史跡保存との共存を図る。 ・日常管理は所有者がおこなう。 ・宗教施設として維持しなければならない行為については、史跡の価値を損なわない範囲でおこなうことができる。 ・遺構が露出している講堂跡については、適切な保存や活用がおこなわれるよう所有者と協議する。
II-2			居住地	居住地	<ul style="list-style-type: none"> ・生活と史跡保存の共存を前提として、適切に保存管理をおこなう。 ・日常管理は所有者がおこなう。 ・生活に関わる必要不可欠な行為について史跡の価値を損なわない範囲でおこなうことができる。
II-3			その他	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・営農と史跡保存の共存を前提として、適切に保存管理をおこなう。 ・日常管理は所有者がおこなう。 ・営農や維持管理上必要な行為について史跡の価値を損なわない範囲でおこなうことができる。
III	特別 史跡外	民有地 など	道路、耕作地、居住地など		<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地である「山田寺跡」及び「藤原京跡」として取り扱い、土木工事等の開発行為をおこなう場合は、原則として発掘調査を実施する。 ・重要遺構が検出された場合は、追加指定等、現状保存などの保存措置を講じる。

※ I～IIIの地区外であっても、周知の埋蔵文化財包蔵地である「藤原京跡」に該当する範囲で土木工事をおこなう場合には、文化財保護法第93・94条に基づき、届出等の提出が必要になります。

(3) 現状変更等の取扱い方針及び取扱基準

1) 「現状変更等」とは

①「現状変更等」の制度について

「文化財保護法」（以下、「法」）第 125 条の規定に基づき、史跡地内において、「現状を変更する行為」、又は「その保存に影響を及ぼす行為」については、原則として文化庁長官の許可が必要となります。

「現状を変更する行為」とは、史跡の現状に掘削を伴う土木工事等、物理的な変更を加える行為で、「その保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障を来す行為をいいます（以下、「現状変更等」）。

なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第 5 条の規定に基づいて、桜井市教育委員会がその事務をおこないます。

②現状変更等を許可しない基準（文化庁の通知による）

以下については現状変更等を許可することができないこととなります。

- ・ 史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存管理の基準に反する場合
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ・ 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

2) 特別史跡山田寺跡の現状変更等に関する基本方針

特別史跡山田寺跡の指定地は、発掘調査等の調査研究、史跡の保存活用に係わる行為以外は原則認めないものとします。ただし、公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や本質的価値に及ぼす影響に応じて判断します。

また、民有地における居住地や耕作地、宗教施設に関しては、遺構や景観に悪影響を及ぼさない範囲での、既存建物や工作物の改修・撤去は認めます。

これらの詳細については、地区別の取扱い基準を表 7.4 にまとめます。

3) 取扱い基準

特別史跡山田寺跡における現状変更等の許可申請区分を表 7.3、地区別ごとの現状変更の取扱い基準を表 7.4 にまとめます。この表に記されていないものや、保存に影響を及ぼす可能性がある行為については、桜井市教育委員会とその内容について協議して下さい。

表 7.3 現状変更等の許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	想定される行為
文化庁長官	文化財保護法 (第125条第1項)	・下記以外の行為	・史跡の保存修理、整備 ・土地掘削、切土・盛土による地形の 改変 ・建築物の増築、改築、除去 ・木竹の植栽、伐根 ・発掘調査 など
	文化財保護法 施行令 (第5条第4項)	・2年以内の期限を限った小規模建築物(階数が2階以下で、かつ、地階を有さない木造又は鉄骨造の建物であって、建築面積 120 m ² 以下)の新築、増築、改築 ・土地の形状を変更しない工作物(建築物を除く)の設置、改修 ・土地の形状を変更しない道路の舗装、修繕 ・史跡の管理に必要な設備等の設置、改修、除去 ・電柱、電線、ガス管、上下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修 ・50年経過していない建築物等の除却 ・木竹の伐採(伐根を伴わないもの) ・史跡の保存のために必要な試験材料の採集	・仮設プレハブ等の設置 ・園路の路面、階段、手すり等の改修、修繕、撤去 ・説明板等の設置、改修、修繕、除去 ・小規模建築物に付随する門、生垣、塀の設置、改修、修繕、除去 ・電柱、道路標識の設置、改修、修繕、除去 ・水道、集水桝や側溝 ・木竹の間伐、除伐 ・史跡保存のために必要な地質調査 など
許可申請不要	維持の措置 文化財保護法 (第125条但し書き)	・史跡がき損、衰亡している場合の現状復旧、その拡大を防ぐ応急措置、その復旧が不可能な場合の除去	・損壊箇所へのシートや盛土による保護や土のう設置等の養生 ・き損した地表面の埋め戻し、地ならし等による現状復旧 など
	災害に伴う必要な応急措置 文化財保護法 (第125条但し書き)	・非常災害時、もしくはその発生が予想される状況に対して、緊急的におこなわれる応急措置	・崩落した土砂、倒壊した工作物等の除去 ・災害による倒木等の伐採、除去 ・立入禁止等の柵の設置 ・火災発生時の消火活動に関連する行為 など
	保存に及ぼす影響が軽微である場合 文化財保護法 (第125条但し書き)	・日常の維持管理に伴う行為	・掘削を伴わない山林、田畑の管理行為 ・清掃、草刈り、除草等の日常管理 ・立木の剪定や枝払いなどの日常管理 ・枯死して倒壊した樹木の撤去 ・園路等の維持管理に伴う補修、小修繕 ・小規模な凹み等への土砂補充 など

表 7.4 地区別現状変更等の取扱い基準

		地区区分					
		I-1	I-2	II-1	II-2	II-3	III
		特別史跡内					特別史跡外
		公有地			私有地		
		整備地	未整備地	宗教地	居住地	その他	私有地
現状変更の内容	発掘調査等の各種学術調査		<ul style="list-style-type: none"> 調査の目的が山田寺跡の保存、活用、整備、研究をおこなうために必要もしくは寄与するもので、遺構の保存を前提として、必要最小限の範囲で認める 				<ul style="list-style-type: none"> 土木工事等をおこなう場合は文化財保護法第93・94条に基づき、着手日の60日前までに届出等を提出し、発掘調査等の必要性を判断する 山田寺跡の本質的価値に関わる遺構を確認した場合は、遺構の保護、追加指定等の保護措置を所有者と協議する
	史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為		<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為で、本計画書の方針や方向性に沿ったもので必要最小限の範囲で、また史跡景観に調和したのもののみ認める 				
	建築行為等	新築	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理、整備活用に関わるもの以外、原則認めない 				
		増改築	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理、整備活用に必要なもの以外認めない 	<ul style="list-style-type: none"> 原則認めない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その必要性や内容を検討した上で判断する 			
		除去	<ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響がないような手法を用いた場合に認める 				
	工作物の設置等	新築	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理、整備活用に必要なもの以外、原則認めない 				
		増改築	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用もしくは公益上必要なもので、変更の必要性が認められ、地下遺構や景観に影響のないものについて、材質や規格などを検討した上で認める 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構及び史跡景観に影響ないことを確認した場合に限り、認める 			
		除去	<ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響がないような手法を用いた場合に認める 				
	土地の形状の変更		<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の保護や整備などの保存活用、防災に関わるものを除き原則認めない 				
	道路や歩道等	新設・拡幅	<ul style="list-style-type: none"> 保存活用上必要なものを除き原則認めない 	—			
		補修等	<ul style="list-style-type: none"> 既存道路の舗装・修繕で掘削等が伴わないもののみ認める 	—			
	樹木等	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 保存活用に伴うもの以外は認めない 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構及び史跡景観に影響ないことを確認した場合に限り認める 			
		伐採・伐根	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の景観や保存管理に影響を及ぼす樹木等については、地下遺構に影響がないことを確認した上で判断する 				
その他公益上必要な地下埋設物の設置、改修・撤去等		<ul style="list-style-type: none"> 保存活用に伴うもの、公益上必要なものに限り、地下遺構に影響がないことを確認した場合に認める 					

8 活用

8-1 活用の方向性

<活用の方針>

- ・山田寺跡の歴史的価値を学ぶことで、地域住民の郷土愛を育み、愛される遺跡を目指すとともに、その魅力を積極的に発信し、来訪者が憩い学ぶ場とします。

特別史跡山田寺跡の本質的価値を広く理解してもらうため、これからの活用の方向性を以下のように設定します。

- ・山田寺跡の特性を活かした学習の場を提供し、歴史や自然を学習するとともに郷土愛を育む場としての活用を推進します。
- ・イベント等を通じた交流の場の一つとして山田寺跡を活用することで、地域の魅力を高め、愛される遺跡となることを目指します。
- ・Web やパンフレットを活用し、山田寺跡の価値や魅力を積極的に発信します。
- ・ガイダンス施設としての飛鳥資料館を中心に、他の既存施設との連携による新たな活用の展開を検討します。
- ・山田道を通じてつながる磐余・阿倍地域にある歴史文化資産や周辺の観光施設等と連携した活用を検討し、地域の活性化に寄与することを目指します。
- ・「飛鳥・藤原」の関連資産とともに世界遺産登録に向けた取り組みを推進し、行政単位にとられない広域的な活用を目指します。

8-2 活用の方法

(1) 教育における活用

1) 学校教育における活用

- ・地元校区の小学校をはじめとし、市内の小中学校と連携し、郷土学習・校外学習の一環として山田寺跡の活用を図ります。学校での出前授業及び山田寺跡や飛鳥資料館での現地学習の利用を積極的に働きかけます。また、山田寺跡を学ぶことをきっかけに桜井市の歴史を学習し、郷土愛を育み豊かな文化を創造する人間の育成を図ります。
- ・教職員に向けた研修や資料提供などを通して、学習に取り入れやすくなるような支援をおこないます。また、相互に協力しながらそれぞれの年齢に適した学習プログラムの開発に取り組みます。
- ・「飛鳥・藤原」に関する講演会の実施や学校教育の場で活用できる副読本の作成等を通して、世界遺産としての価値を知ってもらう機会を増やし、山田寺跡をはじめとする地域の歴史や新たな魅力を伝えていきます。

2) 社会教育における活用

- ・社会教育課と連携し、市民に向けた企画や情報の発信に努めます。既に実施されている生涯学習講座をはじめ、山田寺跡での現地説明や飛鳥資料館での展示見学を通して市民の学びを支援します。
- ・遺跡の保存活用を適切に実施するためには、地域住民の参加協力が不可欠です。維持管理や調査への市民参加を促すとともに、ボランティアガイドへの研修を実施することによって、遺跡ガイドやイベントの補助を担う新たな人材の育成に努めます。
- ・近隣自治体と連携・協力し、「飛鳥・藤原」の世界遺産をはじめとする地域の歴史を学ぶ機会を増やします。
- ・幅広い世代が容易に史跡の魅力を理解できるように、山田寺跡の価値を伝える啓発グッズを充実させていきます。



図 8.1 銅板五尊像のぬりえ
飛鳥資料館 提供

(2) 地域における活用

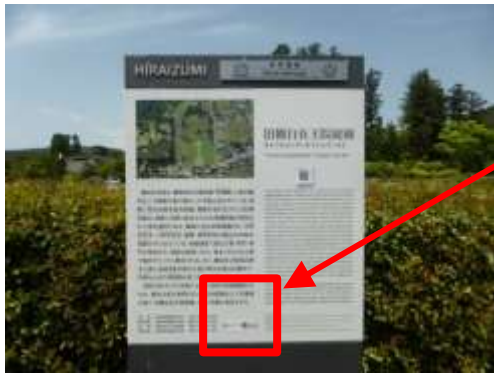
- ・史跡を守り後世に伝えていくためには、行政だけでなく、周辺に暮らす地域住民や市民との連携が不可欠です。地域住民や市民を対象とした講座を実施することで山田寺跡への理解や愛着の醸成を促し、山田寺跡の価値を理解し発信できる人材の育成に努めます。地域住民の積極的な参加を促し、行政と地域が一体となって遺跡の価値や魅力を発信していきます。
- ・各種団体及び地域の人々に交流の場として山田寺跡の活用を促進します。地域の行事やイベントで遺跡が活用されることを通して、歴史文化資産であるとともに、地域に愛される身近な憩いの場となることを目指します。現状変更を伴わないことを前提に、例えば、散策やボール遊びなどの日常的な利用に加え、各種団体による朝市やコンサート、その他広大な空間を活かしたイベント利用などを促すことで、活用の幅を広げていきます。また、伽藍地のライトアップなど、史跡を利用する人々のすそ野をひろげていくようなイベントの開催も企画していきます。



図 8.2 遺跡の活用事例
凧あげイベント (奈良市 平城宮跡)

(3) 活用のための情報発信

- ・山田寺跡独自のホームページや SNS の開設や、解説・案内パンフレットの作成など、独自の情報発信ツールの充実を図ります。
- ・世界遺産登録に向けた活動を通し、山田寺跡の魅力を国外にも発信することにより国外からの来訪者も増加することが考えられます。そのため、ホームページやパンフレット、解説板等による山田寺跡の情報発信については、多言語化を前提に取り組みます。



(参考)
 二次元コードを使った翻訳サービスの活用例
 メーカーWeb サイト
 (https://jp.qrtranslator.com/) より

図 8.3 解説板の多言語化のイメージ (平泉町 観自在王院跡)

(4) 飛鳥資料館と連携した活用

- ・特別史跡山田寺跡のガイダンス施設としての役割を持つ飛鳥資料館と桜井市が連携し、相互に情報発信すること、また歴史講座や遺跡の案内などのイベントを共催して実施することにより、現地の見学と資料館の展示見学をセットにした活用の機会を増やしていきます。
- ・具体的には、飛鳥資料館では、資料館来訪者への解説パンフレットや周辺散策マップ等の配布などを通して、山田寺跡への誘導をおこないます。同時に、山田寺跡においても飛鳥資料館へのルート案内板の設置やパンフレット類の配布などによって相互に PR をおこない、認知度の向上や利用の促進を図ります。



図 8.4 ポスト形式による現地でのパンフレットの配布 (桜井市 纏向遺跡)

(5) 観光における活用

- ・山田寺跡の価値や魅力について、歴史的、文化的、地域的に関連のある他の文化財と連携した一体的な活用を推進することで、その価値をさらにわかりやすく伝えることを目指します。

1) 周辺施設や自治体等との連携による活用の推進

- ・山田道を通じてつながる磐余・阿倍地域にある歴史文化資産との一体的活用を推進するため、周辺の遺跡等の周遊に活用できるマップ・パンフレットの作成、周遊コースの提案・PR、コース上の案内板の設置等を通じて、観光資源としての価値を強化する取り組みを推進します。
- ・周辺の展示施設や近隣の飲食・宿泊施設等に山田寺跡のパンフレットなどを配布して相互に PR をおこなうとともに、各施設と連携した散策モデルコースの作成や案内、相互に連携した情報発信など、周辺地域の資源や魅力を活かした新たな活用を検討・展開します。

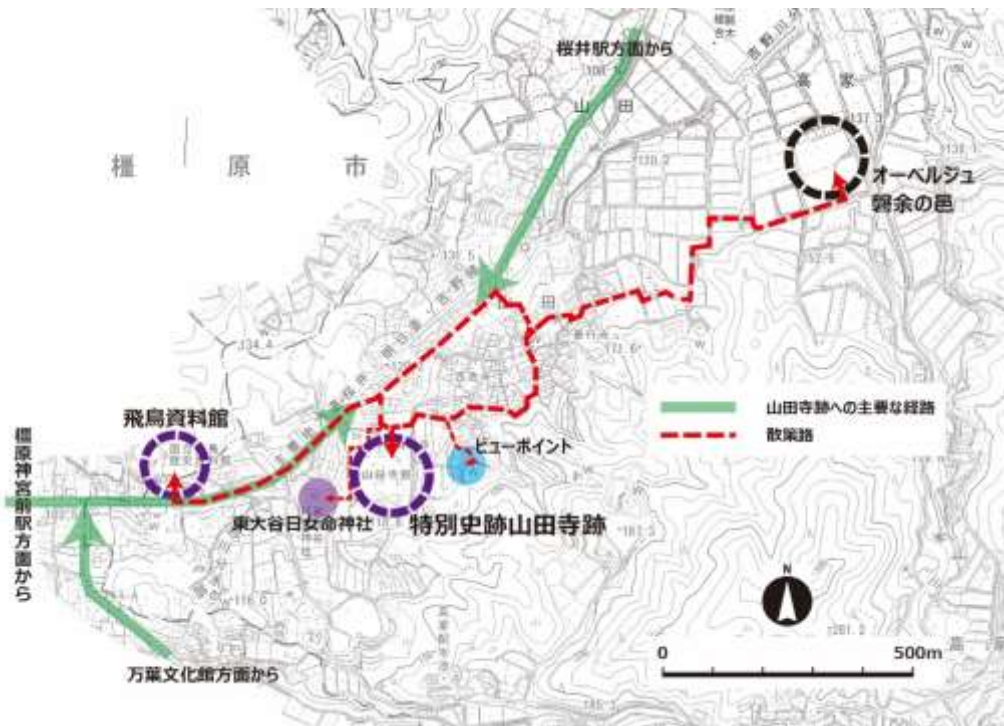


図 8.5 周辺活用のイメージ

- ・世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会を構成する明日香村や橿原市等の周辺自治体とも密接な連携をとりながら、飛鳥・藤原としての広域的なパンフレットの作成や周遊観光コースの開発など、飛鳥・藤原の歴史遺産とのネットワークづくりや多方面からのアクセスの確保、共同の広報活動の展開等により、行政単位にとらわれない一体的活用を推進します。



図 8.6 ショッピングセンターでの PR 活動
(世界遺産登録推進協議会)



図 8.7 神武祭（橿原市）パレードでの PR 活動
(世界遺産登録推進協議会)

2) 山田寺跡の魅力の向上

- ・山田寺跡では市外や県外からの来訪者も多くみられることから、山田寺跡が持つ価値や魅力を広く発信していく必要があります。山田寺の本質的価値を多数の人々に伝えるため、説明板や解説・案内パンフレット、SNS などのメディアを活用していきます。また、ICT 技術を取り入れた現地での情報提供、AR・VR 等の映像を使った解説・案内をおこなう仕組みを構築します。
- ・飛鳥方面への眺望や伽藍配置が一望できる山田寺跡の景観を、山田寺跡の新たな魅力として積極的に PR するなど、新規の来訪者の獲得に努めます。

9 整備

9-1 整備の方向性

<整備の方針>

- ・現在の良好な環境や整備状況を維持しつつ、山田寺跡の価値をわかりやすく伝え、活用しやすい遺跡を目指します。

山田寺跡では、公有化された伽藍地の大部分やその周辺では、文化庁によって史跡整備がおこなわれました。当初の目標が達成できていない部分もありますが、現状の整備状況は周辺の風土景観とも十分調和していると高く評価できることから、現在の良好な環境や整備状況を維持しつつ、さらに活用しやすくなるような整備を実施していきます。新たな施設や構造物の設置だけでなく、デジタル技術を利用した解説・案内にも積極的に取り組み、山田寺跡の価値をわかりやすく伝え、活用しやすい遺跡を目指していきます。これらのことに基づいて、整備の方向性を以下のように設定します。

- ・既存の史跡整備範囲について日常的な維持管理に努めるとともに、自然災害等で被害が生じた場合には、早期に復旧します。また、必要に応じて既存施設の更新をおこないます。
- ・未整備部分においては、史跡の適切な保存管理、また新たな活用を実現するために、必要な整備を検討します。
- ・山田寺跡の魅力を高め、新たな利用につなげるため、案内・解説の充実による「わかりやすい遺跡」を目指します。
- ・利用の快適さや活用しやすさを高める施設や、山田寺跡の新たな魅力づくりにつながる施設の整備を検討します。

9-2 整備の方法

(1) 既整備地

- ・基壇等の表示された伽藍地においては、周辺の風土景観と相まって良好な状況が保たれていることから、日常的な管理を継続して、現況を維持していきます。個々の遺構表示について経年による盛土流出など劣化が著しくみられた場合は、修繕などをおこないます。
- ・東面回廊の東側付近に見られる排水の不良箇所については、対策方法を検討し、必要な修繕を実施します。

(2) 未整備地

- ・自然災害により史跡のき損が生じた場合は、他の場所に拡大することを防ぐために、速やかに復旧、保全するための処置を実施していきます。
- ・伽藍地縁辺部の未整備地においては、自然災害等により史跡のき損が予見される箇所の把握に努め、維持管理上必要な法面の保護や整地などの予防的措置を検討します。

- ・現山田寺の本堂周辺は山田寺の講堂跡であり、講堂の礎石が露出しています。現状は比較的良好な状態が維持されていますが、将来的に劣化が進むことが予想されることから、所有者と協議しながら、適切な保存方法を検討します。

(3) 案内・解説・展示及び情報発信のための施設

- ・伽藍地縁辺部の未整備部分については、学術的な調査などにより新たな知見が得られた段階で遺構の表現方法を検討します。また、講堂跡については、所有者と協議しながら、整備の方向性を検討していきます。
- ・既存の遺構表示で説明板が設置されていない箇所について、説明板等の設置を検討します。新たな説明板等を設置する際には、景観の支障とならない配置や形状を採用します。
- ・遺構の価値や遺構表示の意図を来訪者に伝えるため、史跡地内の説明板（既設・新設とも）について、多言語化を含む情報の提供手法を検討します。具体的には、二次元コードを使って Web サイトからの情報提供をおこなうことにより、現地で情報を受け取ることができるとともに、情報の更新なども容易となるものと考えられます。
- ・伽藍地の往時の姿や発掘調査時の状況等を来訪者に分かりやすく伝え、山田寺跡の歴史を体感していただくため、AR・VR 等の映像技術を活かした解説・案内を検討します。具体的には、スマートフォンやタブレットなどの端末と GPS を連動させることで、復元画像等を通じて往時の寺院の様子を体感できる仕組みを検討します。
- ・山田寺跡の眺望景観などの見どころ紹介や動線（散策ルート）の情報を提供するために説明板（全体マップ）の設置を検討します。また、ドローン撮影による空撮映像や動画を活用することによって、遺跡の全体像を来訪者に情報発信していきます。



(現況表示)



(AR 表示)

図 9.1 AR による遺構の表示事例（向日市 長岡宮跡）

(4) 便益・管理のための施設

- ・案内広場にある縁台など既存の便益施設について、経年的な劣化が著しくみられた場合は、適宜更新を実施します。
- ・利用しやすく滞在しやすい史跡とするため、来訪者の快適な利用につながるトイレや日陰を提供する休憩施設等の設置も必要です。設置位置については、山田寺跡への主要なアクセスとなる史跡区域北側での整備を想定しています。また、伽藍地と周囲の景観への良好な眺望が楽しめる個所において、簡易なあずまややベンチ等を備えた展望広場の整備を検討します。

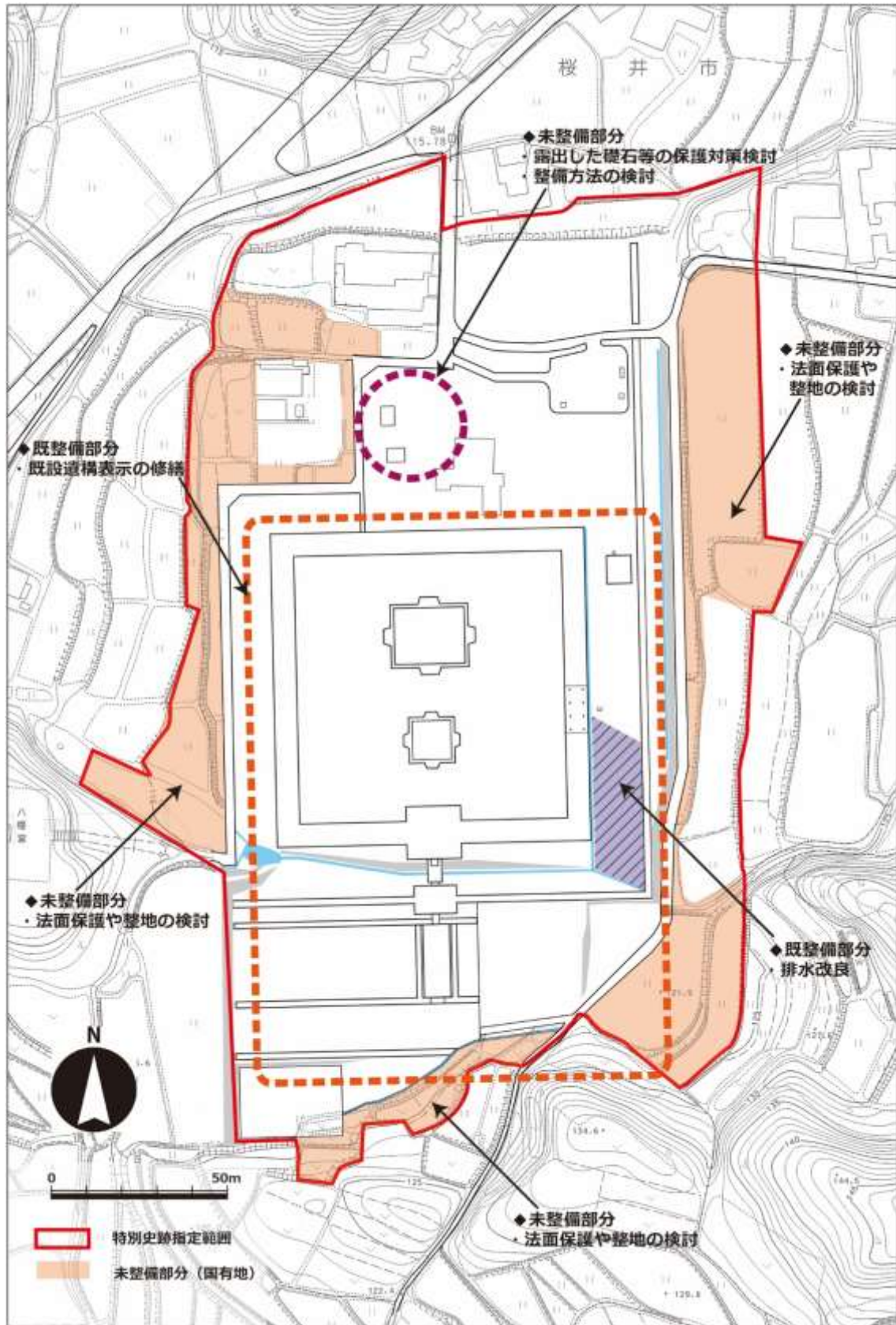


図 9.2 保存のための整備のイメージ

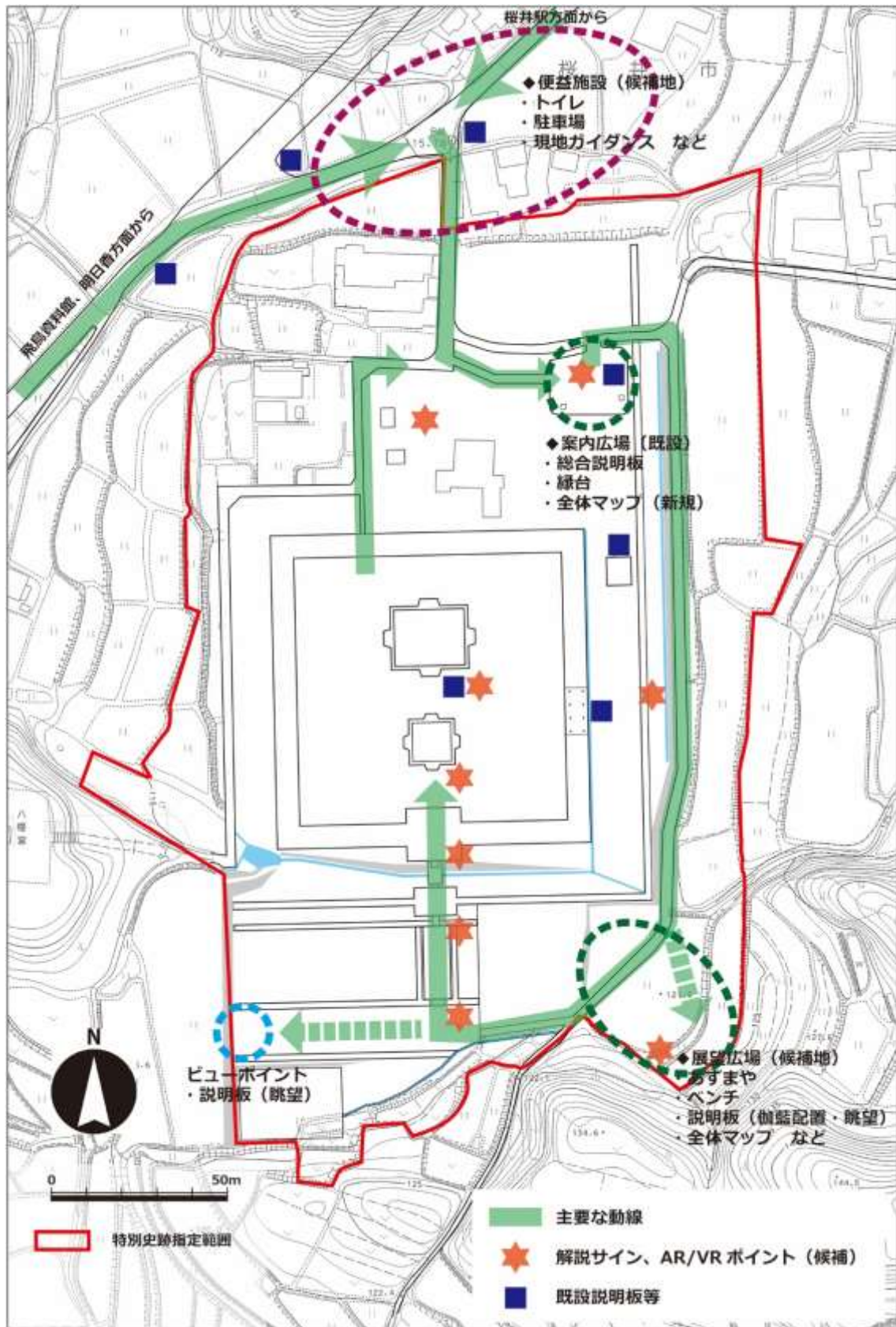


図 9.3 活用のための整備のイメージ

10 調査・研究

10-1 調査・研究の方向性

<調査・研究の方針>

- ・調査研究を継続し、山田寺跡の価値を再発見するとともにその価値の発信に努めます。

特別史跡山田寺跡では、史跡範囲の約 1/3 の面積で発掘調査がおこなわれ、伽藍の中心部についてはその全容がほぼ明らかにされています。一方、回廊外側の建物跡の遺構や山田寺跡下層にある寺院造営前の邸宅跡、伽藍地の東側や北側などに想定される寺院に付属する関連施設群、山田寺につながる山田道のルートなどは部分的な確認にとどまっており、今後の調査・研究による解明が望まれます。

このような現況及び課題を踏まえ、これからの調査・研究の方向性を以下のように設定します。

- ・史跡指定地及びその周辺で遺構に影響を与える可能性のある行為がおこなわれる際には、発掘調査や立会調査をおこない、遺跡の保護に努めます。
- ・発掘調査だけでなく、多様な手法や新しい視点で山田寺跡や出土遺物を研究し、その成果を蓄積していきます。
- ・山田寺跡の調査研究に関連するさまざまな研究分野が協業し、学際的研究を推進していくことで、史跡の価値や魅力の発見、情報発信をしていきます。
- ・調査研究により得られた成果の情報発信に努めます。

10-2 調査・研究の方法

(1) 調査・研究の継続

- ・史跡指定地内における現状変更及びその周辺の土木工事に際し、発掘調査や立会を実施し、遺跡の保護に努めるとともに、新たな知見を蓄積していきます。
- ・山田寺跡の未確認の遺構を調査するため、地中レーダー探査等の様々な手法による調査の実施を検討します。また、既存の調査成果や出土遺物、関連する文化財についても、最新の研究方法や異なった視点による研究を進めます。山田寺跡の調査研究は、これまで調査研究を担ってきた奈良文化財



図 10.1 藤田美術館所蔵の山田寺金堂礎石の調査風景

研究所を中心に、奈良県、桜井市などの行政機関、大学等の研究機関等と連携しながら実施していきます。山田寺跡の調査研究の蓄積、関連遺物等の資料化を進め、山田寺跡の価値の補強を図るとともに新たな魅力を見出すことを目指します。



図 10.2 北村美術館所蔵の山田寺回廊礎石の3Dモデル

(2) 様々な学問分野での連携、学際的研究活動の推進

- ・山田寺跡に関する資料は、文献史学、考古学、建築史、美術史、仏教史等の幅広い分野の発展に大きな貢献を果たしました。また、膨大な出土木材は高分子ポリエチレングリコールで保存処理がおこなわれ、保存科学の分野の発展にも寄与しています。今後も各分野での個別研究や複数の分野での学際的な研究を推進し、その研究成果を通して、山田寺跡の価値や魅力を発信していきます。

- ・飛鳥資料館での東面回廊の立体再現展示は、重量を担う構造体を別に鉄骨でつくり、そこに保存処理をほどこした出土部材を組み込むという方法が採用され、出土遺物の展示のあり方に新しい手法をもたらしました。

また、現地では遺跡整備をおこない、遺跡整備や活用のあり方を体現しています。今後も、文化財の総合的研究機関である奈良文化財研究所を中心に、奈良県、桜井市が一体となって、遺跡のあるべき姿を模索し、時代に応じた新しい切り口で、史跡整備や展示手法について山田寺跡から考えていきます。



図 10.3 東面回廊の展示風景
飛鳥資料館 提供

(3) 調査・研究成果の発信

- ・山田寺跡の調査研究活動を通して得られた知見や成果は、地域住民をはじめ広く一般に還元する必要があります。その方法は、発掘調査の現地説明会、調査報告書の刊行、資料館等での展示、講演会、インターネット等での公開などがあり、研究成果の内容やその対象により適切な方法を選択します。調査研究は、山田寺跡の保存活用を進めていく基礎となるため、積極的な情報発信に努めます。

1 1 管理運営・体制の整備

1 1 - 1 管理運営・体制の整備の方向性

<管理運営・体制整備の方針>

・文化庁や奈良県、桜井市をはじめとし、地域住民、周辺の関係機関と密接な連携をとりながら、保存・活用・整備・調査研究を適切におこない、かつ持続可能な体制を整えます。

山田寺跡の保存活用においては、多くの機関が関わり適切な保存活用が図られてきました。今後もこの体制を維持しそれぞれの役割を果たすとともに、円滑に保存活用計画を実施するために、以下のような方向性を設定します。

・山田寺跡の新たな保存活用の展開を実現するために、現体制の維持及び充実を図るとともに、地域住民や各種団体、周辺自治体との連携をとることによって、山田寺跡の保存活用を実施していきます。

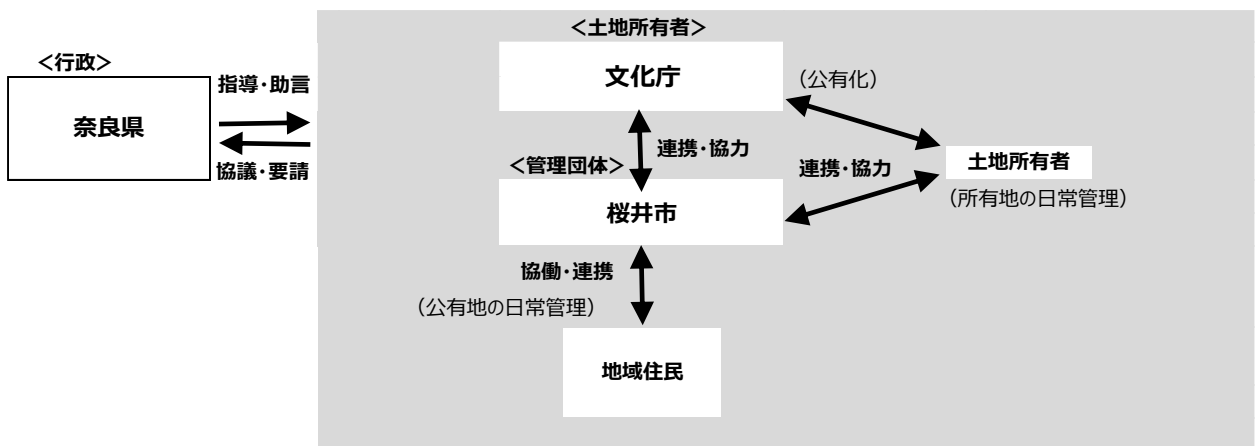


図 11.1 保存管理体制のイメージ

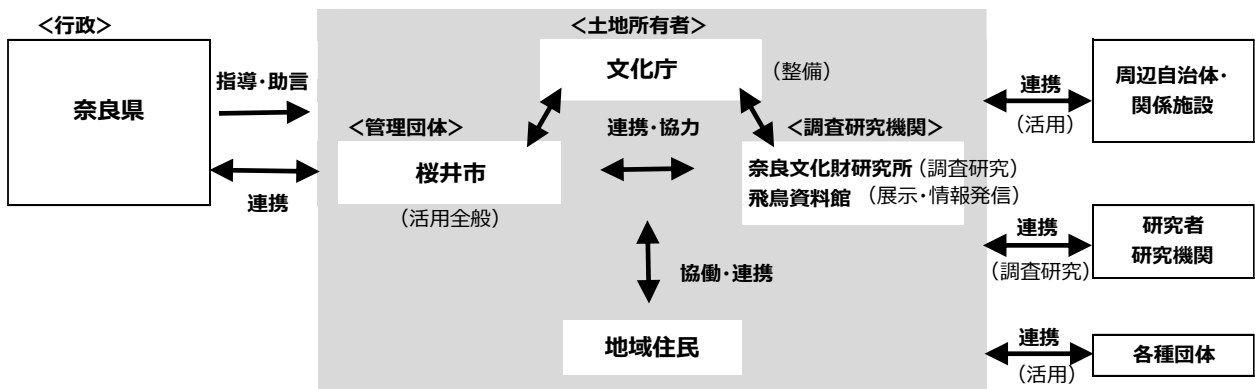


図 11.2 活用・整備・調査研究体制のイメージ

1 1 - 2 管理運営・体制の整備の方法

(1) 行政内及び各機関の連携や体制の充実

- ・山田寺跡の保存管理、活用にあたっては多くの機関が関わっており、本計画を共有し、事業などを推進していくための体制の構築が重要です。文化庁、奈良文化財研究所、飛鳥資料館、奈良県、桜井市の各機関が情報共有できる連絡調整会議等を定期的実施し、連携を強化していきます。
- ・桜井市は管理団体として適切な諸業務を遂行するために、職員の適切な配置等、体制の充実を図ります。
- ・山田寺跡は文化遺産であるとともに人々が多く訪れる緑豊かな場所でもあります。そういった点や周囲の土地利用状況から、文化財担当部局だけでなく、教育、観光、農林、土木等の関連する庁内関係部局と連絡調整会議を実施し、連携・情報共有を図っていきます。

(2) 地域の機運醸成、協働を促進する体制づくりへ

- ・これからの保存活用を図るために、地域住民をはじめ各種の市民団体などの参加、協力を促進するとともに、行政と地域住民が協働しながら山田寺跡の特徴を活かした地域活動の促進に努めます。特に維持管理を実施する地元区と定期的に連絡をおこない情報の共有に努めます。
- ・史跡の保護、活用に関わる人材の育成、活用団体の組織化などを推進し、行政と市民が協働で文化財を支えていく体制の構築を目指します。

(3) 広域的なネットワーク体制

- ・山田寺跡の魅力を広く発信していくためには、市域をこえた広域的な活用の強化が必要です。奈良県、橿原市、明日香村で構成する世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会、奈良県主導のもと、奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、橿原市教育委員会、明日香村教育委員会および桜井市を加えた5機関担当者による「飛鳥・藤原京五者会議」などの既存の枠組みを引き続き利用しながら、周辺自治体とともに連携を強化し、山田寺跡や関連する他の資産とともに一体的な保存活用に取り組んでいきます。
- ・ガイダンス施設の役割を果たす飛鳥資料館や桜井市内の文化財を展示する桜井市立埋蔵文化財センターを中心として、近隣市村における文化施設と連携しながら、情報発信をおこなう体制の強化に努めていきます。

1 2 実施計画

7～10 で挙げた保存管理・活用・整備・調査研究の方向性を具体化するため、各分野の実施内容を以下にまとめ、各項目の実施計画を表 12.1 にまとめて示します。概ね5年以内を実施する事業を短期、10年以内の実施を目標とするものを中期、それ以降の将来的な実施を目指すものを長期計画としてまとめています。随時対応しなければいけないものには実施期間はさだめていません。

(1) 保存管理

- ・保存管理においては、本計画の管理方針をもとに遺跡の保護に努め、日常管理などの現状の取り組みを着実に実行し継続していきます。
- ・史跡地の拡大については調査成果により検討し、公有化についても所有者の意向を踏まえながら随時対応していきます。

(2) 活用

- ・学校教育や社会教育分野においては現在の取り組みを見直し、内容を充実させたくうえで積極的に実施することを短期的な計画としてすすめる中で、地域との連携を深め、中期的な目標として具体的な行事やイベントの実施につなげ山田寺の幅広い活用のあり方を模索していくことを目指します。
- ・観光面においては、世界遺産登録を進めていく中で、近隣市町村と行政単位を超えた広域的な取り組みを迅速におこない、周辺文化財との一体的な活用を目指していき、来訪者の増加につなげます。

(3) 整備

- ・現状の整備状況が評価できることから、現在の姿を維持することを優先し、劣化が認められた場合は、速やかに修繕します。
- ・その上で、山田寺跡の魅力を高めるため、未整備地の整備や追加整備などについて、文化庁が中心となって検討し、将来に向けての整備計画を策定する必要があります。計画の策定には新たな調査成果の蓄積が必要なことから、計画策定は中期の目標とし、追加整備や施設整備の実施は長期の取り組みとなります。
- ・自然災害の予防や史跡景観への配慮の観点から、未整備地などにおいて仮整備を検討する必要があります。対象とする場所の状況を把握し、方法や優先順を検討した上で、随時実施していく必要があります。
- ・将来的な整備のあり方を検討する間、史跡のさらなる活用に供するため、桜井市が中心となって、AR・VRなどのデジタルコンテンツの整備を短期の取り組みとして実施します。

(4) 調査研究

- ・調査研究については、現状の取り組みを確実に実施し、遺跡の保護や資料の蓄積に取り組みます。調査成果は速やかに公表し、活用につなげていきます。

表 12.1 施策の実施計画

項目		取り組み内容	短期 5年 以内	中期 10年 以内	長期
保存管理	周辺環境や景観の保全	・現行法規の適切な執行	取り組みの継続、強化		
	日常管理	・地域住民との協働			
	自然災害への対策	・き損場所の把握及び修復(→整備)	必要に応じて随時対応する		
	追加指定	・調査経過の内容により追加指定			
	公有化	・所有者の状況に応じて対応			
活用	学校教育	・出前授業の利用促進、地域学習の場としての山田寺跡・飛鳥資料館への来訪の促進 ・教職員への研修等の支援、学習プログラムの開発 ・「飛鳥・藤原」の講演会や副読本を通して地域の歴史や魅力を伝える	計画 ・ 実施	取り組みの継続、強化	
	社会教育	・市民に向けた企画や情報発信の展開(社会教育課との連携) ・市民活動と連携したボランティアガイドの育成 ・近隣自治体と連携して地域の歴史を学ぶ機会の提供 ・山田寺跡の価値を伝える啓発グッズ等の開発	計画 ・ 実施	取り組みの継続、強化	
	地域における活用	・周辺住民を対象とした講座等の実施による地域住民の参加促進	計画・ 実施	取り組みの継続、強化	
		・イベント開催などによる交流の場としての活用を促進	検討	実施	継続
	情報発信	・Webサイトやパンフレットなど独自の情報発信ツールの作成 ・世界遺産登録を念頭に、説明板を含む情報発信の多言語化	検討	実施	継続
	飛鳥資料館と連携した活用	・飛鳥資料館と桜井市との相互の情報発信により、展示見学と遺跡見学をセットにした利用の促進 ・案内板の設置、マップやパンフレットを使った相互PRによる来訪者の誘導や利用の促進	計画 ・ 実施	取り組みの継続、強化	
	観光における活用	・市内(磐余・阿倍地域)の歴史文化資産と連携した周遊利用の促進	計画・ 実施	継続	
		・近隣の施設など周辺地域の資源や魅力を活かした新たな活用を検討	検討	実施	継続
		・周辺自治体との連携による「飛鳥・藤原」の構成要素とのネットワークづくりや広報活動など、行政単位にとらわれない一体的活用の推進	計画・ 実施	取り組みの継続、強化	
		・眺望景観などを新たな魅力としてPRし新たな来訪者を獲得 ・メディアを活用した情報発信の充実 ・ICTによる現地での情報提供	計画・ 実施	取り組みの継続、強化	

整備	保存のための整備	・(既整備地)既設遺構表示の修繕	随時			
		・(既整備地)排水不良個所の改善	場所の把握	実施		
		・(未整備地)自然災害でき損が生じた場合は速やかに復旧	速やかに復旧			
		・(未整備地)伽藍地縁辺部について、法面保護や整地などの予防的措置を検討	必要場所の把握	方法を検討した上で実施		
		・(未整備地)講堂跡に露出している礎石等の保存整備方法の検討	所有者と協議	方法を検討した上で実施		
	活用のための整備	・未整備部分では新たな知見が得られた段階で遺構の表現方法を検討		検討	実施	
		・説明板未設置の遺構への説明板等の新設		検討	実施	
		・説明板について、多言語化を含む情報提供手法の検討	計画・実施	追加	見直し	
		・AR・VRを活用した解説・案内の導入	計画・実施	運用・改良	見直し	
		・経年劣化のみられる既存施設の更新	随時			
		・便益施設(トイレ、駐車場等)の設置		計画	実施	
		・便益施設(あずまや、ベンチ等)の設置		計画	実施	
		・全体説明板(マップ)の設置		計画	実施	
	調査研究	調査・研究の継続	・土木工事に伴う調査等による遺跡の保護と知見の蓄積 ・地中レーダー等のさまざまな手法による調査の実施を検討	方法を検討した上で実施、資料の蓄積		継続
		学問分野の連携及び学際的研究活動の推進	・研究機関と連携した調査研究の継続 ・研究成果を通じた山田寺跡の価値や魅力の発信			
調査研究成果の発信		・多様な方法による積極的な情報発信	成果に合わせて随時発信		継続	

13 経過観察

史跡の適切な保存活用は、一時的なものではなく、将来にわたり継続して取り組む必要があることから定期的な経過観察や内容の評価をおこなう必要があります。

この観察と評価を定期的実施することは、当初の理念に立ち返って現況の把握、分析、問題点を改善していくことにつながるだけでなく、計画実施に際し様々な視点からの修正・改善にも有効であり、将来の保存活用計画の見直しに活用することとなります。計画の策定→計画の実施→経過観察→計画の見直しというサイクルで、山田寺跡の保存活用の適正化と高度化を進めます。

なお、それぞれの項目を実施する役割分担に基づいて、経過観察の結果を情報共有するとともに、その実施状況の把握をおこないます。

項目		取り組み内容及び点検項目	取組状況		
			未取組	計画中	取組済
保存 管理	史跡の保護、周辺環境 や景観の保全	・現行法規に伴う申請や届出の把握と現 地確認	1	2	3
	日常管理	・草刈りや見回りの適切な実施	1	2	3
	自然災害への対策	・き損場所の把握及び修復（見回り等によ る現地状況の把握）	1	2	3
	追加指定	・調査経過の内容により追加指定	1	2	3
	公有化	・所有者の状況に応じて対応（国有化の 進捗状況の把握）	1	2	3
活用	学校教育	・出前授業、山田寺跡・飛鳥資料館への 来訪など	1	2	3
		・教職員への研修等の支援の実施	1	2	3
		・「飛鳥・藤原」講演会や副読本による地 域の歴史や魅力の発信	1	2	3
	社会教育	・市民に向けた企画や情報発信の展開	1	2	3
		・市民活動と連携したボランティアガイドの 育成	1	2	3
		・近隣自治体と連携した地域の歴史を学 ぶ機会の提供	1	2	3
		・山田寺跡の価値を伝える啓発グッズ等 の開発	1	2	3
	地域における活用	・周辺住民を対象とした講座等の実施	1	2	3
		・イベント開催等による交流の場としての 活用促進	1	2	3
	情報発信	・Web サイトやパンフレットなど独自の情 報発信ツールの作成	1	2	3
・説明板を含む情報発信の多言語化		1	2	3	

	飛鳥資料館と連携した活用	・飛鳥資料館と桜井市との相互の情報発信やイベントの共催など	1	2	3
		・案内板の設置、マップやパンフレットを使った相互PRによる来訪者の誘導など	1	2	3
	観光における活用	・桜井市内の歴史文化資産と連携した周遊利用の促進	1	2	3
		・近隣の施設など周辺地域の資源や魅力を活かした新たな活用の検討	1	2	3
		・「飛鳥・藤原」の構成要素とのネットワークづくりや広報活動など、行政単位にとられない一体的活用の促進	1	2	3
		・眺望景観などを新たな魅力としてPRし新たな来訪者を獲得	1	2	3
	・メディアを活用した情報発信の充実 ・ICTによる現地での情報提供	1	2	3	
整備	保存のための整備	・既設遺構表示の修繕	1	2	3
		・排水不良個所の改善	1	2	3
		・自然災害で生じたき損の速やかな復旧	1	2	3
		・伽藍地縁辺部における予防的な防災措置の検討	1	2	3
		・講堂跡に露出している礎石等の保存整備方法の検討	1	2	3
	活用のための整備	・未整備部分では新たな知見が得られた段階で遺構の表現方法を検討	1	2	3
		・説明板未設置の遺構表示へ説明板等を新設	1	2	3
		・説明板の多言語化を含む情報提供手法の検討	1	2	3
		・AR・VRを活用した解説・案内の導入	1	2	3
		・経年劣化のみられる既存施設の更新	1	2	3
		・便益施設(トイレ、駐車場等)の設置	1	2	3
		・便益施設(あずまや、ベンチ等)の設置	1	2	3
		・全体説明板(マップ)の設置	1	2	3
	調査研究	調査・研究の継続	・土木工事に伴う調査等の実施 ・未確認遺構の範囲確認調査	1	2
学際的研究活動の推進		・研究機関と連携した調査研究実施 ・研究成果を通じた山田寺跡の価値や魅力の発信	1	2	3
調査研究成果の発信		・調査研究成果の積極的な情報発信(報告書の刊行、現地説明会、企画展示等)	1	2	3

主な参考文献

(第1章)

- ・桜井市 2012『桜井市観光基本計画～観光・産業創造都市の実現に向けて～』
- ・桜井市 2012『桜井市景観計画～大和青垣に抱かれた美しき記紀・万葉のふるさと 桜井』
- ・桜井市 2015『桜井市歴史文化基本構想 - 大和しよし 日本の国のふるさと桜井 - 』
- ・桜井市 ・桜井市教育委員会 2016『桜井市教育大綱』
- ・桜井市 2017『第二次桜井市環境基本計画 自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと 桜井』
- ・桜井市教育委員会 2021『さくらの教育 - 令和3年度桜井市教育方針 - 』
- ・桜井市 2021『第6次桜井市総合計画 はじまりの地から未来へ 歴史と自然がいきづく万葉のふるさと 桜井』
- ・桜井市 2021『第2期桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略 はじまりの地から未来へ 歴史と自然がいきづく万葉のふるさと 桜井』
- ・桜井市 2021『桜井市都市計画マスタープラン (都市計画に関する基本的な方針)』
- ・奈良県 2021『奈良県文化財保存活用大綱』

(第2章)

〔発掘調査報告書〕

- ・桜井市 1970『安倍寺跡-昭和42年度調査概要-』桜井市
 - ・桜井市 1970『安倍寺跡環境整備事業報告-発掘調査報告書-』桜井市
 - ・桜井町史編纂委員会編 1957『桜井町史 続』桜井市
 - ・石野博信・関川向功 1976『纏向 奈良県桜井市纏向遺跡の調査』桜井市教育委員会
 - ・桜井市史編纂委員会編 1979『桜井市史』桜井市
 - ・石野博信・萩原儀征 1987『大福遺跡 大福小学校地区発掘調査概報』桜井市教育委員会
 - ・清水眞一 1989『奈良県桜井市 阿部丘陵遺跡群 桜井南部特定土地区画整理事業にかかわる埋蔵文化財発掘調査報告書』桜井市 教育委員会
 - ・奈良県教育委員会 1989『重要文化財大神神社摂社大直禰子神社社殿修理工事報告書』奈良県教育委員会
 - ・橋本輝彦 1997「上之庄遺跡第4次発掘調査の概要」『平成8年度 奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』奈良県内市町村埋蔵文化財技術担当者連絡協議会
 - ・寺沢薫 他 2002『箸墓古墳周辺の調査』奈良県文化財調査報告書第89集 奈良県立橿原考古学研究所
 - ・村上薫史 2002『磐余遺跡群発掘調査概報Ⅰ-小立古墳・八重ヶ谷古墳群の調査-』桜井市内埋蔵文化財 2001年度発掘調査報告書4(財) 桜井市文化財協会
 - ・松宮昌樹 2002『磐余遺跡群発掘調査概報Ⅱ-御屋敷・前田地区の調査-』桜井市内埋蔵文化財 2001年度発掘調査報告書5(財) 桜井市文化財協会
 - ・小澤毅 他 2003『吉備池廃寺発掘調査報告書-百済大寺跡の調査-』奈良文化財研究所創立50周年記念学報第68冊 奈良文化財研究所
 - ・丹羽恵二 2005「忍坂遺跡第4次調査」『平成16年度国庫補助による発掘調査報告書』第26集 桜井市教育委員会
 - ・西光慎治 2006「王陵の地域史研究～飛鳥地域の終末期古墳測量調査Ⅰ～」『明日香村文化財研究紀要』第5号 明日香村教育委員会
 - ・丹羽恵二・橋爪朝子 2007『桜井市 国史跡珠城山古墳-第4・5次調査及び史跡整備報告書-』桜井市教育委員会
 - ・福辻淳 2007『桜井公園遺跡群』桜井市内埋蔵文化財 2002年度発掘調査報告書4(財) 桜井市文化財協会
 - ・橋本輝彦 2009『奈良県桜井市 纏向遺跡発掘調査報告書2-メクリ地区における古墳時代時期墳墓群の調査』桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書第22集 桜井市教育委員会
 - ・石野博信 他 2012『史跡纏向石塚古墳 発掘調査報告書』桜井市教育委員会
 - ・森暢郎 2013「談山神社・妙楽寺跡第1次調査」『平成23年度国庫補助による発掘調査報告書』第39集 桜井市教育委員会
 - ・福辻淳 他 2015『茅原大墓古墳 第1次～第6次発掘調査報告』第43集 桜井市教育委員会
 - ・橋本輝彦・奥田尚・奥山誠義 2018『赤坂天王山古墳群の研究-測量調査報告-』第1冊 公益財団法人桜井市文化財協会
 - ・磯城・磐余の諸宮調査会 2019『奈良県桜井市 脇本遺跡の調査』磯城・磐余の諸宮調査会
- 〔図録〕
- ・中村利光 2004『城島遺跡-これまでの調査とその成果-』桜井市立埋蔵文化財センター展示解説書 第35冊
 - ・丸山香代・丹羽恵二 2012『阿倍氏～桜井の古代氏族～』桜井市立埋蔵文化財センター展示解説書 第39冊
 - ・中村利光・武田雄志・西村知浩 2017『桜井の歴史を作った七人の人々』桜井市立埋蔵文化財センター展示解説書 第43冊

〔その他〕

- ・桜井市立埋蔵文化財センター2003『磐余の遺跡探訪』
- ・中村利光・木場佳子・丹羽恵二 2010『桜井の横穴式石室を訪ねて』（公財）桜井市文化財協会
- ・奈良県教育委員会 2010『奈良県遺跡地図』
- ・石野博信編 2011『大和・纏向遺跡 第三版』学生社
- ・桜井市立埋蔵文化財センター2014『纏向へ行こう！－初期ヤマト政権発祥の地を歩く－』
- ・桜井市立埋蔵文化財センター2014『三輪山を仰いで－三輪山西麓の文化財－』
- ・桜井市立埋蔵文化財センター2014『大福遺跡を歩くII』
- ・奈良県 2021『奈良県中近世城跡調査報告書』奈良県

（第3章）

〔調査報告書〕

- ・橋本輝彦 2001「山田寺跡第12次発掘調査報告」『平成13年度国庫補助による発掘調査報告書』第23集 桜井市教育委員会
 - ・奈良文化財研究所 2002『山田寺発掘調査報告』奈良文化財研究所学報第63冊 奈良文化財研究所
 - ・奈良文化財研究所 2006『奈良文化財研究所紀要 2006』奈良文化財研究所
 - ・山本 亮 2017「山田寺北面大垣の調査－第188－8次・11次」『奈良文化財研究所紀要 2017』奈良文化財研究所
 - ・廣瀬覚ほか 2018「山田寺北面大垣の調査－第188－11次」『奈良文化財研究所紀要 2018』奈良文化財研究所
- 〔整備〕
- ・上垣内茂樹 1998「山田寺跡整備工事」『奈良国立文化財研究所年報 1998 - I』奈良国立文化財研究所
 - ・小野健吉 2000「山田寺跡の整備」『奈良国立文化財研究所年報 2000 - I』奈良国立文化財研究所
 - ・奈良文化財研究所 2002「特別史跡山田寺跡の整備」『独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所概要 2001（分冊）』

〔図録〕

- ・飛鳥資料館 1981『山田寺展』飛鳥資料館図録第8冊
- ・飛鳥資料館 2007『奇偉荘殿 山田寺』飛鳥資料館図録第47冊

〔その他〕

- ・大脇潔 1991「山田寺跡」『図説 日本の史跡』第5巻・古代2 同朋社出版
- ・高橋健自 1904「古刹の遺址」『考古界』
- ・天沼俊一 1917「山田寺址」『奈良県史蹟勝地調査会報告書IV』奈良県
- ・上田三平 1928「山田寺址」『奈良県に於ける指定史跡』第2冊 内務省
- ・大脇潔 1997「古代寺院と寺辺の景観を復原する－その研究史と問題の所在」『摂河泉の古代寺院とその周辺』

第1回 摂河泉古代寺院フォーラム

- ・島田敏男・次山淳 2010「山田寺－その遺構と遺物」『日本の美術』至文堂
- ・奈良国立文化財研究所 1995『山田寺建築部材集成』奈文研資料第40冊
- ・奈良国立文化財研究所 1996『山田寺』飛鳥資料館カタログ第11冊、第二版改定 1997
- ・奈良国立文化財研究所 1997『山田寺東回廊再現』飛鳥資料館カタログ第12冊
- ・西川新次 1970「仏頭」『興福寺 二』奈良六大寺大観 第8巻 岩波書店
- ・高橋義雄 1988『萬象録 高橋箒庵日記 卷5』思文閣
- ・高橋箒庵『東都茶会記 五』熊倉功夫・原田茂弘 校注 1989 淡交社
- ・箱崎和久 2012『奇偉荘殿の白鳳寺院 山田寺』シリーズ「遺跡を学ぶ」85 新泉社
- ・廣瀬覚 2019「古代採石加工技術の諸相」『中世石工の考古学』高志書院

（第4章以降）

- ・奈良県磯城郡安倍尋常高等小学校 1938『安倍村の史蹟』
- ・奈良県立橿原考古学研究所編 1980『大和条里復元図』奈良県教育委員会
- ・桜井市教育委員会 2016『国のはじまりの地 わがまち桜井』

参考資料

1 条例・規則等

○桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画検討委員会要綱（令和2年4月施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、特別史跡山田寺跡を適正に保存管理しながら地域資源として活用し、地域の活性化に資する保存活用計画を検討するため設置する桜井市特別史跡山田寺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）について、桜井市附属機関設置条例（平成25年6月桜井市条例第8号）第2条の規定に基づき、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、特別史跡山田寺跡に関する次の事項について検討するものとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関する事項
- (2) その他保存活用計画策定のために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織する

- (1) 有識者
- (2) 地元関係者

2 委員は、満80歳を上限として、教育委員会が委嘱する。

3 委員会に、オブザーバーを若干名置くことができる。

（任期等）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で辞職した委員の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議の招集は、必要に応じて委員長が行なう。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

2 文化財保護法関連法令

○文化財保護法（抜粋）

発令 昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：令和3年4月23日号外法律第22号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的

を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつ

た場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。
(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でな

いと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第一百七条 都道府県の教育委員会は、第一百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金

額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物 (指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて

行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。))及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく

占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴取することができる。

第一百七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二百十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第八十八条及び第二十條で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及

ばず行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なのであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百零九条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三

項並びに第十三条から第二十条までの規定を準用する。

この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百零九条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二十條中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二十條中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

第三十三条の二 登録記念物の管理団体(前条において準用する第十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録記念物の名称及び所在地

二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の

保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十六号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

○文化財保護法施行令(抜粋)

発令 昭和50年9月9日政令第267号

最終改正平成31年3月30日号外政令第129号

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第百二十一条第二項(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及

ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するも

のみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまでに及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

○国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抜粋)

発令 : 昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号

最終改正 : 平成8年10月28日文部省告示第185号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する

る遺跡

五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

七 墳墓及び碑

八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

発令 昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号

最終改正：平成31年3月29日号外文化科学省令第7号

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の

地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

発令 : 昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号

最終改正: 平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は

写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)

発令 : 昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号

最終改正: 平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十 現状変更等の内容及び実施の方法
十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三 現状変更等に係る地域の地番
十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五 その他参考となるべき事項
2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二 出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添附書類等）
第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
（終了の報告）
第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状

変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

発令 昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

発令 平成 12 年 4 月 28 日庁保記第 226 号

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（1）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

（2）次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（3）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（4）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 80 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただ

し、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合

- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

(1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
③ 小規模な観測・測定機器
④ 木道

(2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第5条第4項第1号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第72条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

奈良県桜井市

特別史跡 山田寺跡 保存活用計画書

発 行 / 桜井市

編 集 / 桜井市教育委員会文化財課

〒633-0074 奈良県桜井市大字芝 58-2 番地

TEL 0744-42-6005

FAX 0744-42-1366

発行年月日 / 令和4年1月28日